

# 官報 号外

平成二十三年八月十日

## ○第百七十七回 参議院会議録第三十二号

平成二十三年八月十日(水曜日)

午前十時一分開議

### ○議事日程 第三十二号

平成二十三年八月十日

午前十時開議

第一 東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国の議許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

第五 東日本大震災関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出)

### ○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

認書は、我が国の議許表の品目分類を商品の名称及び分類についての統一システム条約の二〇〇二年の改正に適合させることを目的とし、我が国の議許表の修正及び訂正について定めるものであります。

最後に、国際通貨基金協定の改正は、国際通貨基金における新興国及び途上国の代表性の拡大等を目的として、理事会の改革を行うための改正について定めるものであります。

委員会におきましては、三件を一括して議題とし、東南アジア友好協力条約への欧州連合の加入の意義、関税実務の更なる負担軽減に向けた経済連携協定の改正、国際通貨基金に対する我が国の人的貢献の在り方等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、順次採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたします。まず、東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めるの件及び千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国の議許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件を一括して採決いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十七  
賛成 二百三十二  
反対 五

よって、本件は多数をもって承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(西岡武夫君) 日程第四 災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

日程第五 東日本大震災関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

〔いずれも災害対策特別委員長提出〕

以上両案を一括して議題といたします。

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票の結果を報告いたします。

投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十六  
賛成 二百三十六  
反対 〇

よって、両件は全会一致をもって承認することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(西岡武夫君) 次に、理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十七  
賛成 二百三十二  
反対 五

よって、本件は多数をもって承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(西岡武夫君) 日程第四 災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

日程第五 東日本大震災関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

〔いずれも災害対策特別委員長提出〕

以上両案を一括して議題といたします。

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票の結果を報告いたします。

投票の結果を報告いたします。

投票の結果を報告いたします。

投票の結果を報告いたします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。災害対策特別委員長松下新平君。

(議案は本号末尾に掲載)

(松下新平君登壇、拍手)

○松下新平君 たいま議題となりました両法律案につきまして、災害対策特別委員会を代表して、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

東日本大震災により、多くの被災者が職を失い、あるいは生業の継続が困難となっております。加えて、東日本大震災を起因とするいわゆる二重ローン被害も深刻であります。

現在、支給されている災害弔慰金及び災害障害見舞金、被災者生活再建支援金並びに東日本大震災関連連義援金のいずれも債権者による差押えを禁止する規定を欠くため、差押えを受ける可能性があります。弔慰金、見舞金、支援金は制度の目的に、義援金は寄附した方の意図に照らして、被災者自らの明日への第一歩のために使われるべきものであります。

このような趣旨から、災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案では、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととするとともに、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないこととしております。

また、東日本大震災関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律案では、東日本大震災関連連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととするとともに、東日本

大震災関連連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないこととしております。以上が両法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

なお、両法律案は、昨九日、災害対策特別委員会において全会一致をもって起草、提出したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十六  
賛成 二百三十六  
反対 〇

よつて、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(西岡武夫君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 西岡 武夫君  
副議長 尾辻 秀久君

議員

竹谷とし子君	石川 博崇君	横峯 良郎君	轟木 利治君
吉田 忠智君	亀井亜紀子君	蓮 一舫君	広田 一君
山本 博司君	秋野 公造君	藤末 健三君	尾立 源幸君
山内 徳信君	森田 高君	川崎 稔君	前川 清成君
自見庄三郎君	長沢 広明君	大久保 勉君	白 眞勲君
横山 信一君	又市 征治君	〇ルン・マルテ君	藤田 幸久君
有田 芳生君	金子 洋一君	一川 保夫君	森 ゆうこ君
浜田 昌良君	谷合 正明君	水岡 俊一君	榎葉賀津也君
山本 香苗君	福島みずほ君	岩本 司君	鈴木 寛君
大久保潔重君	米長 晴信君	広野ただし君	郡司 彰君
行田 邦子君	西田 実仁君	平田 健二君	奥石 東君
加藤 修一君	渡辺 孝男君	羽田雄一郎君	加藤 敏幸君
藤谷 光信君	松野 信夫君	小川 敏夫君	長浜 博行君
川上 義博君	室井 邦彦君	小川 勝也君	直嶋 正行君
林 久美子君	魚住裕一郎君	大野 元裕君	長谷川大紋君
松 あきら君	荒木 清寛君	浜田 和幸君	難波 奨二君
小林 正夫君	大石 尚子君	江崎 孝君	大江 康弘君
今野 東君	中村 哲治君	糸数 慶子君	中西 祐介君
佐藤 公治君	木庭健太郎君	松浦 大悟君	中谷 智司君
白浜 一良君	山口那津男君	植松恵美子君	舟山 康江君
草川 昭三君	藤原 正司君	風間 直樹君	塚田 一郎君
谷 博之君	高橋 千秋君	姫井由美子君	武内 則男君
増子 輝彦君	福山 哲郎君	谷岡 郁子君	大河原雅子君
櫻井 充君	小西 洋之君	相原久美子君	藤原 良信君
石橋 通宏君	谷 亮子君	加賀谷 健君	佐藤 正久君
安井美沙子君	斎藤 嘉隆君	那谷屋正義君	足立 信也君
小見山幸治君	田城 郁君	藤本 祐司君	津田弥太郎君
西村まさみ君	徳永 エリ君	芝 博一君	主濱 了君
吉川 沙織君	平山 誠君	柳澤 光美君	野上浩太郎君
外山 齋君	友近 聡朗君	松井 孝治君	大塚 耕平君
梅村 聡君	平山 幸司君	辻 泰弘君	平野 達男君
金子 恵美君	牧山ひろえ君	神本美恵子君	池口 修次君
川合 孝典君	徳永 久志君	山根 隆治君	山谷えり子君
水戸 将史君	大島九州男君	岡崎トミ子君	柳田 稔君
		前田 武志君	田中 直紀君

江田 五月君	山東 昭子君
中原 八一君	長谷川 岳君
藤川 政人君	若林 健太君
三原じゅん子君	高階恵美子君
熊谷 大君	大家 敏志君
宇都 隆史君	岩井 茂樹君
上野 通子君	西田 昌司君
古川 俊治君	牧野たかお君
丸山 和也君	山田 俊男君
森 まさこ君	石井みどり君
佐藤 信秋君	磯崎 陽輔君
島尻安伊子君	義家 弘介君
石井 準一君	福岡 資麿君
佐藤ゆかり君	藤井 基之君
岡田 直樹君	岸 信夫君
北川イツセイ君	伊達 忠一君
小泉 昭男君	末松 信介君
中川 雅治君	宮沢 洋一君
関口 昌一君	山本 順三君
脇 雅史君	鈴木 政二君
岡田 広君	吉田 博美君
丸川 珠代君	川口 順子君
鴻池 祥肇君	山崎 正昭君
林 芳正君	中曾根弘文君
小坂 憲次君	世耕 弘成君
山本 一太君	溝手 顕正君
谷川 秀善君	渡辺 猛之君
中山 恭子君	上野ひろし君
田村 智子君	磯崎 仁彦君
石井 浩郎君	荒井 広幸君
松田 公太君	山下 芳生君
青木 一彦君	赤石 清美君
舛添 要一君	小熊 慎司君
紙 智子君	片山さつき君
松下 新平君	水落 敏栄君
藤井 孝男君	片山虎之助君

桜内 文城君	大門実紀史君
中村 博彦君	二之湯 智君
野村 哲郎君	松村 祥史君
猪口 邦子君	中西 健治君
柴田 巧君	井上 哲士君
松山 政司君	加治屋義人君
愛知 治郎君	有村 治子君
金子原二郎君	寺田 典城君
江口 克彦君	橋本 聖子君
松村 龍二君	衛藤 晟一君
山崎 力君	岩城 光英君
岸 宏一君	鶴保 庸介君
川田 龍平君	水野 賢一君
外務大臣 松本 剛明君	
厚生労働大臣 細川 律夫君	
内閣府特命担当大臣(防災) 平野 達男君	

議長報告事項  
去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員	補欠
農林水産委員	行田 邦子君
経済産業委員	金子 恵美君
予算委員	徳永 エリ君
補欠	山田 俊男君

決算委員  
辞任 中西 祐介君 補欠 熊谷 大君  
山田 俊男君 青木 一彦君

行政監視委員  
辞任 熊谷 大君 補欠 中西 祐介君

理事 渡辺 孝男君 (渡辺孝男君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。  
国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人員費の総額の削減に関する法律案(小野次郎君発議)(参第一七号)  
日本銀行法の一部を改正する法律案(桜内文城君発議)(参第一八号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。  
東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案  
東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。  
有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案  
同日内閣から次の答弁書を受領した。  
参議院議員江口克彦君提出北方領土問題に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書(第二三七号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。  
東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律  
東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律  
有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律  
一昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任	石川 博崇君	補欠	山口那津男君
辞任	山口那津男君	補欠	石川 博崇君
辞任	山崎 博君	補欠	川崎 稔君
辞任	風間 直樹君	補欠	川崎 稔君
辞任	水戸 将史君	補欠	水戸 将史君
辞任	水戸 将史君	補欠	水戸 将史君
辞任	姫井由美子君	補欠	水戸 将史君
辞任	川崎 稔君	補欠	風間 直樹君
辞任	高橋 千秋君	補欠	前川 清成君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(辻恵君外二名提出)(衆第二三三号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案(磯崎陽輔君外五名発議)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

放射性廃棄物の海洋投棄に関する質問主意書(水野賢一君提出)(第二五三三号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

医薬部外品及び化粧品に係る副作用報告に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第三三八号)

時避難準備区域についての物流業界に対する情報伝達に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第二四四号)

東日本大震災の被災地の事業所の取扱いに関する質問主意書(森まさこ君提出)(第二四六号)

東日本大震災の被災地における雇用調整助成金の取扱いに関する質問主意書(森まさこ君提出)(第二四七号)

東日本大震災の被災地における国民健康保険等の取扱に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第二四九号)

東日本大震災の被災地における雇用保険の失業給付の取扱いに関する質問主意書(森まさこ君提出)(第二五〇号)

東京電力福島第一原子力発電所事故被害からの農業の再生に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第二五一号)

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う賠償の対象範囲に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第二五二号)

昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国土交通委員 辞任 直樹君 補欠 川崎 稔君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 平山 誠君 補欠 藤谷 光信君

同日委員から次の議案が提出された。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(参第一九号)

同日議長から次の議案が提出された。

東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案(橋本聖子君外六名発議)(参第二一号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

策特別委員長提出) 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出)

同日議長から次の議案が撤回された。

同日議長は、去る四日予備審査のため衆議院に送付した次の議案は発議者が撤回した旨同院に通知した。

同日議長は、去る四日予備審査のため衆議院に送付した次の議案は発議者が撤回した旨同院に通知した。

同日議長は、去る四日予備審査のため衆議院に送付した次の議案は発議者が撤回した旨同院に通知した。

同日議長は、去る四日予備審査のため衆議院に送付した次の議案は発議者が撤回した旨同院に通知した。

同日議長は、去る四日予備審査のため衆議院に送付した次の議案は発議者が撤回した旨同院に通知した。

同日議長は、去る四日予備審査のため衆議院に送付した次の議案は発議者が撤回した旨同院に通知した。

審査報告書

東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めの件  
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年八月九日

外交防衛委員長 佐藤 公治  
参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、東南アジアにおける友好協力条約の締結に、専ら主権国家によつて構成される地域機関を加えることについて定めるものである。我が国がこの議定書を締結し、その効に寄与することにより、東アジアにおける地域協力を促進することが期待されるので、適切な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めの件  
右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年八月二日

衆議院議長 横路 孝弘  
参議院議長 西岡 武夫殿

東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めの件

東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書

ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国、オーストラリア連邦、バングラデシュ人民共和国、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、フランス共和国、インド共和国、日本国、モンゴル国、ニュージーランド、パキスタン・イスラム共和国、バプアニューギニア、大韓民国、ロシア連邦、スリランカ民主主義共和国、東ティモール民主共和国、トルコ共和国及びアメリカ合衆国(以下「この議定書の締結国」といふ)は、

東南アジアの内外の全ての平和愛好国(特に東南アジア地域に隣接する国)及び専ら主権国家によつて構成される地域機関との協力が適切に強化されることを確保することを希望し、

世界の平和、安定及び調和を一層促進するため東南アジアの内外の全ての平和愛好国との協力が必要であることを規定する千九百七十六年二月二十四日にバリのデンパサールで作成された東南アジアにおける友好協力条約(以下「友好条約」といふ)前文の第五段落を考慮して、

第一条

友好条約第十八条の第三段落を次のように改める。

この条約は、東南アジアの全ての国、すなわち、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国及びベトナム社会主義共和国の同意を得ることを条件

として、東南アジア以外の国及び専ら主権国家によつて構成される地域機関による加入のために開放しておく。

第二条

友好条約第十四条の第二段落を次のように改める。

ただし、この条の規定は、東南アジア以外の締結国については、当該締結国が地域的な手続により解決されるべき紛争に直接関係する場合に限り、適用する。

第三条

この議定書は、批准されなければならない。この議定書は、この議定書の締結国の批准書のうち最後のものが寄託された日に効力を生ずる。

二十年七月二十三日にベトナムのハノイで、英語により本書一通を作成した。

(署名欄は省略)

審査報告書

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十六年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めの件  
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年八月九日

外交防衛委員長 佐藤 公治  
参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

この確認書は、世界貿易機関を設立するマラ

ケシュ協定に含まれている我が国の譲許表に掲げる品目分類を平成十四年一月一日に効力を生じた商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に適合させることを目的とし、我が国の譲許表の修正及び訂正について定めるものである。我が国がこの確認書を締結することは、関税事務を容易にする見地から有意義であると考えられるので、適切な措置と認める。

一、費用  
別に費用を要しない。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十六年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めの件  
右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年八月二日

衆議院議長 横路 孝弘  
参議院議長 西岡 武夫殿

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十六年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めの件

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十六年六月十五日に作成された確認書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に作成された確認書

千九百四十七年の関税及び貿易に関する一般協定の締約国団が、千九百九十一年十月八日に統一システムの変更の実施のための手続に関する決定(17/第六九〇五号)を採択し、

前記の決定の規定に従い、第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正を含む案が二千九百九十四年八月二十九日に文書(G/MA/TAR/RS/第一四五号)により世界貿易機関の全ての加盟国に通報され、二千九百九十四年十一月二十九日に承認されたので、

ここに、第三十八表(日本国の譲許表)の当該修正及び訂正が前記の決定の規定により確定されたものであることを確認する。

この確認書に附属する譲許表の当該修正及び訂正は、日本政府が自国の国内手続の完了後に世界貿易機関事務局長に宛てた通告書に従って効力を生ずる。

この確認書は、世界貿易機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、世界貿易機関の各加盟国に対し、速やかにその認証謄本を送付する。この確認書は、国際連合憲章第百二条の規定により登録する。

二千九百九十四年六月十五日にジュネーブで作成した。

第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正

第三十八表 日本国の譲許表

第一部 最恵国関税率表

第一節 農産品

第一A節 関税

次の部分は、従前の譲許表の関連部分に代わる。

1	2	3	4	5	6	7	8	
関税率表 番号	品 名	基準税率	最終税率	現行譲許を定 めている文書	原交渉 国	一般協定上の 譲許を最初に 定めた文書	旧原交 渉国	その 他の 租税 及び 課徴 金
001010	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー(生きてい るものに限る。)							
001010	馬 純粋種の繁殖用のもの サラブレッド種、サラブレッ ド系種、アラブ種、アングロ アラブ種又はアラブ系種の馬 (以下この項において「軽種 馬」という。)以外のもので ある旨が政令で定めるところ により証明されたもの その他のもの 軽種馬(競馬の競走用以外 の用途に供するものであ り、かつ、妊娠していない ものである旨が政令で定め るところにより証明された ものに限る。)	無税	▽無税					



平成二十三年八月十日 参議院會議録第三十二号 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表の修正及び訂正に関する) 千九百九十五年に作成された確認書の締結について承認を求めめるの件

品名	税率	備考
その他のもの	七%	〇銭
にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	五%	
にんじん及びかぶ	五%	
その他のもの	五%	
ごぼう	二・五%	
その他のもの	五%	
その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	五%	
アーティチョーク	五%	
アスパラガス	五%	
なす	五%	
セルリー(セルリアクを除く。)	五%	
きのこ及びトリフ	五%	
きのこ(はらたけ属のもの)	四・三%	
トリフ	三%	
その他のもの	五%	
まつたけ	五%	
その他のもの	五%	
とうがらし属又はビメンタ属の果実	五%	四・三%
ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	五%	三%
その他のもの	五%	三%
スイートコーン	一〇%	六%
その他のもの	五%	三%
冷凍野菜(調理しないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。)	一〇%	六%
ばれいしょ	一〇%	八・五%
豆(さやを除いてあるかないかを問わない。)	一〇%	八・五%
えんどう(ビスマ・サティウム)	一〇%	八・五%
ささげ属又はいんげんまめ属の豆	一〇%	八・五%
その他のもの	一〇%	六%
枝豆	一〇%	八・五%
その他のもの	一〇%	八・五%
ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	一〇%	八・五%
干草	一〇%	
スイートコーン	二二・五%	一〇・六%
その他の野菜	二〇%	二%
ごぼう	一〇%	六%
その他のもの	一〇%	六%
野菜を混合したもの	一〇・六%	
スイートコーンを主成分とするもの	二二・五%	一〇・六%
その他のもの	一〇%	六%
一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)	一〇%	六%
オリーブ	一五%	九%
ケール	一五%	九%
きゅうり及びガーキン	一五%	九%
きのこ及びトリフ	一五%	九%
きのこ(はらたけ属のもの)	一五%	九%
その他のもの	一五%	九%
その他の野菜及び野菜を混合したもの	一五%	九%
なす(一個の重量が二〇グラム以下のものに限る。)	一〇%	六%
う及びわらび	一〇%	六%
ごぼう	一〇%	九%
その他のもの	一五%	九%
乾燥野菜(全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。)	一五%	九%
たまねぎ	一五%	九%
きのこ、きくらげ(きくらげ属のもの)、白きくらげ(白きくらげ属のもの)及びトリフ	一五%	九%
きのこ(はらたけ属のもの)	一五%	九%
きくらげ(きくらげ属のもの)	一五%	九%
白きくらげ(白きくらげ属のもの)	一五%	九%
その他のもの	一五%	九%



〇三三〇	しいたけ その他のもの その他の野菜及び野菜を混合したもの スイートコーン 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種に適用するようにしたもの その他のもの	一五% 一五%	一一・八% 九%
〇三五 〇三〇 〇三〇	その他のもの ばれいしょ(切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。) その他のもの かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。) オレンジ 毎年六月一日から同年一月三十一日まで輸入されるもの	一五% 一五% 一五%	一一・八% 九%
〇三〇〇	○日までに輸入されるもの (*4) 毎年二月一日から翌年五月三十一日まで輸入されるもの (*12) マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種(*4) グレーフルーツ 毎年六月一日から同年一月三十一日まで輸入されるもの ○日までに輸入されるもの 毎年二月一日から翌年五月三十一日まで輸入されるもの	二六・六% 五三・一%	一六% 三二%
〇三〇〇	レモン(キトルス・リモン及びキトルス・リモナム)及びタイム(キトルス・アウランテイフオリア及びキトルス・ラテイフオリア) その他のもの タイム(キトルス・アウラン)	二六・六% 二五% 二二%	一七% 一〇% 一〇%
〇三〇〇	テイフオリア及びキトルス・ラテイフオリアを除く。 その他のもの その他の果実(生鮮のものに限る。) ストロベリー ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー ブラックカラント、ホワイトカラント、レッドカラント及びグーズベリー クランベリー、ビルベリーその他のパキニウム属の果実 キウイフルーツ ドリアン その他のもの ランプータン、パッションフルーツ、レイシ及びごんし その他のもの 一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。) さくらんぼ その他のもの パナナ 毎年四月一日から同年九月三十一日まで輸入されるもの ○日までに輸入されるもの 毎年一月一日から翌年三月三十一日まで輸入されるもの オレンジ 毎年六月一日から同年一月三十一日まで輸入されるもの (*4) 毎年二月一日から翌年五月三十一日まで輸入されるもの (*12) グレーフルーツ 毎年六月一日から同年一月三十一日まで輸入されるもの	二〇% 四〇% 五〇% 二六・六% 二二% 二五% 二六・六% 二五% 二二%	一七% 二〇% 二五% 一六% 三二%

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表の修正及び訂正に関する二千九百九十四年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件)

二〇三 二〇四	三〇日までに輸入されるもの 毎年二月一日から翌年五月 三十一日までに輸入されるもの レモン及びライム(保存用の溶 液により一時的な保存に適する 処理をしたものを除く。) くり マンダリン、タンジェリン及び うんしゅうみかん並びにクレメ ンタイン、ウイルキングその他 これらに類するかんまつ類の交 雑種(*4) その他のもの	二〇% 四〇% 一〇% 一六% 一〇% 無税 九・六% 二六・六% 二〇%	一〇% 一〇% 無税 九・六% 一七% 一二%
二〇二 二〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びベ レント ひき割り穀物及び穀物のミール 小麦のもの とうもろこしのもの	*一キログラム につき一〇六円 グラムにつき九 〇円	*SSG一キロ グラムにつき九 二・三%
二〇一 二〇二	その他の穀物のもの 大麦又は裸麦のもの ライ小麦のもの オートのもの 米のもの△ その他のもの	*一キログラム につき九八円 グラムにつき八 三元 *一キログラム につき一〇六円 グラムにつき九 〇円 *一キログラム につき四四二円 グラムにつき三 七五円 二〇% 二〇% 二〇% 二五%	*SSG一キロ グラムにつき八 三二・三% *SSG一キロ グラムにつき九 一二% 二五%
二〇〇 二〇一	その他のもの 大麦又は裸麦のもの ライ小麦のもの オートのもの 米のもの△ その他のもの その加工穀物(例えば、穀を除 き、真珠形にどう精し、薄く切り又 は粗くひいたもの) オートのもの とうもろこしのもの コーンフレークの製造に使用 するもの その他のもの その他の穀物のもの 小麦又はライ小麦のもの	二〇% 二〇% 二〇% 二五% 二五% 二五% 二五% 二五%	七五円 *SSG一キロ グラムにつき八 三元 *SSG一キロ グラムにつき九 〇円 *SSG一キロ グラムにつき九 一七% 二〇% 二五% 一六・二% 一八% *SSG一キロ グラムにつき三 七五円 *SSG一キロ グラムにつき三 二二・三% *SSG一キロ グラムにつき三 四一元 *SSG一キロ グラムにつき九 一二% 二〇% 二五% 二五%

三九〇・三	米のもの△	につき一〇六円	グラムにつき九〇円	▽無税
三九〇・四	大麦又は裸麦のもの	につき四〇二円	*一キログラムグラムにつき三〇円	▽無税
三九〇・五	その他のもの	につき四〇二円	*SSG一キログラムにつき三〇円	▽無税
三九〇・六	穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。)	につき四〇二円	*SSG一キログラムにつき三〇円	▽無税
三九〇・七	菜種(割つてあるかないかを問わない。)	二〇%	一七%	▽無税
三九〇・八	菜種(低エルカ酸のもの)	無税	▽無税	▽無税
三九〇・九	その他のもの	無税	▽無税	▽無税
三九〇・一〇	その他の探油用の種及び果実(割つてあるかないかを問わない。)	無税	▽無税	▽無税
三九〇・一一	油やしの実及びバーム核	無税	▽無税	▽無税
三九〇・一二	綿実	無税	▽無税	▽無税
三九〇・一三	ひまの種	無税	▽無税	▽無税
三九〇・一四	マスタードの種	無税	▽無税	▽無税
三九〇・一五	サフラワーの種	無税	▽無税	▽無税
三九〇・一六	その他のもの	無税	▽無税	▽無税
三九〇・一七	けしの種	無税	▽無税	▽無税
三九〇・一八	その他のもの	無税	▽無税	▽無税
三九〇・一九	播種用の種、果実及び胞子	無税	▽無税	▽無税
三九〇・二〇	てん菜の種	無税	▽無税	▽無税
三九〇・二一	飼料用植物の種	無税	▽無税	▽無税
三九〇・二二	ルーサン(アルファルファ)の種	無税	▽無税	▽無税
三九〇・二三	クローバー(トリフォリウム属のもの)の種	無税	▽無税	▽無税
三九〇・二四	フェスクの種	無税	▽無税	▽無税
三九〇・二五	ケンタッキーブルグラス(ポア・プラテンシス)の種	無税	▽無税	▽無税
三九〇・二六	ライグラス(ロリウム・ムルテイフロラム及びロリウム・ペレネ)の種	無税	▽無税	▽無税
三九〇・二七	チモシーの種	無税	▽無税	▽無税
三九〇・二八	その他のもの	無税	▽無税	▽無税
三九〇・二九	園芸用草花の種	無税	▽無税	▽無税
三九〇・三〇	その他のもの	無税	▽無税	▽無税
三九〇・三一	野菜の種	無税	▽無税	▽無税
三九〇・三二	その他のもの	無税	▽無税	▽無税
三九〇・三三	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含む、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)	無税	▽無税	▽無税
三九〇・三四	甘草	無税	▽無税	▽無税
三九〇・三五	おたねにんじん	五%	四・三%	▽無税
三九〇・三六	コカ葉	無税	▽無税	▽無税
三九〇・三七	けしがら	五%	三%	▽無税
三九〇・三八	その他のもの	無税	▽無税	▽無税
三九〇・三九	ヤボランジ業、パチュリ業、セシナ業、ウワウルシ業、ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロ	無税	▽無税	▽無税
三九〇・四〇	フアンツス子、フランタゴブシリウムの種、キナ皮、コンズラノゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、りんどう、ゲンチアナ根、セネガ根、遠志、甘松香、コロソバ根、海葱、ヤラツバ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及、キューベ根、セメンシナ	無税	▽無税	▽無税
三九〇・四一	その他のサントニン採取用のもの、麻黄、沈香、槐花及び大黃	無税	▽無税	▽無税
三九〇・四二	除虫菊	二〇%	一一%	▽無税
三九〇・四三	大麻草及びはとむぎ	五%	三%	▽無税
三九〇・四四	その他のもの	五%	二・五%	▽無税
三九〇・四五	海草その他の藻類、ローカストビー	無税	▽無税	▽無税
三九〇・四六	ン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。)	無税	▽無税	▽無税
三九〇・四七	並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・	無税	▽無税	▽無税

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めめるの件

三三〇〇	インテュプス変種サティウム)の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。	無税	▽無税			酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円	一キログラムにつき一〇円九〇銭
三三〇一	ローカストビーン(種を含む。)	無税	▽無税			その他のもの	一キログラムにつき一〇円七〇銭	一キログラムにつき一三円二〇銭
三三〇二	あんず、桃(ネクターンを含む。)	五%	三%			その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき一三円二〇銭
三三〇三	又はブラムの核及び仁	無税	▽無税			その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき一三円二〇銭
三三〇四	その他のもの	無税	▽無税			その他のもの	一キログラムにつき一七円	一キログラムにつき一〇円九〇銭
三三〇五	てん菜	無税	▽無税			酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円	一キログラムにつき一〇円九〇銭
三三〇六	その他のもの	無税	▽無税			その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき一三円二〇銭
三三〇七	こんにやく芋(アモルフォファルス)(切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)	一キログラムにつき三、二八九円	SSG一キログラムにつき二、七九六円			その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき一三円二〇銭
三三〇八	チコリーの根	一五%	九%			その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含む、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	一〇%(その率が一キログラムにつき一五円五〇銭)	一キログラムにつき一五円五〇銭
三三〇九	さとうきび	無税	▽無税			粗油	一〇%(その率が一キログラムにつき一〇円七〇銭)	一キログラムにつき一〇円七〇銭
三三一〇	その他のもの	五%	三%			粗油	一〇%(その率が一キログラムにつき一〇円七〇銭)	一キログラムにつき一〇円七〇銭
三三一〇	ア及びイルグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)	無税	▽無税			粗油	一〇%(その率が一キログラムにつき一〇円七〇銭)	一キログラムにつき一〇円七〇銭
三三一〇	主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料(例えば、ほうきもちろこし、ピアンサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。)	無税	▽無税			粗油	一〇%(その率が一キログラムにつき一〇円七〇銭)	一キログラムにつき一〇円七〇銭
三三一〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質(ラノリンを含む。)	無税	▽無税			粗油	一〇%(その率が一キログラムにつき一〇円七〇銭)	一キログラムにつき一〇円七〇銭
三三一〇	ウールグリース(粗のものに限る。)	二%	一・二%			粗油	一〇%(その率が一キログラムにつき一〇円七〇銭)	一キログラムにつき一〇円七〇銭
三三一〇	その他のもの	五%	三%			粗油	一〇%(その率が一キログラムにつき一〇円七〇銭)	一キログラムにつき一〇円七〇銭
三三一〇	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	無税	▽無税			粗油	一〇%(その率が一キログラムにつき一〇円七〇銭)	一キログラムにつき一〇円七〇銭
三三一〇	菜種油(低エルカ酸のもの)及びその分別物	無税	▽無税			粗油	一〇%(その率が一キログラムにつき一〇円七〇銭)	一キログラムにつき一〇円七〇銭
三三一〇	粗油	無税	▽無税			粗油	一〇%(その率が一キログラムにつき一〇円七〇銭)	一キログラムにつき一〇円七〇銭





二六二		
<p>グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>香料料又は着色料を加えたもの</p>	<p>三五% (その率が二九・八% (その率が一キログラムにつき二七四のラムにつき二三三) 従量税率より低いときは、当該従量税率)</p> <p>二五%</p> <p>二二・三%</p> <p>三%</p> <p>二五%</p>	<p>その他のもの</p> <p>ソルボース</p> <p>その他のもの</p> <p>麦芽糖</p> <p>その他のもの</p>
<p>砂糖を加えたもの</p>	<p>二八%及び一キログラムにつき七九九円</p> <p>九円</p> <p>二八%及び一キログラムにつきSSG三・八%及び一キログラムにつき六七</p>	<p>当該従量税率</p> <p>二〇%</p> <p>二五%</p> <p>二二・三%</p> <p>九三% (その率が一キログラムにつき三九四八ムにつき二五〇の従量税率より低いときは、当該従量税率)</p> <p>二二・二%</p> <p>二一・二%</p> <p>二〇%</p> <p>二五%</p> <p>二二・三%</p> <p>九三% (その率が一キログラムにつき三九四八ムにつき二五〇の従量税率より低いときは、当該従量税率)</p> <p>二二・二%</p> <p>二一・二%</p> <p>二〇%</p>
<p>物品の調製食料品 (ココアを含有するもの) にあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。</p> <p>青児食用の調製品 (小売用にしたものに限る。)</p> <p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品 (ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもにに限る。)</p> <p>乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもの</p>	<p>二八%及び一キログラムにつき七九九円</p> <p>九円</p> <p>二八%及び一キログラムにつきSSG三・八%及び一キログラムにつき六七</p>	<p>その他のもの</p> <p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>第一九・〇五項のペーカリー製品製造用の混合物及び練り生地</p> <p>穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品 (米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%</p>
<p>物品の調製食料品 (ココアを含有するもの) にあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。</p> <p>青児食用の調製品 (小売用にしたものに限る。)</p> <p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品 (ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもにに限る。)</p> <p>乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもの</p>	<p>二八%及び一キログラムにつき七九九円</p> <p>九円</p> <p>二八%及び一キログラムにつきSSG三・八%及び一キログラムにつき六七</p>	<p>その他のもの</p> <p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>第一九・〇五項のペーカリー製品製造用の混合物及び練り生地</p> <p>穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品 (米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%</p>

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表 (日本国の譲許表) の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めめるの件

<p>を超えるものに限るものとし、 ケーキミックス及び育児食用 又は食餌療法用のものを除 く。)、米菓生地(育児食用 又は食餌療法用のものを除 く。)、及び第○四・○一項から 第○四・○四項までの物品の調 製食料品(ミルクの天然の組成 分の含有量の合計が乾燥状態に おいて全重量の三〇%以上のも のに限る。)</p>	<p>第○四・○一項から第○四・ ○四項までの物品の調製食料 品(ミルクの天然の組成分の 含有量の合計が乾燥状態にお いて全重量の三〇%以上のも のに限る。)</p>	<p>以下のもの 乳脂肪分が全重量の三〇% 以下のもの</p>	<p>その他のもの 米、小麦、ライ小麦、大麦若 しくは裸麦の粉、ひき割りし たもの、ミール若しくはペ レット又はでん粉の一以上を 含有する調製食料品で、これ らの物品の含有量の合計が全 重量の八五%を超えるもの (ケーキミックス及び育児食 用又は食餌療法用のものを除 く。)</p>	<p>二八%及び一キ ログラムにつき %及び一キログ ラムにつき一、 一、三六三元</p>	<p>SSG三・八 %及び一キログ ラムにつき一、 一五九円</p>	<p>七九九円 ラムにつき六 九円</p>	<p>二八%及び一キ ログラムにつき %及び一キログ ラムにつき一、 一五九円</p>
<p>最大の重量を占めるもの△ 米産品、小麦産品(ライ小 麦産品を含む。)、大麦産 品(裸麦産品を含む。)、及 びでん粉のうち、小麦産品 (ライ小麦産品を含む。) が最大の重量を占めるもの</p>	<p>米産品、小麦産品(ライ小 麦産品を含む。)、大麦産 品(裸麦産品を含む。)、及 びでん粉のうち、大麦産品 (裸麦産品を含む。))が最 大の重量を占めるもの</p>	<p>米産品、小麦産品(ライ小 麦産品を含む。)、大麦産 品(裸麦産品を含む。))及 びでん粉のうち、でん粉が 最大の重量を占めるもの 小麦でん粉を含有するも の</p>	<p>米菓生地(育児食用又は食餌 療法用のものを除く。) その他のもの 第○四・○一項から第○四・ ○四項までの物品の調製食料 品 砂糖を加えたもの</p>	<p>*一キログラム につき四四二元 グラムにつき三 七五円</p>	<p>*一キログラム につき一〇六円 グラムにつき九 〇円</p>	<p>*一キログラム につき一五八円 グラムにつき一 三四円</p>	<p>*一キログラム につき四四二元 グラムにつき三 七五円</p>
<p>二八%</p>	<p>二二・八%</p>	<p>二八%</p>	<p>二八%</p>				



<p>その他のもの ケーキミックス 砂糖を加えたもの その他のもの 砂糖を加えたもの しよ糖の含有量が全重量の二五%以下のもの その他のもの その他のもの 小売用の容器入りにしたもの(容器とも一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限り。) その他のもの</p>	<p>二五% 二八% 二〇% 三〇% 二八% 二〇%</p>	<p>二一・三% 二三・八% 一一・二% 二四% 二三・八% 一六%</p>	<p>レトト又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限りとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限りとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)、及び餅、だんごその他これらに類する米産品(育児食用又は食餌療法用のものを除く。)</p>	<p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限りとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)</p>	<p>品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限りとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)</p>
<p>含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限りとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)</p>	<p>乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもの その他のもの</p>	<p>三五%及び一キログラムにつき七九九円 三五%及び一キログラムにつき七九九円 三五%及び一キログラムにつき七九九円 三五%及び一キログラムにつき七九九円</p>	<p>米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの(ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)</p>	<p>米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)、及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの</p>	<p>米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)、及びでん粉のうち、小麦産品(ライ小麦産品を含む。))が最大の重量を占めるもの</p>

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表の修正及び訂正に関する二千九  
年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めめるの件 一八

<p>米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びびでん粉のうち、大麦産品(裸麦産品を含む)が最大の重量を占めるもの</p>	<p>*一キログラムにつき九八円</p>	<p>*SSG一キログラムにつき八三円</p>	<p>米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びびでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの 小麦でん粉を含有するもの</p>	<p>*一キログラムにつき一五八円 グラムにつき一三四円</p>	<p>*SSG一キログラムにつき一四〇円 グラムにつき一一九円</p>
<p>餅、だんごその他これらに類する米産品(育児食用又は食餌療法用のものを除く。) △</p>	<p>*一キログラムにつき四四二円</p>	<p>*SSG一キログラムにつき三七五円</p>	<p>その他のもの 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品 砂糖を加えたもの しよ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの その他のもの 加圧容器入りにした ホイップドクリーム (*) その他のもの その他のもの(*)</p>	<p>三七・二% 二八% 四六・五%</p>	<p>一三・八% 一三・八% 二九・八%</p>
<p>その他のもの 加圧容器入りにしたホイップドクリーム(*) その他のもの 麦芽エキス その他のもの 砂糖を加えたもの しよ糖の含有量が全重量の一五%以下のもの その他のもの 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの その他のもの 小売用の容器入りにしたもの(容器とも一個の重量が五〇グラム以下のものに限る。) その他のもの</p>	<p>三三・二% 二五% 一五% 三〇%</p>	<p>二二・三% 二一・三% 九% 二四%</p>	<p>煎つて得た調製食料品(例えば、コーンフレーク)並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉、ひき割り穀物及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。) 穀物又は穀物産品を膨張させて又は煎つて得た調製食料品 朝食用穀物調製品(米、小麦、ライ小麦、大麦又は裸麦を単に膨張させて又は煎つて得たものを除く。) 米、小麦(ライ小麦を含む。) 又は大麦(裸麦を含む。) いずれかを単に膨張させて又は煎つて得た物品の含有量が全重量の五〇%以上の調製食料品 米のもの△</p>	<p>一六% 二〇%</p>	<p>一一・六% 一六%</p>

<p>五〇三 小麦 (ライ小麦を含む。) のもの 四一円</p> <p>小麦 (ライ小麦を含む。) のもの *一キログラム につき一〇〇円 グラムにつき八 五円</p> <p>大麦 (裸麦を含む。) のもの *一キログラム につき七五円 グラムにつき六 四円</p> <p>その他のもの 一九・二% 一六・三%</p>	<p>朝食用穀物調製品 米、小麦 (ライ小麦を含む。) 又は大麦 (裸麦を含む。) のい づれかを単に膨張させて得た物 品の含有量が全重量の五〇%以 上の調製食品 一九・二% 一一・五%</p>	<p>五〇二 小麦 (ライ小麦を含む。) のもの 四一円</p> <p>小麦 (ライ小麦を含む。) のもの *一キログラム につき四〇二元 グラムにつき三 四一円</p> <p>大麦 (裸麦を含む。) のもの *一キログラム につき七五円 グラムにつき六 四円</p> <p>その他のもの 一九・二% 一六・三%</p>	<p>その他のもの 一九・二% 一六・三%</p>	<p>五〇一 小麦 (ライ小麦を含む。) のもの 四一円</p> <p>小麦 (ライ小麦を含む。) のもの *一キログラム につき四〇二元 グラムにつき三 四一円</p> <p>大麦 (裸麦を含む。) のもの *一キログラム につき七五円 グラムにつき六 四円</p> <p>その他のもの 一九・二% 一六・三%</p>	<p>その他のもの 一九・二% 一六・三%</p>	<p>四九九 小麦 (ライ小麦を含む。) のもの 四一円</p> <p>小麦 (ライ小麦を含む。) のもの *一キログラム につき四〇二元 グラムにつき三 四一円</p> <p>大麦 (裸麦を含む。) のもの *一キログラム につき七五円 グラムにつき六 四円</p> <p>その他のもの 一九・二% 一六・三%</p>	<p>その他のもの 一九・二% 一六・三%</p>	<p>四九八 小麦 (ライ小麦を含む。) のもの 四一円</p> <p>小麦 (ライ小麦を含む。) のもの *一キログラム につき四〇二元 グラムにつき三 四一円</p> <p>大麦 (裸麦を含む。) のもの *一キログラム につき七五円 グラムにつき六 四円</p> <p>その他のもの 一九・二% 一六・三%</p>	<p>その他のもの 一九・二% 一六・三%</p>
<p>五〇七 小麦又はライ小麦のもの 四一円</p> <p>小麦又はライ小麦のもの *一キログラム につき一〇〇円 グラムにつき八 五円</p> <p>大麦又は裸麦のもの *一キログラム につき七五円 グラムにつき六 四円</p> <p>その他のもの 二五% 二一・三%</p>	<p>パン、ペーストリー、ケーキ、ビス ケットその他のベーカリー製品 (コ コアを含有するかしないかを問わ ない。) 及び聖さん用ウエハ、医療用 に適するオプラー、シーリングウエ ハ、ライスペーパーその他これらに 類する物品 クリスブレッド ジンジャーブレッドその他これに類 する物品 スイートビスケット、ワッフル及び ウエハ 一五% 九% 一八%</p>	<p>五〇六 スイートビスケット 二〇・四%</p> <p>ワッフル及びウエハ 一八%</p> <p>ラスク、トーストパンその他これら に類する焼いた物品 九%</p> <p>その他のもの 九%</p> <p>パン、乾パンその他これらに類 するベーカリー製品 (砂糖、蜂 蜜、卵、脂肪、チーズ又は果実 を加えたものを除く。) 一五% 九%</p> <p>聖さん用ウエハ、医療用に適 するオプラー、シーリングウ エハ、ライスペーパーその他 これらに類する物品 一〇% 六%</p> <p>その他のもの 砂糖を加えたもの あられ、煎餅その他これら に類する米菓 四〇% 三四%</p> <p>ビスケット、クッキー及び クラッカー 三四% 一五%</p> <p>主としてばれいしの粉か</p>	<p>その他のもの 砂糖を加えたもの あられ、煎餅その他これら に類する米菓 四〇% 三四%</p> <p>ビスケット、クッキー及び クラッカー 三四% 一五%</p> <p>主としてばれいしの粉か</p>	<p>五〇五 スイートビスケット 二〇・四%</p> <p>ワッフル及びウエハ 一八%</p> <p>ラスク、トーストパンその他これら に類する焼いた物品 九%</p> <p>その他のもの 九%</p> <p>パン、乾パンその他これらに類 するベーカリー製品 (砂糖、蜂 蜜、卵、脂肪、チーズ又は果実 を加えたものを除く。) 一五% 九%</p> <p>聖さん用ウエハ、医療用に適 するオプラー、シーリングウ エハ、ライスペーパーその他 これらに類する物品 一〇% 六%</p> <p>その他のもの 砂糖を加えたもの あられ、煎餅その他これら に類する米菓 四〇% 三四%</p> <p>ビスケット、クッキー及び クラッカー 三四% 一五%</p> <p>主としてばれいしの粉か</p>	<p>その他のもの 砂糖を加えたもの あられ、煎餅その他これら に類する米菓 四〇% 三四%</p> <p>ビスケット、クッキー及び クラッカー 三四% 一五%</p> <p>主としてばれいしの粉か</p>	<p>五〇四 スイートビスケット 二〇・四%</p> <p>ワッフル及びウエハ 一八%</p> <p>ラスク、トーストパンその他これら に類する焼いた物品 九%</p> <p>その他のもの 九%</p> <p>パン、乾パンその他これらに類 するベーカリー製品 (砂糖、蜂 蜜、卵、脂肪、チーズ又は果実 を加えたものを除く。) 一五% 九%</p> <p>聖さん用ウエハ、医療用に適 するオプラー、シーリングウ エハ、ライスペーパーその他 これらに類する物品 一〇% 六%</p> <p>その他のもの 砂糖を加えたもの あられ、煎餅その他これら に類する米菓 四〇% 三四%</p> <p>ビスケット、クッキー及び クラッカー 三四% 一五%</p> <p>主としてばれいしの粉か</p>	<p>その他のもの 砂糖を加えたもの あられ、煎餅その他これら に類する米菓 四〇% 三四%</p> <p>ビスケット、クッキー及び クラッカー 三四% 一五%</p> <p>主としてばれいしの粉か</p>	<p>四九九 スイートビスケット 二〇・四%</p> <p>ワッフル及びウエハ 一八%</p> <p>ラスク、トーストパンその他これら に類する焼いた物品 九%</p> <p>その他のもの 九%</p> <p>パン、乾パンその他これらに類 するベーカリー製品 (砂糖、蜂 蜜、卵、脂肪、チーズ又は果実 を加えたものを除く。) 一五% 九%</p> <p>聖さん用ウエハ、医療用に適 するオプラー、シーリングウ エハ、ライスペーパーその他 これらに類する物品 一〇% 六%</p> <p>その他のもの 砂糖を加えたもの あられ、煎餅その他これら に類する米菓 四〇% 三四%</p> <p>ビスケット、クッキー及び クラッカー 三四% 一五%</p> <p>主としてばれいしの粉か</p>	<p>その他のもの 砂糖を加えたもの あられ、煎餅その他これら に類する米菓 四〇% 三四%</p> <p>ビスケット、クッキー及び クラッカー 三四% 一五%</p> <p>主としてばれいしの粉か</p>

1001.0	<p>ら成る混合物を成型した 後、食用油で揚げ又は焼い たもの その他のもの ビザ(冷蔵し又は冷凍し たものに限る。) その他のもの その他のもの あられ、煎餅その他これら に類する米菓 ビスケット、クッキー及び クラッカー 主としてばれいしょの粉か ら成る混合物を成型した 後、食用油で揚げ又は焼い たもの その他のもの 食酢又は酢酸により調製し又は保存に 適する処理をした野菜、果実、ナット その他植物の食用の部分</p>	<p>一五% 三〇% 三〇% 三〇% 三五% 三〇% 三〇% 一五% 一五%</p>	<p>九% 二四% 二五・五% 二九・八% 二一・三% 九%</p>
1001.0	<p>きゅうり及びガキ 砂糖を加えたもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの パイヤ、ポポー、アボカ ド、グアバ、ドリアン、ピ リンビ、チャンベダ、ナン カ、パンの実、ランブータ ン、ジャンボ、レンプ、サポ テ、チェリモア、サントル、 シュガーアップル、カスター アップル、パッションフル ツ、ランソム、サワーサッ プ、レイシ、マンゴー及びマ ンゴスチン スイートコーン ヤングコーン その他のもの その他のもの</p>	<p>二五% 二〇% 一五% 一五% 一五% 一七・五% 二八% 二五%</p>	<p>一五% 一五% 一〇・五% 一六・八% 一五%</p>
1001.0	<p>パイヤ、ポポー、アボカ ド、グアバ、ドリアン、ピ リンビ、チャンベダ、ナン カ、パンの実、ランブータ ン、ジャンボ、レンプ、サポ テ、チェリモア、サントル、 シュガーアップル、カスター アップル、パッションフル ツ、ランソム、サワーサッ プ、レイシ、マンゴー及びマ ンゴスチン スイートコーン ヤングコーン その他のもの 調製し又は保存に適する処理をしたき のこ及びトリフ(食酢又は酢酸により 調製し又は保存に適する処理をしたも のを除く。) きのこ(はらだけ属のもの) 砂糖を加えたもの</p>	<p>二二・四% 二二・五% 二五% 二〇% 二二・四%</p>	<p>六% 七・五% 一五% 一二%</p>
1001.0	<p>その他のもの 気密容器入りのもの(容器と も一つの重量が一〇キログ ラム以下のものに限る。) フレンチマッシュルーム その他のもの その他のもの トリフ 気密容器入りのもの(容器とも の一個の重量が一〇キログラム 以下のものに限る。) その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの 気密容器入りのもの(容器と も一つの重量が一〇キログ ラム以下のものに限る。) その他のもの ジャム、フルーツゼリー、マーマレ</p>	<p>一六% 一六% 一七・五% 一六% 一七・五% 一六% 一七・五% 二二・四% 一六% 一六%</p>	<p>一三・六% 九・六% 一〇・五% 一三・四% 九・六% 一〇・五% 一〇・五%</p>

<p>1005・10 ド、果実又はナットのビュレーリー及び果実又はナットのペースト(加熱による調理をして得たものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。) 均質調製果実 砂糖を加えたもの(*12) その他のもの(*6)</p>	<p>五三・一 三三・二 二二・三</p>	<p>三四 三四</p>	<p>1005・11 かんきつ類の果実 ジャム、フルーツゼリー及びマーメイド 砂糖を加えたもの その他のもの フルーツビュレーリー及びフルーツペースト 砂糖を加えたもの(*12) その他のもの(*6)</p>	<p>二八 二〇 五三・一 三三・二</p>	<p>一六・八 二二 三四</p>	<p>1005・12 ジャム及びフルーツゼリー 砂糖を加えたもの その他のもの 砂糖を加えたもの(*12) その他のもの(*6)</p>	<p>二八 二〇 五三・一 三三・二</p>	<p>一六・八 二二 三四</p>	<p>1005・13 果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に達する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。) ナット、落花生その他の種(これらを相互に混合してあるかないかを問わない。) 落花生 砂糖を加えたもの ピーナツバター その他のもの ピーナツバター</p>	<p>二八 二〇 五三・一 三三・二 二二・三</p>	<p>一六・八 二二 三四</p>	<p>1005・14 その他のもの(混合したものを含む。) 砂糖を加えたもの バルブ状のもの その他のもの カシューナット及びその他の煎ったナット その他のもの その他のもの バルブ状のもの その他のもの アーモンド(煎ったものに限る。) アナット ペカン(煎ったものに限る。) その他のもの ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイス</p>	<p>二五 三五 二二・四 二八 二〇 二〇 一〇 二〇</p>	<p>二二・三 二二 一一 一六・八 一〇 五 五</p>	<p>1005・15 ナット、ヘーゼルナット及びカシューナット その他のもの 煎ったもの ぎんなん その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの 気密容器入りのもの(容器とも一個の重量が一〇キログラム以下で、細片にし、</p>	<p>二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇</p>	<p>一〇 二二 二二 二二 二二 二二 二二</p>
<p>1005・16 その他のもの 気密容器入りのもの(容器とも一個の重量が一〇キログラム以下で、細片にし、</p>	<p>二五 二二・三</p>	<p>二二・三 二二</p>	<p>1005・17 その他のもの 気密容器入りのもの(容器とも一個の重量が一〇キログラム以下で、細片にし、</p>	<p>二五 二二・三</p>	<p>二二・三 二二</p>												

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件)

100キ		100キ	
破砕し又はバルブ状にしたものに限り。(*)9)	三九・八%	二五・五%	
その他のもの(*)16)	七三%	四六・八%	
気密容器入りのも(容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに限りものとし、細片にし、破砕し又はバルブ状にしたものを除く。)	七三%	***キロ	
	グラムにつき三三円	二五・五%	
その他のもの(*)9)	七三%	二五・五%	
かんきつ類の果実			
砂糖を加えたもの			
バルブ状のもの(*)10)	四六・五%	二九・八%	
その他のもの	二八%	二三・八%	
その他のもの			
バルブ状のもの(*)6)	二三・二%	二二・三%	
その他のもの	二〇%	一七%	
梨			

  

100キ		100キ	
砂糖を加えたもの			
バルブ状のもの			
気密容器入りのもの	二五%	一五%	
その他のもの	三五%	二二%	
その他のもの			
気密容器入りのもの	一八%	一〇・八%	
その他のもの	二五%	一五%	
バルブ状のもの			
気密容器入りのもの	二〇%	一一%	
その他のもの	二五%	一五%	
その他のもの			
気密容器入りのもの	一五%	九%	
その他のもの	一八%	一〇・八%	
あんず			
砂糖を加えたもの	二五%	一五%	
その他のもの	二〇%	一二%	
さくらんぼ			
砂糖を加えたもの	二五%	一五%	
その他のもの	二〇%	一二%	
その他のもの			

  

100キ		100キ	
桃(ネクタリンを含む。)			
砂糖を加えたもの			
バルブ状のもの			
気密容器入りのもの(*)	三三・二%	二二・三%	
6)	四六・五%	二九・八%	
その他のもの(*)10)			
その他のもの			
気密容器入りのも	一五%	六・七%	
容器とも一つの重量が二キログラム以上のもの	一八%	八%	
その他のもの	二二・四%	一三・四%	
その他のもの			
バルブ状のもの			
気密容器入りもの(*)	二六・六%	一七%	
4)	三三・二%	二二・三%	
その他のもの(*)6)	二〇%	六・七%	
その他のもの	一六%	九・六%	
気密容器入りのもの			
その他のもの			
砂糖を加えたもの			
バルブ状のもの			
その他のもの	一八・四%	一一%	
その他のもの	二五%	一五%	
バルブ状のもの	二〇%	一二%	
その他のもの			
その他のもの(混合したものを(第一〇〇八・一九号のものを除く。)を含む。)			
Baumheart	二五%	一五%	
混合したもの			
ミックスフルーツ、フルー			
ツアラダ及びフルーツカクテ			
ル			
砂糖を加えたもの	一四%	六%	
その他のもの	二〇%	六%	
その他のもの			
砂糖を加えたもの	四六・五%	二九・八%	
バルブ状のもの(*)10)			

100.11		100.12		100.13	
その他のもの	二八%	これんし	二〇%	その他のもの(*11)	二五・五%
その他のもの	二二・二%	爆裂種のとうもろこし(通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限り。)	二〇%	冷凍してないもの(プリックス値が二〇以下のものに限り。)	二九・八%
その他のもの(*6)	二〇%	果実又は野菜のジュース(おろし搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限り)とし、砂糖その他の甘味料を加えておかないかを問わない。)	九%	砂糖を加えたもの	二五・五%
その他のもの	二〇%	オレンジジュース	二二%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二九・八%
砂糖を加えたもの	三五%	冷凍したもの	二五・五%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二九・八%
パルプ状のもの	四六・五%	砂糖を加えたもの	二五・五%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二九・八%
バナナ及びアボカド	二二%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二五・五%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二九・八%
その他のもの(*10)	一八・四%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二五・五%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二九・八%
ベリー及びブルーベリー	一一%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二五・五%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二九・八%
その他のもの	一一%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二五・五%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二九・八%
バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	二二・四%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二五・五%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二九・八%
その他のもの	一一%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二五・五%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二九・八%
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びこれんし	二八%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二五・五%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二九・八%
その他のもの	二八%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二五・五%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二九・八%
パルプ状のもの	二八%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二五・五%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二九・八%
バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ、マンゴスチン及びブルーベリー	二五%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二五・五%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二九・八%
その他のもの(*6)	二二・二%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二五・五%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二九・八%
その他のもの	一一・八%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二五・五%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二九・八%
ブルーベリー	七・七%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二五・五%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二九・八%
バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	一六%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二五・五%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二九・八%
その他のもの	九・六%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二五・五%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二九・八%
さといも(冷凍したものに限り。)		しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二五・五%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二九・八%
その他のもの		しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二五・五%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二九・八%
リン、パッションフルーツ、レイシ及び		しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二五・五%	しよ糖(天然に含有するものを含む。)	二九・八%

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件)

税率より低いときは、当該従量税率(税率)	税率より低いときは、当該従量税率(税率)
100.00元 その他のもの しょう糖の含有量が全重量の10%以下のもの(*6) その他のもの(*9) その他のもの(11)	税率より低いときは、当該従量税率(税率) 33.2% 33.8% 39.8% 46.5% (その率が一キログラムにつき三五円九〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) 59.8% 66.5% (その率が一キログラムにつき三五円九〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)
100.00元 その他のもの しょう糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの グレープフルーツジュース プリックス値が二〇以下のもの 砂糖を加えたもの しょう糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの その他のもの その他のもの しょう糖の含有量が全重量の10%以下のもの その他のもの	税率より低いときは、当該従量税率(税率) 27% 29.8% 33.2% 33.8% 39.8% 46.5% (その率が一キログラムにつき三七円四角の従量税率より低いときは、当該従量税率) 59.8% 66.5% (その率が一キログラムにつき三五円九〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)
100.00元 その他のもの しょう糖を加えたもの しょう糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの その他のもの その他のもの(*5)	税率より低いときは、当該従量税率(税率) 27% 29.8% (その率が一キログラムにつき二七円四角の従量税率より低いときは、当該従量税率) 35% (その率が一キログラムにつき二七円四角の従量税率より低いときは、当該従量税率) 39.8% 46.5% (その率が一キログラムにつき二七円四角の従量税率より低いときは、当該従量税率) 59.8% 66.5% (その率が一キログラムにつき二七円四角の従量税率より低いときは、当該従量税率)
100.00元 その他のもの しょう糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの レモンジュース ライムジュース その他のもの(*5) その他のもの(*9) しょう糖を加えたもの	税率より低いときは、当該従量税率(税率) 27% 29.8% 35% 39.8% 46.5% (その率が一キログラムにつき二七円四角の従量税率より低いときは、当該従量税率) 59.8% 66.5% (その率が一キログラムにつき二七円四角の従量税率より低いときは、当該従量税率)



<p>100g以上</p> <p>その他のもの</p> <p>しよ糖の含有量が全重量の 一〇%以下のもの</p> <p>レモンジュース</p> <p>ライムジュース</p> <p>その他のもの(*5)</p> <p>その他のもの(*9)</p> <p>プリンクス値が二〇以下のもの</p>	<p>しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの (*7)</p> <p>その他のもの(*11)</p> <p>四六・五%(そ 二九・八%(その率が一キログラムにつき三五円九〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)</p> <p>二九・九%</p> <p>二〇%</p> <p>二九・九%</p> <p>二九・八%</p>	<p>二九・八%</p> <p>二九・九%</p> <p>二九・八%</p> <p>二九・九%</p> <p>二九・八%</p>	<p>100g以下</p> <p>その他のもの</p> <p>しよ糖を加えたもの</p> <p>しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの(*11)</p> <p>その他のもの(*7)</p> <p>その他のもの(*11)</p> <p>その他のもの</p> <p>しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの(*5)</p> <p>その他のもの(*9)</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p>	<p>しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの (*7)</p> <p>その他のもの(*11)</p> <p>四六・五%(そ 二九・八%(その率が一キログラムにつき三五円九〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)</p> <p>二九・九%</p> <p>二〇%</p> <p>二九・九%</p> <p>二九・八%</p>	<p>二九・八%</p> <p>二九・九%</p> <p>二九・八%</p> <p>二九・九%</p> <p>二九・八%</p>
<p>100g以上</p> <p>その他のもの</p> <p>しよ糖の含有量が全重量の 一〇%以下のもの(*5)</p> <p>トマトジュース</p> <p>砂糖を加えたもの(*10)</p> <p>その他のもの(*6)</p> <p>ぶどうジュース(ぶどう搾汁を含む。)</p> <p>プリンクス値が三〇以下のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p>	<p>重量の一〇%以下のもの (*7)</p> <p>その他のもの(*11)</p> <p>四六・五%(そ 二九・八%(その率が一キログラムにつき三五円九〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)</p> <p>二九・九%</p> <p>二〇%</p> <p>二九・九%</p> <p>二九・八%</p>	<p>二九・八%</p> <p>二九・九%</p> <p>二九・八%</p> <p>二九・九%</p> <p>二九・八%</p>	<p>100g以下</p> <p>その他のもの</p> <p>しよ糖を加えたもの</p> <p>しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの(*11)</p> <p>その他のもの(*7)</p> <p>その他のもの(*11)</p> <p>その他のもの</p> <p>しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの(*5)</p> <p>その他のもの(*9)</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p>	<p>しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの (*7)</p> <p>その他のもの(*11)</p> <p>四六・五%(そ 二九・八%(その率が一キログラムにつき三五円九〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)</p> <p>二九・九%</p> <p>二〇%</p> <p>二九・九%</p> <p>二九・八%</p>	<p>二九・八%</p> <p>二九・九%</p> <p>二九・八%</p> <p>二九・九%</p> <p>二九・八%</p>

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十四年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

1007	その他のもの しよ糖の含有量が全重量の 一〇%以下のもの(*5) その他のもの(*9)	二九・九% 一九・一% 二五・五%	二九・九% 一九・一% 二五・五%	1008	その他のもの しよ糖の含有量が全重量の 一〇%以下のもの(*5) その他のもの(*10)	二九・九% 一九・一% 二九・八%	二九・九% 一九・一% 二九・八%
1007	その他のもの しよ糖を加えたもの りんごジュース ブリックス値が二〇以下のもの 砂糖を加えたもの しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの(*7)	二九・九% 一九・一% 二五・五%	二九・九% 一九・一% 二五・五%	1008	その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの(*5) その他のもの(*10) その他の果実又は野菜から得たものを除く。 (二)以上の果実又は野菜から得たものを除く。 果汁 砂糖を加えたもの しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの(*7)	二九・九% 一九・一% 二九・八%	二九・九% 一九・一% 二九・八%
1007	その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの(*5) その他のもの(*10) その他のもの 砂糖を加えたもの しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの(*7)	二九・九% 一九・一% 二五・五%	二九・九% 一九・一% 二五・五%	1009	その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの ブルージュース その他のもの(*5) その他のもの(*9) 野菜ジュース 砂糖を加えたもの その他のもの 気密容器入りのもの その他のもの 混合ジュース 混合果汁 砂糖を加えたもの しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの(*7)	二九・九% 一九・一% 二五・五%	二九・九% 一九・一% 二五・五%
1007	その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの(*5) その他のもの(*10) その他のもの 砂糖を加えたもの しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの(*7)	二九・九% 一九・一% 二五・五%	二九・九% 一九・一% 二五・五%	1010	その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの ブルージュース その他のもの(*5) その他のもの(*9) 野菜ジュース 砂糖を加えたもの その他のもの 気密容器入りのもの その他のもの 混合ジュース 混合果汁 砂糖を加えたもの しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの(*7)	二九・九% 一九・一% 二五・五%	二九・九% 一九・一% 二五・五%

官 報 (号 外)

三〇六	その他のもの しょう糖の含有量が全重量の 一〇%以下のもの(*5) その他のもの(*9) 混合野菜ジュース 砂糖を加えたもの その他のもの エチルアルコール(変性させてないも のでアルコール分が八〇%未満のもの に限る。)及び蒸留酒、リキユールそ の他のアルコール飲料 ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾り かすから得た蒸留酒 アルコール分が五〇%以上のも の(二リットル未満の容器入り	ラムにつき三五 円九〇銭の従量 税率より低いと きは、当該従量 税率(二 ラムにつき三 円九〇銭の従量 税率より低いと きは、当該従量 税率)	二九・九% 一九・一% 三九・八% 二五・五% 一三・五% 八・一% 九% 五・四%
三〇八	にしたものを除く。 その他のもの ウイスキー パーボンウイスキー(容器には 内容品がパーボンウイスキーで あることを表示するラベルが貼 り付けてあり、かつ、当該内容 品が原産国の政府又は政府代行 機関により真正なものであると 証明されているものに限る。) ライウイスキー(容器には内容 品がライウイスキーであること を表示するラベルが貼り付けて あり、かつ、当該内容品が原産 国の政府又は政府代行機関によ	一リットルにつ き三八五円 一リットルにつ き一五四円 一リットルにつ き四七五円 一リットルにつ き一八二円	二四・五% 九・八% 二四・五% 九・八%
三〇六	入りにしたものを除く。 その他のもの アルコール分が五〇%以上の もの(二リットル未満の容器 入り)	二八% 一一・二%	一リットルにつ き四一三元 一リットルにつ き一六五円二〇 一リットルにつ 一リットルにつ 一リットルにつ 一リットルにつ 一リットルにつ
三〇六	その他のもの エチルアルコール その他のもの その他のもの ウオツカ リキユール及びコーディアル その他のもの エチルアルコール及び蒸留酒 フルーツブランデー アルコール分が五〇%以上 のもの(二リットル未満の 容器入り)にしたものを除	従量税率) 三三% 一六% 一六% 一六% 一六% 一六% 一六% 一六% 一六% 一六% 一六% 一六%	一リットルにつ き一五〇円 一リットルにつ 一リットルにつ 一リットルにつ 一リットルにつ 一リットルにつ 一リットルにつ 一リットルにつ 一リットルにつ 一リットルにつ 一リットルにつ 一リットルにつ

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めめるの件

三〇〇・一〇	亜麻仁油かす	無税	▽無税	三六五	グリセリン	二〇%	一七%
三〇〇・一〇	ひまわり油かす	無税	▽無税	三六六	植物アルカライド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エス	一〇%	五%
三〇〇・一〇	菜種油かす	無税	▽無税	三六七	テルその他の誘導体		
三〇〇・一〇	菜種油かす(低エルカ酸のもの)	無税	▽無税	三六八	あへんアルカライド及びその誘導体並びにこれらの塩		
三〇〇・一〇	その他のもの	無税	▽無税	三六九	けしから濃縮物並びにブレンド		
三〇〇・一〇	やし(コブラ)油かす	無税	▽無税	三七〇	フィン(INN)、コデイン、ジ		
三〇〇・一〇	パーム油かす及びパーム核油かす	無税	▽無税	三七一	ヒドロコデイン(INN)、エチ		
三〇〇・一〇	とうもろこしの胚芽油かす	無税	▽無税	三七二	ルモルヒネ、エトルフィン(INN)		
三〇〇・一〇	その他のもの	無税	▽無税	三七三	、ヘロイン、ヒドロコドン		
三〇〇・一〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物(ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。)	無税	▽無税	三七四	(INN)、ヒドロモルホン(INN)、モルヒネ、ニコモルヒネ		
三〇〇・一〇	井攪式アルコール並びにそのハロゲン	無税	▽無税	三七五	(INN)、オキシコドン(INN)		
三〇〇・一〇	化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ	無税	▽無税	三七六	(INN)、オキシモルホン(INN)		
三〇〇・一〇	化誘導体及びニトロ化誘導体	無税	▽無税	三七七	(INN)、フォルコジン(INN)、		
三〇〇・一〇	その他の多価アルコール	無税	▽無税	三七八	テパロン(INN)及びデバイン		
三〇〇・一〇	マンニトール	無税	▽無税	三七九	並びにこれらの塩		
三〇〇・一〇	D-グルシトール(ソルビトール)	四・六%	二・八%	三八〇	けしから濃縮物	無税	▽無税
三〇〇・一〇				三八一	鑄物用の鑄型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)		
三〇〇・一〇				三八二	ソルビトール(第二九〇五・四四号のものを除く。)	三・八%	二・三%
三〇〇・一〇				三八三	牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の		
三〇〇・一〇				三八四	原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬、酸漬その他の保存に通ずる処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。)		
三〇〇・一〇				三八五	全形の原皮(重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは		

四〇一五〇 のうち	<p>濕式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは二六キログラム以下のものに限り、)</p> <p>なめし過程(前なめしを含む)。(中のものうちなめしを終えてないもの以外のもの)</p> <p>全形の原皮(二六キログラムを超えるものに限る。)</p>	無税	▽無税
四〇一五〇 のうち	<p>なめし過程(前なめしを含む)。(中のものうちなめしを終えてないもの以外のもの)</p> <p>その他のもの(バット、ペンズ及びペリーを含む。)</p>	無税	▽無税
四〇一五〇 のうち	<p>なめし過程(前なめしを含む)。(中のものうちなめしを終えてないもの以外のもの)</p> <p>羊の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工</p>	無税	▽無税
四〇一〇〇 のうち	<p>をしないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかいないかを問わない。ただし、この類の注1(6)の規定により除かれているものを含まない。)</p> <p>毛が付いているもの</p> <p>毛が付いていないもの</p> <p>酸漬けしたもの</p>	無税	▽無税
四〇一〇〇 のうち	<p>なめし過程(前なめしを含む)。(中のものうちなめしを終えてないもの以外のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>なめし過程(前なめしを含む)。(中のものうちなめしを終えてないもの以外のもの)</p>	無税	▽無税
四〇一〇〇 のうち	<p>その他の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、</p>	無税	▽無税
四〇一〇〇 のうち	<p>パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしないものに限るものとし、脱毛してあるかいないか又はスプリットしてあるかいないかを問わない。ただし、この類の注1(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。)</p> <p>やぎのもの</p>	無税	▽無税
四〇一〇〇 のうち	<p>なめし過程(前なめしを含む)。(中のものうちなめしを終えてないもの以外のもの)</p> <p>爬虫類のもの</p>	無税	▽無税
四〇一〇〇 のうち	<p>なめし過程(前なめしを含む)。(中のものうちなめしを終えてないもの以外のもの)</p> <p>豚のもの</p>	無税	▽無税
四〇一〇〇 のうち	<p>なめし過程(前なめしを含む)。(中のものうちなめしを終えてないもの以外のもの)</p> <p>原毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。)</p> <p>ミンクのもの(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。)</p> <p>子羊のもの(アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。)</p> <p>きつねのもの(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。)</p> <p>あざらしのもの(全形のものに限る</p>	無税	▽無税
四〇一〇〇 のうち	<p>なめし過程(前なめしを含む)。(中のものうちなめしを終えてないもの以外のもの)</p>	一五%	三・五%
四〇一〇〇 のうち	<p>なめし過程(前なめしを含む)。(中のものうちなめしを終えてないもの以外のもの)</p>	無税	▽無税
四〇一〇〇 のうち	<p>なめし過程(前なめしを含む)。(中のものうちなめしを終えてないもの以外のもの)</p>	三・五%	二・一%

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めめるの件)

四〇・六〇	ものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。(その他の毛皮(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。)やぎ又はうさぎのもの)	三・五%	二・一%
四〇・六〇	頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの	無税	▽無税
四〇・六〇	子羊又はやぎのもの	無税	▽無税
四〇・六〇	うさぎ又はミンクのもの	三・五%	無税
四〇・六〇	うさぎのもの	三・五%	無税
四〇・六〇	ミンクのもの	一・五%	三・五%
四〇・六〇	その他のもの	三・五%	二・一%
四〇・六〇	織獣毛及び粗獣毛(カードし又はコームしたものを除く。)	無税	▽無税
四〇・六〇	織獣毛	無税	▽無税
四〇・六〇	カンシヤやぎのもの	無税	▽無税
四〇・六〇	その他のもの	無税	▽無税
四〇・六〇	粗獣毛	無税	▽無税

第一B節 関税割当て

次の部分は、従前の譲許表の関連部分に代わる。

品名	関税率表番号	当初割当数量及び枠内税率	最終割当数量及び枠内税率	実施期間	原交渉国	その他の条件
小麦、メスリン及びライ小麦並びにこれらの加工品及び調製品	〇〇〇・二二〇	五、五五五、〇〇〇トン	五、七四〇、〇〇〇トン			(*) (c) 小麦換算数量 1 欄の物品に関する枠内税率は、日本政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき七四円を超えない額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。
小麦のペレット	〇〇〇・二二〇	二五%	二五%			

ライ小麦のペレット	二〇%	二〇%
ライ小麦のペレット	二〇%	二〇%

粒状の小麦及びライ小麦であら	一九〇四・三〇	二五%	二五%
はじめ加熱による調理その他の	一九〇四・九〇		
調製したもの			

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一九〇銭引き下げる。

当該物品については輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内税率を課する。

1 欄の物品に関する枠内税率は、日本政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき七四円を超えない額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一九〇銭引き下げる。

当該物品については輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内税率を課する。

1 欄の物品に関する枠内税率は、日本政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき六九円を超えない額の範囲内で輸入差益(千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの)を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一七〇銭引き下げる。

当該物品については輸入差益を徴収する制

<p>大麦及び標麦並びにこれらの加工品及び調製品</p>	<p>大麥又は標麥のペレットのうち</p>	<p>二〇三・二〇〇</p>	<p>二〇% (※)</p>	<p>二〇% (※)</p>	<p>度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。</p>
<p>大麥又は標麥のペレットのうち</p>	<p>二〇三・二〇〇</p>	<p>二〇% (※)</p>	<p>二〇% (※)</p>	<p>度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。</p>	
<p>ロールにかけ又はフレック状にした大麥及び標麥</p>	<p>二〇四・一九のうち</p>	<p>二〇%</p>	<p>二〇%</p>	<p>度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。</p>	
<p>ロールにかけ又はフレック状にした大麥及び標麥</p>	<p>二〇四・一九のうち</p>	<p>二〇%</p>	<p>二〇%</p>	<p>度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。</p>	

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表の修正及び訂正に関する二千九百九十五年)に作成された確認書の締結について承認を求めめるの件

米のペレット	一〇三・二〇〇	二五%	二五%						
のうち									

つ、日本政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。  
 1欄の物品に関する枠内税率は、日本政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき三二円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。  
 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

第二節 その他の産品

次の部分は、従前の譲許表の関連部分に代わる。

1	2	3	4	5	6	7	8	
関税表番号	品名	基準税率	最終税率	現行譲許を定めている文書	原交渉国	一般協定上の譲許を最初に定めた文書	旧原交渉国	その他
0100	その他の動物（生きているものに限る。）							金税
0100	哺乳類							課税
0100	くじら目及び海牛目	無税	無税					課税
0100	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	三・五%	無税					課税
0100	かえるの脚	三・五%	無税					課税

0100	くじら目のもの及び海牛目のもの	無税	無税					
0100	鯨のもの	三・五%	無税					
0100	その他のもの							
0100	肉及び食用のくず肉（塩漬し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール							
0100	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）							
0100	くじら目のもの及び海牛目のもの	七%	四・二%					
0100	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）							
0100	さけ科のもの（肝臓、卵及びしらくを除く。）							
0100	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアポニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アバケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	五%	三・五%					
0100	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロヂュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	五%	三・五%					
0100	その他のもの							
0100	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらくを除く。）	五%	三・五%					
0100	ハリバット（レインハルドティウス・ヒボグロソイデス、ヒボグロ							



0101-31	スス・ヒボグロスス及びヒボグロスス・ステノレビス)	五%	三・五%
0101-32	ブレイス(フレウロネクテス・プラテサ)	五%	三・五%
0101-33	ソール(ソレア属のもの)	五%	三・五%
0101-34	その他のもの	五%	三・五%
0101-35	まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウテイヌス(カツオヌス)・ペラミス)(肝臓、卵及びしらを除く。)		
0101-36	びんながまぐろ(トウヌス・アラルンガ)	五%	三・五%
0101-37	きはだまぐろ(トウヌス・アルバカレス)	五%	三・五%
0101-38	かつお	五%	三・五%
0101-39	めばちまぐろ(トウヌス・オベス)	五%	三・五%
0101-40	くろまぐろ(トウヌス・テイヌス)	五%	三・五%
0101-41	みなみまぐろ(トウヌス・マンコ)	五%	三・五%
0101-42	イイ	五%	三・五%
0101-43	その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く。)	五%	三・五%
0101-44	いわし(スプラトクス・スプラトクス、サルディナ・ピルカルドクス及びサルディノプス属又はサルディネラ属のもの)	五%	三・五%
0101-45	サルディノプス属以外のもの	五%	三・五%
0101-46	ハドック(メラノグララムス・アイグレフィヌス)	五%	三・五%
0101-47	コールフイッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)	五%	三・五%
0101-48	さめ	三・五%	二・五%
0101-49	うなぎ(アンギルラ属のもの)	五%	三・五%
0101-50	その他のもの		
0101-51	バラクーダ(かます科又はくらちかます科のもの)、キングクリップ及びたい	三%	二%
0101-52	にしん(クルベア属のもの)		
0101-53	の、たら(ガドクス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)、さんま(コロラビス属のもの)、バラクーダ(かます科又はくらちかます科のもの)、キングクリップ及びたい以外のもの	五%	三・五%
0101-54	肝臓、卵及びしらこ		
0101-55	にしん(クルベア属のもの)の卵	八%	五・六%
0101-56	にしん(クルベア属のもの)又はたら(ガドクス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵以外のもの	五%	三・五%
0101-57	魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)		
0101-58	太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカ、ウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。肝臓、卵及びしらを除く。)	五%	三・五%
0101-59	べにぎげ(オンコルヒュンクス・ネルカ)	五%	三・五%
0101-60	その他のもの	五%	三・五%
0101-61	その他のさけ科のもの(肝臓、卵及びしらを除く。)		
0101-62	ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコル		

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表の修正及び訂正に関する)千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めめるの件

0101-10	ヒュンクス・アグアポニタ、オン コルヒュンクス・ギラエ、オン ルヒュンクス・アバケ及びオン ルヒュンクス・クリソガステル 大西洋さけ(サルモ・サラル)及 びドナウさけ(フコ・フコ)	5%	3・5%		
0101-11	その他のもの ひらめ・かいら類(かいら科、ひら め科、うしのした科、ささうしのし た科、スコタルミダ工科又はこけ びらめ科のもの。肝臓、卵及びし らこを除く。)	5%	3・5%		
0101-12	ハリバット(レインハルドティウ ス・ヒボグロソイデス、ヒボグロ ソス・ヒボグロス及びヒボグロ ソス・ステノレピス)	5%	3・5%		
0101-13	ブレイス(ブレウロネクテス・プ ラテサ)	5%	3・5%		
0101-14	ソール(ソレア属のもの)	5%	3・5%		
0101-15	その他のもの	5%	3・5%		
0101-16	まぐる(トウヌス属のもの)及び かつお(エウテイヌス(カツオヌ ス)・ペラミス)(肝臓、卵及びし らこを除く。)	5%	3・5%		
0101-17	びんながまぐる(トウヌス・アラ ルンガ)	5%	3・5%		
0101-18	きはだまぐる(トウヌス・アルバ カレス)	5%	3・5%		
0101-19	かつお	5%	3・5%		
0101-20	めばちまぐる(トウヌス・オベス ス)	5%	3・5%		
0101-21	くろまぐる(トウヌス・ティヌ ス)	5%	3・5%		
0101-22	みなみまぐる(トウヌス・マンコ イイ)	5%	3・5%		
0101-23	その他のもの にしん(クルベア・ハレングス及び クルベア・パラスイイ。肝臓、卵及 びしらこを除く。)	5%	3・5%		
0101-24	コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥ	6%	6%		
0101-25	ス・オガク及びガドゥス・マクコケ フランス。肝臓、卵及びしらこを除 く。)	6%	6%		
0101-26	その他の魚(肝臓、卵及びしらこを 除く。)	6%	6%		
0101-27	いわし(スプラトウス・スプラ トウス、サルディナ・ピルカル ドゥス及びサルディノプス属又は サルディネラ属のもの)	5%	3・5%		
0101-28	サルディノプス属以外のもの ハドック(メラノグラナムス・ア イグレフィヌス)	5%	3・5%		
0101-29	コールフィッシュ(ポルラキウ ス・ヴイレニス)	5%	3・5%		
0101-30	さめ	5%	3・5%		
0101-31	うなぎ(アングイラ属のもの)	5%	3・5%		
0101-32	シーバス(ディケントラルクス・ ラブラクス及びディケントラルク ス・プンクタトウス)	5%	3・5%		
0101-33	ヘイク(メルルシウス属又はウロ フキス属のもの)	5%	3・5%		
0101-34	メルルシウス属のもの	6%	6%		
0101-35	その他のもの	5%	3・5%		
0101-36	にしん(クルベア属のもの) 及びたら(ガドゥス属又はテ ラグラ属のもの)	6%	6%		
0101-37	バラクータ(かます科又はく ろたちかます科のもの)、キ ングクリップ及びたい ししゃも	3%	2%		
0101-38	にしん(クルベア属のもの (、たら(ガドゥス属又は テラグラ属のもの)、ぶり (セリオラ属のもの)、さ ば(スコムベル属のもの)、 いわし(エトルメウス属又は エングラウリス属のもの)、 あじ(トラクルス属又はデカ プテルス属のもの)、さんま	4%	2・8%		

00000	<p>(コラピス属のもの)、バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ、たい及びししゃも以外のもの                  肝臓、卵及びしらこ                  にしん(クルベア属のもの)の卵                  たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵                  その他のもの</p>	5%	3・5%
00000	<p>魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限り)、くん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに魚の粉、ミール及びベレット(食用に適するものに限る。)                  魚の粉、ミール及びベレット(食用に適するものに限る。)</p>	5%	10%
00000	<p>魚の肝臓、卵及びしらこ(乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限り。)                  にしん(クルベア属のもの)の卵(くんぶがすのこを除く。)                  たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵                  さけ科のもの                  くんぶがすのこ                  その他のもの                  魚のフィレ(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限り)とし、くん製したものを除く。</p>	12%	8・4%
00000	<p>さけ科のもの、にしん(クルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオール属のもの)、さば(スコムベラ属のもの)、</p>	12%	8・4%
00000	<p>さけ科のもの、にしん(クルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオール属のもの)、さば(スコムベラ属のもの)、</p>	12%	8・4%
00000	<p>さけ科のもの、にしん(クルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオール属のもの)、さば(スコムベラ属のもの)、</p>	12%	8・4%
00000	<p>ル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディナス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コラピス属のもの)以外のもの                  くん製した魚(フィレを含む)                  太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)                  にしん(クルベア・ハレングス及びクルベア・パラスイ)</p>	15%	10・5%
00000	<p>その他のもの                  たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)                  その他のもの                  乾燥した魚(塩蔵してあるかないかを問わない)とし、くん製したものを除く。</p>	15%	10%
00000	<p>その他のもの                  さけ科のもの、にしん(クルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオール属のもの)、さば(スコムベラ属のもの)、                  ①、いわし(エトルメウス属、サルディナス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプ</p>	15%	10%
00000	<p>さけ科のもの、にしん(クルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオール属のもの)、さば(スコムベラ属のもの)、                  ①、いわし(エトルメウス属、サルディナス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプ</p>	15%	10%
00000	<p>さけ科のもの、にしん(クルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオール属のもの)、さば(スコムベラ属のもの)、                  ①、いわし(エトルメウス属、サルディナス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプ</p>	15%	10%
00000	<p>さけ科のもの、にしん(クルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオール属のもの)、さば(スコムベラ属のもの)、                  ①、いわし(エトルメウス属、サルディナス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプ</p>	15%	10%

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表の修正及び訂正に関する二十九)年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めめるの件

平成二十三年八月十日 参議院會議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表の修正及び訂正に関する)二千九  
年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めの件

三六

<p>テリス属のもの)及びさんま (コロラビス属のもの)以外 のもの 塩蔵した魚(乾燥し又はくん製した ものを除く。)及び塩水漬けた魚 その他のもの</p>	<p>一五% 一〇・五%</p>	<p>ざりてひくことその他の方法により長 方形(正方形を含む。)の塊状又は板 状に単に切ったものを含むものとし、 焼いてあるかないか又は焼結してある かないかを問わない。)及びドロマイ ト(ラミングミックス</p>	<p>無税 無税</p>
<p>さけ科のもの その他のもの</p> <p>海草その他の藻類、ローカストビー ン、てん菜及びさとうきび(生鮮のも の及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したも のに限るものとし、粉砕してあるかな いかを問わない。)並びに主として食 用に供する果実の核及び仁その他の植 物性生産品(チコリー(キコリウム・ インテユプス変種サティウム)の根で 煎つてないものを含むものとし、他の 項に該当するものを除く。)</p> <p>海草その他の藻類 食用の海草その他の藻類(生鮮 のうち</p>	<p>一二% 八・四% 一〇・五%</p>	<p>ドロマイト(焼いたもの及び焼結し たものを除く。)</p> <p>ドロマイト(焼いたもの及び焼結し たものに限る。)</p> <p>ドロマイト(ラミングミックス</p> <p>鉱物(他の項に該当するものを除 く。)</p> <p>蛭石、真珠岩及び緑泥岩(膨張させ てないものに限る。)</p> <p>キーゼル石及び瀝利塩(天然の硫酸 マグネシウム)</p> <p>その他のもの</p> <p>灰及び残留物(砒素、金属又はこれら の化合物を含有するものに限るものと</p>	<p>無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税</p>
<p>のもの及び冷蔵し、冷凍し又は 乾燥したものに限り。(のうち 長方形(正方形を含む。)の 紙状に抄製したもので一枚の 面積が四三〇平方センチメー トル以下のもの以外のもので あってあまのり属のもの及び これを交えたもの以外のもの のうち</p> <p>ひじき(ヒジキア・フスイ フォルミス) わかめ(ウンダリア・ピン ナティフィダ)</p> <p>その他のもの ふりのり属、あまのり属、あお のり属、ひとえぐさ属、とろ ろこんぶ属又はこんぶ属のも の</p> <p>その他のもの</p> <p>ドロマイト(粗削りしたものと及びのこ</p>	<p>一五% 一〇・五%</p> <p>一五% 一〇・五%</p> <p>無税 三・五% 無税</p>	<p>し、鉄鋼製造の際に生ずるものを除 く。)</p> <p>亜鉛を主成分とするもの ハードジンクスペルター</p> <p>その他のもの</p> <p>鉛を主成分とするもの</p> <p>加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチ ノック剤の汚泥</p> <p>その他のもの</p> <p>銅を主成分とするもの</p> <p>アルミニウムを主成分とするもの</p> <p>砒素、水銀、カリウム又はこれらの 混合物を含有するもので、砒素若し くはこれらの金属の抽出又はこれら の化合物の製造原料に使用する種類 のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>アンチモン、ベリリウム、カドミ ウム、クロム又はこれらの混合物 を含有するもの</p>	<p>無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税</p>

三〇〇九	その他のもの	無税					
三〇一〇	その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）並びに都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物	無税					
三〇一一	都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物	無税					
三〇一二	その他のもの	無税					
三〇一三	高温コールドターの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	無税					
三〇一四	ペンゾール（ベンゼン）	無税					
三〇一五	トルオール（トルエン）	無税					
三〇一六	キシロール（キシレン）	無税					
三〇一七	ナフタレン	無税					
三〇一八	その他の芳香族炭化水素混合物で、ASTM D 八六の方法による温度二五〇度における減失量加算留出容量が全容量の六五%以上のもの	無税					
三〇一九	フェノール	無税					
三〇二〇	その他のもの	無税					
三〇二一	クレオソート油	無税					
三〇二二	その他のもの	無税					
三〇二三	温度一五度における比重が〇・八三以下のもの	無税					
三〇二四	その他のもの	無税					
三〇二五	石油及び歴青油（原油を除く。）（これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもの、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに歴油	無税					
三〇二六	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもの、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	無税					
三〇二七	軽質油及びその調製品	無税					
三〇二八	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇二九	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇三〇	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇三一	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇三二	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇三三	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇三四	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇三五	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇三六	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇三七	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇三八	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇三九	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇四〇	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇四一	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇四二	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇四三	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇四四	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇四五	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇四六	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇四七	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇四八	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇四九	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇五〇	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇五一	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇五二	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇五三	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇五四	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇五五	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇五六	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇五七	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇五八	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇五九	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇六〇	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇六一	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇六二	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇六三	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇六四	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇六五	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇六六	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇六七	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇六八	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇六九	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇七〇	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇七一	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇七二	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇七三	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇七四	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇七五	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇七六	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇七七	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇七八	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇七九	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇八〇	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇八一	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇八二	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇八三	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇八四	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇八五	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇八六	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇八七	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇八八	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇八九	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇九〇	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇九一	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇九二	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇九三	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇九四	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇九五	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇九六	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇九七	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇九八	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇九九	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					
三〇一〇〇	石油及び歴青油（石油及び歴	無税					

平成二十三年八月十日 参議院会議録第二十二号  
 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する二千九  
 年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

三〇五	又ハポリ臭化ビフェニル(PB)を含むもの	無税	無税	三〇九	五酸化二りん	四・九%	* 8 三・三%
三〇六	又ハポリ臭化ビフェニル(PB)を含むもの	無税	無税	三〇九	りん酸及びポリりん酸	四・九%	* 8 三・三%
三〇七	アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム(これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。)並びに水銀	無税	無税	三〇九	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの水酸化物及び過酸化物	四・九%	* 8 三・三%
三〇八	アルカリ金属及びアルカリ土類金属	五・八%	* 12 三・九%	三〇九	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物	四・九%	* 8 三・三%
三〇九	ナトリウム	三・七%	* 無税	三〇九	ストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	四・九%	* 8 三・三%
三〇一〇	カルシウム	三・七%	* 無税	三〇一〇	ストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	四・九%	* 8 三・三%
三〇一一	その他のもの	三・七%	* 無税	三〇一〇	ストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	四・九%	* 8 三・三%
三〇一二	希土類金属、スカンジウム及びイットリウム(これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。)	四・九%	* 8 三・三%	三〇一一	ナトリウムの硫化物	三・七%	* 5 二・五%
三〇一三	水銀	八・二%	* 24 五・四%	三〇一二	硫化亜鉛	三・七%	* 無税
三〇一四	五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸(ポリりん酸については、化学的に単一であるかないかを問わない。)			三〇一三	硫化カドミウム	三・七%	* 無税
三〇一五				三〇一四	その他のもの		
三〇一六				三〇一五			
三〇一七				三〇一六			
三〇一八				三〇一七			
三〇一九				三〇一八			
三〇二〇				三〇一九			
三〇二一				三〇二〇			
三〇二二				三〇二一			
三〇二三				三〇二二			
三〇二四				三〇二三			
三〇二五				三〇二四			
三〇二六				三〇二五			
三〇二七				三〇二六			
三〇二八				三〇二七			
三〇二九				三〇二八			
三〇三〇				三〇二九			
三〇三一				三〇三〇			
三〇三二				三〇三一			
三〇三三				三〇三二			
三〇三四				三〇三三			
三〇三五				三〇三四			
三〇三六				三〇三五			
三〇三七				三〇三六			
三〇三八				三〇三七			
三〇三九				三〇三八			
三〇四〇				三〇三九			
三〇四一				三〇四〇			
三〇四二				三〇四一			
三〇四三				三〇四二			
三〇四四				三〇四三			
三〇四五				三〇四四			
三〇四六				三〇四五			
三〇四七				三〇四六			
三〇四八				三〇四七			
三〇四九				三〇四八			
三〇五〇				三〇四九			
三〇五一				三〇五〇			
三〇五二				三〇五一			
三〇五三				三〇五二			
三〇五四				三〇五三			
三〇五五				三〇五四			
三〇五六				三〇五五			
三〇五七				三〇五六			
三〇五八				三〇五七			
三〇五九				三〇五八			
三〇六〇				三〇五九			
三〇六一				三〇六〇			
三〇六二				三〇六一			
三〇六三				三〇六二			
三〇六四				三〇六三			
三〇六五				三〇六四			
三〇六六				三〇六五			
三〇六七				三〇六六			
三〇六八				三〇六七			
三〇六九				三〇六八			
三〇七〇				三〇六九			
三〇七一				三〇七〇			
三〇七二				三〇七一			
三〇七三				三〇七二			
三〇七四				三〇七三			
三〇七五				三〇七四			
三〇七六				三〇七五			
三〇七七				三〇七六			
三〇七八				三〇七七			
三〇七九				三〇七八			
三〇八〇				三〇七九			
三〇八一				三〇八〇			
三〇八二				三〇八一			
三〇八三				三〇八二			
三〇八四				三〇八三			
三〇八五				三〇八四			
三〇八六				三〇八五			
三〇八七				三〇八六			
三〇八八				三〇八七			
三〇八九				三〇八八			
三〇九〇				三〇八九			
三〇九一				三〇九〇			
三〇九二				三〇九一			
三〇九三				三〇九二			
三〇九四				三〇九三			
三〇九五				三〇九四			
三〇九六				三〇九五			
三〇九七				三〇九六			
三〇九八				三〇九七			
三〇九九				三〇九八			
三〇一〇〇				三〇九九			

品名	税率	課税標準	備考
三硫化アンチモン	無税		
水銀の硫化物	五・八%	* 12 三・九%	無税
その他のもの	三・七%	* 無税	
亜硝酸塩及び硝酸塩	四・九%	* 8 三・三%	
硝酸塩	五・八%	* 12 三・九%	
カリウムのもの	無税		
その他のもの	無税		
硝酸カルシウム	四・九%	* 8 三・三%	
硝酸バリウム	五・八%	* 12 三・九%	
その他のもの	無税		
ホスフィン酸塩(次亜りん酸塩)、ホスホン酸塩(亜りん酸塩)、りん酸塩及びポリりん酸塩(ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。)	五・八%	* 12 三・九%	
ホスフィン酸塩(次亜りん酸塩)及びホスホン酸塩(亜りん酸塩)及びりん酸塩	五・八%	* 12 三・九%	
一ナトリウム又は二ナトリウムのもの	五・八%	* 12 三・九%	
三ナトリウムのもの	五・八%	* 12 三・九%	
カリウムのもの	五・八%	* 12 三・九%	
オルトリン酸水素カルシウム(りん酸ニカルシウム)	五・八%	* 12 三・九%	
カルシウムのその他のりん酸塩	五・八%	* 12 三・九%	
その他のもの	五・八%	* 12 三・九%	
ポリりん酸塩	七%	* 20 四・七%	
三りん酸ナトリウム(トリポリりん酸ナトリウム)	五・八%	* 12 三・九%	
その他のもの	五・八%	* 12 三・九%	
炭酸塩、ペルオキシ炭酸塩(過炭酸塩)及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの	四・九%	* 8 三・三%	
商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品その他アンモニアの炭酸塩	四・九%	* 8 三・三%	
炭酸二ナトリウム	四・九%	* 8 三・三%	
ソーダ灰	四・九%	* 8 三・三%	
炭酸二ナトリウム	四・九%	* 8 三・三%	
ソーダ灰	四・九%	* 8 三・三%	
その他のもの	四・九%	* 8 三・三%	
炭酸水素ナトリウム(重炭酸ナトリウム)	四・九%	* 8 三・三%	
カリウムの炭酸塩	五・八%	* 12 三・九%	
炭酸カルシウム	五・八%	* 12 三・九%	
炭酸バリウム	四・九%	* 8 三・三%	
鉛の炭酸塩	四・九%	* 8 三・三%	
その他のもの	六・六%	* 無税	
リチウムの炭酸塩	四・九%	* 8 三・三%	
炭酸ストロンチウム	四・九%	* 8 三・三%	
その他のもの	四・九%	* 8 三・三%	
オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩	四・九%	* 8 三・三%	
アルミン酸塩	四・九%	* 8 三・三%	
クロム酸塩(亜鉛又は鉛のものに限る。)	六%	* 13 四%	
ニクロム酸ナトリウム	六%	* 13 四%	
その他のクロム酸塩及びニクロム酸塩並びにペルオキソクロム酸塩	六%	* 13 四%	
過マンガン酸塩、マンガン酸塩及び過マンガン酸カリウム	五・八%	* 12 三・九%	
その他のもの	五・八%	* 12 三・九%	
モリブデン酸塩	四・九%	* 8 三・三%	
タンクステン酸塩(ワオルフラム酸塩)	四・九%	* 8 三・三%	
その他のもの	四・九%	* 8 三・三%	
その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩(アルミノけい酸塩(化学的に単一であるかないかを問わない。))を含むものとし、アジ化物を除く。)	三・八%	二・六%	
けい酸の複塩及び錯塩(アルミノけい酸塩(化学的に単一であるかないかを問わない。))を含むもの	四・九%	* 8 三・三%	
炭化水素のハロゲン化誘導体	四・九%	* 8 三・三%	
非環式炭化水素の塩素化誘導体(飽和のものに限る。)	四・九%	* 8 三・三%	
クロロメタン(塩化メチル)及び	四・九%	* 8 三・三%	

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

二〇三・三	クロロエタン(塩化エチル)	四・六%	三・一%
二〇三・三	ジクロロメタン(塩化メチレン)	四・六%	三・一%
二〇三・三	クロロホルム(トリクロロメタン)	五・八%	*12 三・九%
二〇三・四	四塩化炭素	五・八%	*12 三・九%
二〇三・五	一・二―ジクロロエタン(二塩化エチレン)	五・八%	*12 三・九%
二〇三・六	その他のもの	四・六%	三・一%
二〇三・七	非環式炭化水素の塩素化誘導体(不飽和のものに限る。)	五・八%	*12 三・九%
二〇三・八	塩化ビニル(クロロエチレン)	五・八%	*12 三・九%
二〇三・九	トリクロロエチレン	五・八%	*12 三・九%
二〇四・一	テトラクロロエチレン(ペルクロロエチレン)	五・八%	*12 三・九%
二〇四・二	その他のもの	四・六%	三・一%
二〇四・三	非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体	四・六%	* 無税
二〇四・四	その他のもの	四・六%	三・一%
二〇四・五	非環式炭化水素のハロゲン化誘導体	四・六%	三・一%
二〇四・六	(二)以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)	四・六%	三・一%
二〇四・七	トリクロロフルオロメタン	四・六%	三・一%
二〇四・八	ジクロロジフルオロメタン	四・六%	三・一%
二〇四・九	トリクロロトリフルオロエタン	四・六%	三・一%
二〇五・一	ジクロロテトラフルオロエタン及びクロロペンタフルオロエタン	四・六%	三・一%
二〇五・二	その他のペルハロゲン化誘導体(ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。)	四・六%	三・一%
二〇五・三	プロモクロジフルオロメタン、プロモトリフルオロメタン及びジプロモテトラフルオロエタン	四・六%	三・一%
二〇五・四	その他のペルハロゲン化誘導体	四・六%	三・一%
二〇五・五	その他のもの	四・六%	* 無税
二〇五・六	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体	四・六%	三・一%
二〇六・一	一・二・三・四・五・六―ヘキサクロシクロヘキサン	五・八%	*12 三・九%
二〇六・二	その他のもの	無税	無税
二〇六・三	オクタクロテトラヒドロメタノインダン(クロルテン)	無税	無税
二〇六・四	ジプロモエチルジプロモシクロヘキサン、テトラプロモシクロオクタン及びヘキサプロモシクロドデカン	四・六%	* 無税
二〇六・五	その他のもの	四・六%	三・一%
二〇六・六	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体	四・六%	三・一%
二〇六・七	クロロベンゼン、オルト―ジクロロベンゼン及びパラ―ジクロロベンゼン	四・六%	三・一%
二〇六・八	ヘキサクロロベンゼン及びDDT	四・六%	三・一%
二〇六・九	(一)一―トリクロロ―二―ビス(パラ―クロロフェニル)エタン	五・八%	*12 三・九%
二〇七・一	その他のもの	四・六%	三・一%
二〇七・二	ペンタプロモエチルベンゼン	四・六%	三・一%
二〇七・三	及びデカプロモジフェニルエタン	四・六%	* 無税
二〇七・四	その他のもの	四・六%	三・一%
二〇七・五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・九%	* 無税
二〇七・六	飽和一価アルコール	四・六%	三・一%
二〇七・七	メタノール(メチルアルコール)	四・六%	三・一%
二〇七・八	プロパノール―一―オール(プロピルアルコール)及びプロパノール―二―オール(イソプロピルアルコール)	四・六%	三・一%
二〇七・九	ブタノール―一―オール(ノルマル―ブチルアルコール)	一〇・五%	*27 五・五%
二〇八・一	その他のブタノール	一〇・五%	*27 五・五%
二〇八・二	ペンタノール(アミルアルコール)及びその異性体	七%	*20 四・七%
二〇八・三	オクタノール(オクチルアルコール)及びその異性体	七%	*20 四・七%
二〇八・四	二―エチルヘキシルアルコール	七%	*20 四・七%



五七〇・七	ル(二)エチルヘキサニール(一)オール	一キログラムにつき一四円	* 31五・五%
五七〇・七	その他のもの	五・八%	* 12三・九%
五七〇・七	ドデカン―一オール(ラウリルアルコール)、ヘキサデカン―一オール(セチルアルコール)及びオクタデカン―一オール(ステアールアルコール)	七%	* 20四・七%
五七〇・九	その他のもの	七%	* 20四・七%
五七〇・九	不飽和一価アルコール		
五七〇・三	非環式テルペンアルコール	六・六%	* 17四・四%
五七〇・元	その他のもの	五・八%	* 12三・九%
五七〇・三	二価アルコール		
五七〇・三	エチレンジグリコール(エタンジオール)	一二%	* 29五・五%
五七〇・三	プロピレンジグリコール(プロパン―一・二)ジオール	八・四%	五・五%
五七〇・元	その他のもの	四・六%	三・一%
五七〇・元	その他の多価アルコール		
五七〇・四	二―エチル―二―(ヒドロキシメチル)プロパン―一・三―ジオール(トリメチロールプロパン)	四・六%	三・一%
五七〇・四	ペンタエリトリール	四・六%	三・一%
五七〇・四	その他のもの	四・六%	三・一%
五七〇・五	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	五・八%	* 12三・九%
五七〇・五	エトクロピノール(I・N・N)		
五七〇・五	その他のもの		
五七〇・五	ジプロモネオペンチルグリコール(二―二―ジプロモメチル―一・三―プロパン―ジオール)	五・八%	* 無税
五七〇・五	その他のもの	五・八%	* 12三・九%
五七〇・二	フエノール及びフエノールアルコール一価フエノール		
五七〇・二	石炭酸(ヒドロキシベンゼン)及びその塩	四・六%	三・一%
五七〇・三	クレゾール及びその塩	一・六%	* 無税
五七〇・三	オクチルフエノール及びノニルフエノール並びにこれらの異性体並びにこれらの塩	四・六%	三・一%
五七〇・四	キシレノール及びその塩	二%	* 無税
五七〇・五	ナフトール及びその塩	五・八%	* 12三・九%
五七〇・元	その他のもの	四・六%	三・一%
五七〇・元	多価フエノール及びフエノールアルコール		
五七〇・二	レソルシノール及びその塩	四・六%	三・一%
五七〇・三	ヒドロキノン(キノール)及びその塩	四・六%	三・一%
五七〇・三	四・四―イソプロピリデンジフエノール(ビスフエノールA又はジフエノールプロパン)及びその塩	四・六%	三・一%
五七〇・元	その他のもの	四・六%	三・一%
五七〇・元	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
五七〇・三	ギ酸並びにその塩及びエステル	六・四%	四・三%
五七〇・三	ギ酸の塩	六・四%	四・三%
五七〇・三	ギ酸のエステル	六・四%	四・三%
五七〇・三	酢酸及びその塩並びに無水酢酸	三%	二%
五七〇・三	酢酸	五・八%	* 12三・九%
五七〇・三	酢酸ナトリウム	五・八%	* 12三・九%
五七〇・三	酢酸コバルト	六・四%	四・三%
五七〇・元	無水酢酸	五・八%	* 12三・九%
五七〇・元	その他のもの	五・八%	* 12三・九%
五七〇・三	酢酸のエステル	五・六%	三・七%
五七〇・三	酢酸エチル	五・六%	三・七%
五七〇・三	酢酸ピニル	五・六%	三・七%
五七〇・三	酢酸ノルマル―ブチル	五・六%	三・七%
五七〇・三	酢酸イソブチル	五・六%	三・七%
五七〇・三	酢酸―二―エトキシエチル	五・八%	* 12三・九%
五七〇・元	その他のもの	五・八%	* 12三・九%
五七〇・元	モノクロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸並びにこれらの塩及び		

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表の修正及び訂正に関する)千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

元五五〇 P	びエステル プロピオン酸並びにその塩及びエステル	六・四%	四・三%
元五五〇 P	ブタン酸及びペンタン酸並びにこれらの塩及びエステル	六・四%	四・三%
元五五〇 P	バルミチン酸及びステアリン酸並びにこれらの塩及びエステル	六・四%	四・三%
元五五〇 P	ステアリン酸	四・九%	* 8 三・三%
元五五〇 P	その他のもの	五・八%	* 12 三・九%
元五五〇 P	その他のもの	五・八%	* 12 三・九%
元五五〇 P	カプリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸並びにカプリン酸、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸又はステアリン酸の誘導体	五・八%	* 12 三・九%
元五五〇 P	その他のもの	六・四%	四・三%
元六	カルボン酸(他の酸素官能基を有するものに限る。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	五・八%	* 12 三・九%
元六	アルコール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	六・六%	* 17 四・四%
元六・二 P	乳酸並びにその塩及びエステル	五・八%	* 12 三・九%
元六・三 P	酒石酸	五・八%	* 12 三・九%
元六・三 P	酒石酸の塩及びエステル	二・四%	* 六・五%
元六・四 P	くえん酸	二・四%	* 六・五%
元六・五 P	くえん酸の塩及びエステル	一・二%	* 六・五%
元六・五 P	くえん酸カルシウム	五・八%	* 12 三・九%
元六・六 P	その他のもの	五・八%	* 12 三・九%
元六・六 P	グルコン酸並びにその塩及びエステル	五・八%	* 12 三・九%
元六・六 P	その他のもの	四・九%	* 無税
元六・九 P	その他のもの	五・八%	* 12 三・九%
元六・九 P	フェノール官能のカルボン酸(他の	五・八%	* 12 三・九%
元六〇〇 P	酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	五・八%	* 12 三・九%
元六〇〇 P	サリチル酸及びその塩	五・八%	* 12 三・九%
元六〇〇 P	オルト・アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	五・八%	* 12 三・九%
元六〇〇 P	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	五・八%	* 12 三・九%
元六〇〇 P	その他のもの	五・八%	* 12 三・九%
元六〇〇 P	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	五・八%	* 12 三・九%
元六〇〇 P	デヒドロコロール酸(二・七・一二トリケトコロール酸)	無税	無税
元六〇〇 P	その他のもの	五・八%	* 12 三・九%
元六〇〇 P	非金属のその他の無機酸のエステル	五・八%	* 12 三・九%
元六〇〇 P	その他のもの	五・八%	* 12 三・九%
元六〇〇 P	(ハロゲン化水素酸エステルを除く。)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	五・八%	* 12 三・九%
元六〇〇 P	チオりん酸エステル(ホスホロチオエート)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	五・八%	* 12 三・九%
元六〇〇 P	その他のもの	五・八%	* 12 三・九%
元六〇〇 P	アミン官能化合物	五・八%	* 12 三・九%
元六〇〇 P	非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%	三・一%
元六〇〇 P	メチルアミン、ジメチルアミン及びトリメチルアミン並びにこれらの塩	四・六%	三・一%
元六〇〇 P	ジエチルアミン及びその塩	四・六%	三・一%
元六〇〇 P	その他のもの	四・六%	三・一%
元六〇〇 P	非環式ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%	三・一%

五三・三	エチレンジアミン及びその塩	四・六%	三・一%						
五三・三	ヘキサメチレンジアミン及びその塩	四・六%	三・一%						
五三・三	その他のもの	四・六%	三・一%						
五三・三	飽和脂環式モノアミン、不飽和脂環式モノアミン、シクロテルペンモノアミン、飽和脂環式ポリアミン、不飽和脂環式ポリアミン及びシクロテルペンポリアミン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	四・六%	三・一%						
五三・三	芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%	三・一%						
五三・三	アニリン及びその塩	八・二%	*25 五・四%						
五三・三	アニリン	四・六%	三・一%						
五三・三	アニリンの塩	四・六%	三・一%						
五三・三	アニリン誘導体及びその塩	四・六%	三・一%						
五三・三	トルイジン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%	三・一%						
五三・三	ジフェニルアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%	三・一%						
五三・三	一ナフチルアミン(アルファ一ナフチルアミン)及び二ナフチルアミン(ベータ一ナフチルアミン)並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	四・六%	三・一%						
五三・三	アンフェタミン(INN)、ペンツフェタミン(INN)、デキサメフェタミン(INN)、エチランフェタミン(INN)、フェカンファミン(INN)、レパンフェタミン(INN)、メフェノレックス(INN)及びフェンテルミン(INN)並びにこれらの塩	四・六%	三・一%						
五三・三	その他のもの	四・六%	三・一%						
五三・三	芳香族ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%	三・一%						
五三・三	オルトフェニレンジアミン、メターフェニレンジアミン、パラフェニレンジアミン及びジアミノ								
五三・三	トルエン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	五・三%	三・五%						
五三・三	その他のもの	四・六%	三・一%						
五三・三	酸素官能のアミノ化合物								
五三・三	アミノアルコール(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。)並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	四・六%	三・一%						
五三・三	モノエタノールアミン及びその塩	四・六%	三・一%						
五三・三	ジエタノールアミン及びその塩	四・六%	三・一%						
五三・三	トリエタノールアミン及びその塩	四・六%	三・一%						
五三・三	デキストロプロポキシフェン(INN)及びその塩	五・八%	*12 三・九%						
五三・三	その他のもの	四・六%	*無税						
五三・三	アミノアルコール	五・八%							
五三・三	その他のもの								
五三・三	アミノナフトールその他のアミノフェノール(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。)並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	五・八%							
五三・三	アミノヒドロキシナフトレンスルホン酸及びその塩	五・八%	*12 三・九%						
五三・三	アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩	五・八%	*12 三・九%						
五三・三	その他のもの	五・八%	*12 三・九%						
五三・三	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。)並びにこれらの塩	五・八%							
五三・三	アンフェプラモン(INN)、メサドン(INN)及びノルメサドン(INN)並びにこれらの塩	五・八%	*12 三・九%						
五三・三	その他のもの	五・八%	*12 三・九%						
五三・三	アミノ酸(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。)及びそのエステル並びにこれらの塩	五・八%	*12 三・九%						
五三・三	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	五・八%							
五三・三	グルタミン酸及びその塩	五・八%	*12 三・九%						

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めめるの件

元三三・〇 P	グルタミン酸ソーダ	一六%	* 六・五%
元三三・〇 P	その他のもの	五・八%	* 12 三・九%
元三三・〇 P	アントラニル酸及びその塩	五・八%	* 12 三・九%
元三三・〇 P	チリジン (INN) 及びその塩	五・八%	* 12 三・九%
元三三・〇 P	その他のもの	五・八%	* 12 三・九%
元三三・〇 P	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸基官能基を有するその他のアミノ化合物	五・八%	* 12 三・九%
元三三・〇 P	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリビド (レシチンその他のホスホアミノリビドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。)	五・八%	* 12 三・九%
元三三・〇 P	コリン及びその塩	五・八%	* 12 三・九%
元三三・〇 P	レシチンその他のホスホアミノリビド	一〇%	* 24 六%
元三三・〇 P	その他のもの	五・八%	* 12 三・九%
元三三・〇 P	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	五・八%	* 12 三・九%
元四二・二 P	非環式カルバマート (非環式カルバマートを含有し) 及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%	三・一%
元四二・二 P	メプロバマート (INN)	四・六%	三・一%
元四二・二 P	その他のもの	四・六%	三・一%
元四二・二 P	二―アクリルアミド―二―メチルプロパンスルホン酸	四・六%	* 無税
元四二・二 P	オキサミド	四・六%	* 無税
元四二・二 P	その他のもの	四・六%	三・一%
元四三・三 P	環式アミド (環式カルバマートを含有し) 及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%	三・一%
元四三・三 P	ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%	三・一%
元四三・三 P	二―アセトアミド安息香酸 (N―アセチルアントラニル酸) 及びその塩	四・六%	三・一%
元四三・三 P	エチナメート (INN)	四・六%	三・一%
元四三・三 P	その他のもの	四・六%	三・一%
元四五・五 P	カルボキシイミド官能化合物 (サクカ	四・六%	三・一%
元五二・二 P	リン及びその塩を含有し) 及びイミン官能化合物	五・八%	* 12 三・九%
元五二・二 P	イミド及びその誘導体並びにこれらの塩	五・八%	* 12 三・九%
元五二・二 P	サクカリン及びその塩	五・八%	* 12 三・九%
元五二・二 P	グルテチミド (INN)	五・八%	* 12 三・九%
元五二・二 P	その他のもの	五・八%	* 12 三・九%
元五二・二 P	エチレンビスプロモモノルボルナジカルボキシミド及びエチレンビステトラプロモフタルイミド	五・八%	* 無税
元五二・二 P	その他のもの	五・八%	* 12 三・九%
元五二・二 P	イミン及びその誘導体並びにこれらの塩	五・八%	* 無税
元五二・二 P	クロルヘキシジン及びその塩	三・七%	* 無税
元五二・二 P	その他のもの	三・七%	* 二・五%
元五二・二 P	ニトリル官能化合物	六・四%	四・三%
元五二・二 P	アクリロニトリル	六・四%	四・三%
元五二・二 P	―シアノグアニジン (シアンジ	四・六%	三・一%
元五二・二 P	アミド)	四・六%	三・一%
元五二・二 P	フェンプロボレックス (INN) 及びその塩並びにメサドン (INN) 中間体 (四―シアノ―二―ジメチルアミノ―四―ジフェニルブタン)	四・六%	三・一%
元五二・二 P	その他のもの	四・六%	三・一%
元五二・二 P	複素環式化合物 (ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。)	四・六%	三・一%
元五二・二 P	非縮合フラン環 (水素添加してあるかないかを問わない。) を有する化合物	四・六%	三・一%
元五二・二 P	テトラヒドロフラン	四・六%	三・一%
元五二・二 P	二―フルアルデヒド (フルフェール)	四・八%	* 無税
元五二・二 P	フルフリルアルコール及びテトラヒドロフルフリルアルコール	四・六%	三・一%
元五二・二 P	その他のもの	四・六%	三・一%
元五二・二 P	ラクトン	四・六%	三・一%
元五二・二 P	クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	六・六%	* 17 四・四%
元五二・二 P	その他のラクトン	六・六%	* 17 四・四%

二九三・九 P	サントニン その他のもの	八・二%	* 無税						
二九三・九 P	その他のもの	四・六%	三・一%						
二九三・九 P	イソサフロール	四・六%	三・一%						
二九三・九 P	一—(一・三—ペンゾジオキソ ル—五—イル)プロパン—二—オ ン	四・六%	三・一%						
二九三・九 P	ビベロナル	四・六%	三・一%						
二九三・九 P	サフロール	四・六%	三・一%						
二九三・九 P	テトラヒドロカンナビノール(全 ての異性体を含む。)	四・六%	三・一%						
二九三・九 P	その他のもの	四・六%	三・一%						
二九三・九 P	複素環式化合物(ヘテロ原子として窒 素のみを有するものに限る。)	四・六%	三・一%						
二九三・九 P	非縮合ピラゾール環(水素添加して あるかないかを問わない。)を有す る化合物	四・六%	三・一%						
二九三・九 P	フェナゾン(フenchピリン)及び その誘導体	四・六%	三・一%						
二九三・九 P	その他のもの	四・六%	三・一%						
二九三・三 P	非縮合イミダゾール環(水素添加し てあるかないかを問わない。)を有 する化合物	四・六%	* 無税						
二九三・三 P	ヒダントイン及びその誘導体	四・六%	三・一%						
二九三・三 P	三—プロモ—一—クロロ— 五—ジメチルヒダントイン	四・六%	三・一%						
二九三・三 P	その他のもの	四・六%	三・一%						
二九三・三 P	非縮合ピリジン環(水素添加してあ るかないかを問わない。)を有する 化合物	四・六%	* 無税						
二九三・三 P	ピリジン及びその塩	二%	三・一%						
二九三・三 P	アルフェンタニル(INN)、ア ニレリジン(INN)、ベジトラ ミド(INN)、プロマゼパム (INN)、ジフェノキシン(I NN)、ジフェノキシレート(I NN)、ジビパノン(INN)、 フェンタニール(INN)、ケト	四・六%	三・一%						
二九三・三 P	ベミドン(INN)、メチルフェ ニデート(INN)、ペンタゾシ ン(INN)、ベチジン(IN N)、ベチジン(INN)中間体 A、フェンシクリジン(INN) (PCP)、フェノペリジン(I NN)、エプアドロール(IN N)、ピリトラミド(INN)、 プロピラム(INN)及びトリメ ペリジン(INN)並びにこれら の塩	四・六%	三・一%						
二九三・三 P	その他のもの	四・六%	三・一%						
二九三・三 P	ピロリン	二%	* 無税						
二九三・三 P	オ—ジエチル—O—三— 五—六—トリクロロ—一—ピ リジール—ホスホロチオエート (クロルピリホス)	無税	無税						
二九三・三 P	その他のもの	四・六%	三・一%						
二九三・三 P	キノリン環又はインキノリン環(水 素添加してあるかないかを問わない ものとし、更に縮合したものを除 く。)を有する化合物	四・六%	三・一%						
二九三・三 P	レボルファノール(INN)及び その塩	四・六%	三・一%						
二九三・三 P	その他のもの	四・六%	三・一%						
二九三・三 P	デキストロ—三—ヒドロキ シ—N—メチルモルヒナン及 び臭化水素酸デキストロ— 三—メトキシ—N—メチルモ ルヒナン	四・九%	* 8 三・三%						
二九三・三 P	その他のもの	四・六%	三・一%						
二九三・三 P	ピリミジン環(水素添加してあるか ないかを問わない。)又はピペラジ ン環を有する化合物	四・六%	三・一%						
二九三・三 P	マロニル尿素(バルビツル酸)及 びその塩	四・六%	三・一%						
二九三・三 P	アロバルビタール(INN)、ア モバルビタール(INN)、バル ビタール(INN)、プタルビ タール(INN)、プタルビ	四・六%	三・一%						

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表の修正及び訂正に関する二千九  
年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件)

元三六六 P	タール、シクロバルビタール(INN)、メチルフェノバルビタール(INN)、ペンチバルビタール(INN)、フェノバルビタール(INN)、セクブタバルビタール(INN)、セコバルビタール(INN)及びビニルビタール(INN)並びにこれらの塩	四・六%	三・一%
元三六五 P	その他のマロニル尿素(バルビツル酸)の誘導体及びその塩	四・六%	三・一%
元三六四 P	ロブゾラム(INN)、メタカロンカロン(INN)、メタカロン(INN)及びジベプロール(INN)並びにこれらの塩	四・六%	三・一%
元三六三 P	その他のもの 一・三―ジメチル―二・六―ジオキソ―四―アミノ―五―ホルミルアミノピリミジン 一・四―ジアザピシクロ	五・八%	* 無税
元三六二 P	その他のもの (トリエチレンジアミン)	四・六%	* 6 三・一%
元三六一 P	非縮合トリアジン環(水素添加してあるかないかを問わない。)を有する化合物	四・六%	三・一%
元三六〇 P	メラミン その他のもの	四・六%	三・一%
元三五九 P	ラクトム 六―ヘキサラクトム(イプシロ―ン)カプロラクトム クロバザム(INN)及びメチプロロン(INN)	七%	* 20 四・七%
元三五八 P	その他のラクトム その他のもの アルプロソラム(INN)、カマゼバム(INN)、クロルジアゼボキシド(INN)、クロナゼバム(INN)、クロラゼベート、デロラゼバム(INN)、ジアゼ	五・八%	* 12 三・九%
元三六六 P	バム(INN)、エスタゾラム(INN)、ロフラゼブ酸エチル(INN)、フルジアゼバム(INN)、フルニトラゼバム(INN)、フルラゼバム(INN)、ハラゼバム(INN)、ロラゼバム(INN)、ロルメタゼバム(INN)、マジンドール(INN)、メタゼバム(INN)、ミダゾラム(INN)、ニメタゼバム(INN)、ニトラゼバム(INN)、ノルダゼバム(INN)、オキサゼバム(INN)、ピナゼバム(INN)、プラゼバム(INN)、ピロバレロン(INN)、テマゼバム(INN)、テトラゼバム(INN)及びトリアゾラム(INN)並びにこれらの塩	四・六%	三・一%
元三六五 P	塩酸ヒドララジン その他のもの	四・九%	* 8 三・三%
元三六四 P	核酸及びその塩(化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにその他の複素環式化合物	四・六%	三・一%
元三六三 P	非縮合チアゾール環(水素添加してあるかないかを問わない。)を有する化合物	四・六%	三・一%
元三六二 P	ベンゾチアゾール環(水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。)を有する化合物	六・六%	* 17 四・四%
元三六一 P	フェノチアジン環(水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。)を有する化合物	六・六%	* 17 四・四%
元三五九 P	その他のもの アミノレクス(INN)、プロチゾラム(INN)、クロチアゼバム(INN)、クロキサゾラム	四・六%	三・一%

二九四九 P	(INN)、デキストロモラミド (INN)、ハロキサゾラム (INN)、ケタゾラム (INN)、メソカルブ (INN)、オキサゾラム (INN)、ベモリン (INN)、フェンジメトラジン (INN)、フェンメトラジン (INN) 及びスフェンタニル (INN) 並びにこれらの塩 その他のもの スルトン及びスルタム その他のもの	四・六%	三・一%		二九七〇	その他のもの アミノ酸誘導体 プロスタグランジン、トロンボキサ ン及びロイコトリエン並びにこれら の誘導体及び構造類似物 その他のもの 植物アルカロイド (天然のもの及びこ れと同一の構造を有する合成のものに 限る。) 及びその塩、エーテル、エス テルその他の誘導体 あへんアルカロイド及びその誘導体 並びにこれらの塩 けしがら濃縮物並びにプアレノル フィン (INN)、コデイン、ジ ヒドロコデイン (INN)、エチ ルモルヒネ、エトルフィン (INN )、ヘロイン、ヒドロコドン (INN)、ヒドロモルホン (I NN)、モルヒネ、ニコモルヒネ (INN)、オキシコドン (INN )	五・八%	* 無税	
二九七〇	ホルモン、プロスタグランジン、トロ ンボキサン及びロイコトリエン (天然 のもの及びこれと同一の構造を有する 合成のものに限る。) 並びにこれらの 誘導体及び構造類似物 (主としてホル モンとして使用するもので、変性ポリ ペプチドを含む。)	四・六%	三・一%		二九七二	その他のもの N)、オキシモルホン (IN N)、フォルコジン (INN)、 テパコン (INN) 及びテバイン 並びにこれらの塩 プアレノルフィン (IN N)、コデイン、ジヒドロコ デイン (INN)、エチルモ ルヒネ、エトルフィン (IN N)、ヘロイン、ヒドロコド ン (INN)、ヒドロモル ホン (INN)、モルヒネ、 ニコモルヒネ (INN)、オ キシコドン (INN)、オキ シモルホン (INN)、フォ ルコジン (INN)、テパコ ン (INN) 及びテバイン並 びにこれらの塩 その他のもの キナアルカロイド及びその誘導体並 びにこれらの塩	五・八%	* 無税	
二九七二	ソマトトロピン並びにその誘導体 及び構造類似物 インスリン及びその塩 その他のもの ステロイドホルモン並びにその誘導 体及び構造類似物 コルチゾン、ヒドロコルチゾン、 プレドニゾン (デヒドロコルチゾ ン) 及びプレドニゾン (デヒド ロヒドロコルチゾン)	五・八%	* 無税		二九七三	その他のもの ニコモルヒネ (INN)、オ キシコドン (INN)、オキ シモルホン (INN)、フォ ルコジン (INN)、テパコ ン (INN) 及びテバイン並 びにこれらの塩 その他のもの キナアルカロイド及びその誘導体並 びにこれらの塩	五・八%	* 無税	
二九七三	コルチコステロイドホルモンのハ ロゲン化誘導体 エストロゲン及びプロゲステゲン その他のもの カテコールアミンホルモン並びにそ の誘導体及び構造類似物 エピネフリン	五・八%	* 無税		二九七四	その他のもの ニコモルヒネ (INN)、オ キシコドン (INN)、オキ シモルホン (INN)、フォ ルコジン (INN)、テパコ ン (INN) 及びテバイン並 びにこれらの塩 その他のもの キナアルカロイド及びその誘導体並 びにこれらの塩	五・八%	* 無税	
二九七四	その他のもの ステロイドホルモン並びにその誘導 体及び構造類似物 コルチゾン、ヒドロコルチゾン、 プレドニゾン (デヒドロコルチゾ ン) 及びプレドニゾン (デヒド ロヒドロコルチゾン)	五・八%	* 無税		二九七五	その他のもの ニコモルヒネ (INN)、オ キシコドン (INN)、オキ シモルホン (INN)、フォ ルコジン (INN)、テパコ ン (INN) 及びテバイン並 びにこれらの塩 その他のもの キナアルカロイド及びその誘導体並 びにこれらの塩	五・八%	* 無税	
二九七五	その他のもの ステロイドホルモン並びにその誘導 体及び構造類似物 コルチゾン、ヒドロコルチゾン、 プレドニゾン (デヒドロコルチゾ ン) 及びプレドニゾン (デヒド ロヒドロコルチゾン)	五・八%	* 無税		二九七六	その他のもの ニコモルヒネ (INN)、オ キシコドン (INN)、オキ シモルホン (INN)、フォ ルコジン (INN)、テパコ ン (INN) 及びテバイン並 びにこれらの塩 その他のもの キナアルカロイド及びその誘導体並 びにこれらの塩	五・八%	* 無税	
二九七六	その他のもの ステロイドホルモン並びにその誘導 体及び構造類似物 コルチゾン、ヒドロコルチゾン、 プレドニゾン (デヒドロコルチゾ ン) 及びプレドニゾン (デヒド ロヒドロコルチゾン)	五・八%	* 無税		二九七七	その他のもの ニコモルヒネ (INN)、オ キシコドン (INN)、オキ シモルホン (INN)、フォ ルコジン (INN)、テパコ ン (INN) 及びテバイン並 びにこれらの塩 その他のもの キナアルカロイド及びその誘導体並 びにこれらの塩	五・八%	* 無税	
二九七七	その他のもの ステロイドホルモン並びにその誘導 体及び構造類似物 コルチゾン、ヒドロコルチゾン、 プレドニゾン (デヒドロコルチゾ ン) 及びプレドニゾン (デヒド ロヒドロコルチゾン)	五・八%	* 無税		二九七八	その他のもの ニコモルヒネ (INN)、オ キシコドン (INN)、オキ シモルホン (INN)、フォ ルコジン (INN)、テパコ ン (INN) 及びテバイン並 びにこれらの塩 その他のもの キナアルカロイド及びその誘導体並 びにこれらの塩	五・八%	* 無税	
二九七八	その他のもの ステロイドホルモン並びにその誘導 体及び構造類似物 コルチゾン、ヒドロコルチゾン、 プレドニゾン (デヒドロコルチゾ ン) 及びプレドニゾン (デヒド ロヒドロコルチゾン)	五・八%	* 無税		二九七九	その他のもの ニコモルヒネ (INN)、オ キシコドン (INN)、オキ シモルホン (INN)、フォ ルコジン (INN)、テパコ ン (INN) 及びテバイン並 びにこれらの塩 その他のもの キナアルカロイド及びその誘導体並 びにこれらの塩	五・八%	* 無税	
二九七九	その他のもの ステロイドホルモン並びにその誘導 体及び構造類似物 コルチゾン、ヒドロコルチゾン、 プレドニゾン (デヒドロコルチゾ ン) 及びプレドニゾン (デヒド ロヒドロコルチゾン)	五・八%	* 無税		二九八〇	その他のもの ニコモルヒネ (INN)、オ キシコドン (INN)、オキ シモルホン (INN)、フォ ルコジン (INN)、テパコ ン (INN) 及びテバイン並 びにこれらの塩 その他のもの キナアルカロイド及びその誘導体並 びにこれらの塩	五・八%	* 無税	
二九八〇	その他のもの ステロイドホルモン並びにその誘導 体及び構造類似物 コルチゾン、ヒドロコルチゾン、 プレドニゾン (デヒドロコルチゾ ン) 及びプレドニゾン (デヒド ロヒドロコルチゾン)	五・八%	* 無税		二九八一	その他のもの ニコモルヒネ (INN)、オ キシコドン (INN)、オキ シモルホン (INN)、フォ ルコジン (INN)、テパコ ン (INN) 及びテバイン並 びにこれらの塩 その他のもの キナアルカロイド及びその誘導体並 びにこれらの塩	五・八%	* 無税	
二九八一	その他のもの ステロイドホルモン並びにその誘導 体及び構造類似物 コルチゾン、ヒドロコルチゾン、 プレドニゾン (デヒドロコルチゾ ン) 及びプレドニゾン (デヒド ロヒドロコルチゾン)	五・八%	* 無税		二九八二	その他のもの ニコモルヒネ (INN)、オ キシコドン (INN)、オキ シモルホン (INN)、フォ ルコジン (INN)、テパコ ン (INN) 及びテバイン並 びにこれらの塩 その他のもの キナアルカロイド及びその誘導体並 びにこれらの塩	五・八%	* 無税	
二九八二	その他のもの ステロイドホルモン並びにその誘導 体及び構造類似物 コルチゾン、ヒドロコルチゾン、 プレドニゾン (デヒドロコルチゾ ン) 及びプレドニゾン (デヒド ロヒドロコルチゾン)	五・八%	* 無税		二九八三	その他のもの ニコモルヒネ (INN)、オ キシコドン (INN)、オキ シモルホン (INN)、フォ ルコジン (INN)、テパコ ン (INN) 及びテバイン並 びにこれらの塩 その他のもの キナアルカロイド及びその誘導体並 びにこれらの塩	五・八%	* 無税	

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

五九三二	キニーネ及びその塩	無税	無税				
五九三三	その他のもの	無税	無税				
五九三〇	カフェイン及びその塩	八・二%	* 無税				
五九三〇	エフェドリン類及びその塩	八・二%	* 無税				
五九三〇	エフェドリン及びその塩	八・二%	* 無税				
五九三三	ブソイドエフェドリン(I・N・N)	八・二%	* 無税				
五九三三	及びその塩	八・二%	* 無税				
五九三〇	カチン(I・N・N)及びその塩	八・二%	* 無税				
五九三〇	その他のもの	八・二%	* 無税				
五九三〇	テオフィリン及びアミノフィリン						
五九三〇	(テオフィリン-エチレンジアミン)並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩						
五九三三	フェネチリン(I・N・N)及びその塩	五・八%	* 無税				
五九三三	その他のもの	五・八%	* 無税				
五九三三	ライ麦麦角のアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩						
五九三三	エルゴメトリン(I・N・N)及びその塩	無税	無税				
五九三三	エルゴタミン(I・N・N)及びその塩	無税	無税				
五九三三	リゼルギン酸及びその塩	無税	無税				
五九三三	その他のもの	無税	無税				
五九三三	その他のもの	無税	無税				
五九三三	コカイン、エタゴニン、レボメタンフエタミン、メタンフエタミン(I・N・N)及びメタンフエタミンラセメイト並びにこれらの塩、エステル及びその誘導体						
五九三三	一フエニル-1-クロロ-2-メチルアミノプロパン、						
五九三三	一フエニル-1-クロロ-2-ジメチルアミノプロパン、						
五九三三	一フエニル-2-ジメチルアミノプロパン、						
五九三三	一フエニル-2-ジメチルアミノプロパン及びこれらの塩	八・二%	* 無税				
五九三三	その他のもの	五・八%	* 無税				
五九三三	その他のもの	五・八%	* 無税				
五九三三	テオプロミン	五・八%	* 無税				
二四〇〇P	コカアルカロイド及びその塩	八・二%	* 無税				
二四〇〇P	ペラドンナ葉の左旋性アルカロイド	四・九%	* 無税				
二四〇〇P	その他のもの	五・八%	* 無税				
二四〇〇P	糖類(化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。)並びに糖エーテル、糖アセター、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセター、糖エーテルの塩(第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。)						
二四〇〇P	糖エーテル及び糖エステル並びにこれらの塩	一〇%	* 24%				
二四〇〇P	ソルボース	二〇%	* 26・5%				
二四〇〇P	その他のもの	二・八%	* 6・5%				
二四〇〇P	医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。))又は小売用の形状						
二四〇〇P	状若しくは包装にしたものに限るものとし、第三〇・二項、第三〇・五項又は第三〇・六項の物品を除く。)						
二四〇〇P	ペニシリン若しくはその誘導体(β-ニシラン酸構造を有するものに限る。))又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	五・八%	* 無税				
二四〇〇P	その他の抗生物質を含有するもの	五・三%	* 無税				
二四〇〇P	第二九・三七項のホルモンの他の物質を含有するもの(抗生物質を含有しないものに限る。)	七・二%	* 無税				
二四〇〇P	インスリンを含有するもの	五・八%	* 無税				
二四〇〇P	ホルチコステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物を含有するもの	五・八%	* 無税				
二四〇〇P	その他のもの	五・八%	* 無税				
二四〇〇P	アルカロイド又はその誘導体を含有するもの(抗生物質又は第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有						



三〇四六	その他の医薬品(第二九・三六項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。)	五・八%	* 無税
三〇四七	その他のもの 麻薬、大麻又は覚醒アミンのもの	四・九%	* 無税
三〇四八	その他のも の小売用の形状又は包装にしたもの	一〇%	* 無税
三〇四九	その他のも の	六・六%	* 無税
三〇五〇	その他のも の	五・八%	* 無税
三〇五一	この類の注4の医療用品 外科用のカッタガットその他これに類する縫合材、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓及び外科用又は歯科用の吸収性止血材(殺菌したものに限る。)	五・八%	* 無税
三〇五二	血液型判定用試薬	四%	* 無税
三〇五三	エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬	四%	* 無税
三〇五四	診断用試薬(微生物から得たものに限る。)	無税	無税
三〇五五	その他のも の	四%	* 無税
三〇五六	歯科用セメントその他の歯科用充填材料及び接骨用セメント	無税	無税
三〇五七	歯科用セメントその他の歯科用充填材料及び接骨用セメント	五・八%	* 無税
三〇五八	充填材料	五・八%	* 無税
三〇五九	その他のも の	三・八%	* 無税
三〇六〇	救急箱及び救急袋	五・八%	* 無税
三〇六一	避妊用化学調製品(第二九・三七項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもとしたものに限る。)	三・八%	* 無税
三〇六二	医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル	三・八%	* 無税
三〇六三	薬剤廃棄物	無税	無税
三〇六四	その他の着色料、この類の注8の調製	無税	無税
三〇六五	品(第三二・〇三項から第三二・〇五項までのものを除く。)及びルミノホアとして使用する種類の無機物(化学的に単一であるかないかを問わない。)	六・六%	* 17
三〇六六	二酸化チタンをもとした顔料及び調製品	四・八%	三・二%
三〇六七	二酸化チタンの含有量が乾燥状態において全重量の八〇%以上のもの	三・九%	二・六%
三〇六八	その他のもの	三・九%	二・六%
三〇六九	クロム化合物をもとした顔料及び調製品	三・九%	二・六%
三〇七〇	カドミウム化合物をもとした顔料及び調製品	三・九%	二・六%
三〇七一	その他の着色料及び調製品	三・九%	二・六%
三〇七二	ウルトラマリン及びこれをもとした調製品	六・六%	* 17
三〇七三	ウルトラマリンブルー(群青)	六・六%	* 17
三〇七四	その他のもの	三・九%	二・六%
三〇七五	硫化鉛をもとしたリトボンその他の顔料及び調製品	五・八%	* 12
三〇七六	リトボン	三・九%	二・六%
三〇七七	その他のもの	三・七%	* 5
三〇七八	ヘキサシアノ鉄酸塩(フェロシアン酸塩)及びフェリシアン酸塩をもとした顔料及び調製品	三・九%	* 2・五%
三〇七九	その他のもの	三・九%	二・六%
三〇八〇	ルミノホアとして使用する種類の無機物	四・九%	* 8
三〇八一	せっけん、有機界面活性剤及びその調製品(せっけんとして使用するもので、棒状にし、ケイキ状にし又は成型したものに限るものとし、せっけんを含有するかないかを問わない。)、有機界面活性剤及びその調製品(皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せっけんを含有するかない)	三・三%	* 三・三%

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件



三七〇五	その他のフィルム(カラー写真用のもの(ポリクローム)に限る。)	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 5 二・五%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートル以下で、長さが一四メートル以下のもの	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 5 二・五%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートルを超えるもの	四%	* 無税		四・九%	* 8 三・三%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートル以下で、長さが一三・〇メートル以下のもの(スライド用のものを除く。)	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 三・二 二・六%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートルを超えるもの(スライド用のものを除く。)	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 二・六%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートルを超えるもの	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 二・六%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートルを超えるもの	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 二・六%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートルを超えるもの	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 二・六%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートルを超えるもの	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 二・六%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートルを超えるもの	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 二・六%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートルを超えるもの	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 二・六%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートルを超えるもの	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 二・六%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートルを超えるもの	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 二・六%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートルを超えるもの	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 二・六%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートルを超えるもの	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 二・六%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートルを超えるもの	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 二・六%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートルを超えるもの	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 二・六%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートルを超えるもの	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 二・六%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートルを超えるもの	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 二・六%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートルを超えるもの	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 二・六%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートルを超えるもの	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 二・六%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートルを超えるもの	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 二・六%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートルを超えるもの	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 二・六%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートルを超えるもの	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 二・六%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートルを超えるもの	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 二・六%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートルを超えるもの	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 二・六%	
三七〇五	幅が一六ミリのメートルを超えるもの	三七・七%	* 無税		三七・七%	* 二・六%	

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件)

三六五〇	泥及びこの類の注6のその他の廃棄物	三・八%	二・六%
三六五二	都市廃棄物	三・八%	二・六%
三六五三	下水汚泥	三・九%	無税
三六五四	医療廃棄物	三・八%	無税
三六五五	有機溶剤廃棄物	三・八%	二・六%
三六五六	ハロゲン化合物	三・八%	二・六%
三六五七	その他のもの	三・八%	二・六%
三六五八	金属浸せき液、作動液、ブレイキ液及び不凍液の廃棄物	三・八%	二・六%
三六五九	化学工業(類似の工業を含む。)において生ずる廃棄物	三・八%	二・六%
三六六〇	有機物を主成分とするもの	三・八%	二・六%
三六六一	その他のもの	三・八%	二・六%
三六六二	その他のもの	無税	無税
三六六三	セレンさい及びテルルさい	無税	無税
三六六四	アンモニア性ガス液及び石灰ガス精製の際に産出する腐酸化鉄	三・八%	* 無税
三六六五	その他のもの	三・八%	二・六%
三五四〇	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体(一次製品に限る。)		
三五四一	ポリ(塩化ビニル)(他の物質と混合してないものに限る。)	五・八%	* 12 三・九%
三五四二	その他のポリ(塩化ビニル)	五・八%	* 12 三・九%
三五四三	可塑性でないもの	五・八%	* 12 三・九%
三五四四	可塑性したもの	四・六%	三・一%
三五四五	塩化ビニル-酢酸ビニル共重合体	四・一%	二・八%
三五四六	その他の塩化ビニルの共重合体	四・一%	二・八%
三五四七	塩化ビニレンの重合体	四・一%	二・八%
三五四八	ふっ素系重合体		
三五四九	ポリテトラフルオロエチレン		
三五五〇	塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	八・四%	五・六%
三五五一	その他のもの	四・一%	二・八%
三五五二	塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	四・一%	二・八%
三五五三	その他のもの		
三五五四	塊(不規則な形のものに限る。)		
三五五五	ポリ(塩化ビニル)の重合体		
三五五六	その他のもの		
三五五七	その他のもの		
三五五八	塊(不規則な形のものに限る。)		
三五五九	その他のもの		
三五六〇	その他のもの		
三五六一	塊(不規則な形のものに限る。)		
三五六二	その他のもの		
三五六三	その他のもの		
三五六四	塊(不規則な形のものに限る。)		
三五六五	その他のもの		
三五六六	その他のもの		
三五六七	塊(不規則な形のものに限る。)		
三五六八	その他のもの		
三五六九	その他のもの		
三五七〇	塊(不規則な形のものに限る。)		
三五七一	その他のもの		
三五七二	その他のもの		
三五七三	塊(不規則な形のものに限る。)		
三五七四	その他のもの		
三五七五	その他のもの		
三五七六	塊(不規則な形のものに限る。)		
三五七七	その他のもの		
三五七八	その他のもの		
三五七九	塊(不規則な形のものに限る。)		
三五八〇	その他のもの		
三五八一	その他のもの		
三五八二	塊(不規則な形のものに限る。)		
三五八三	その他のもの		
三五八四	その他のもの		
三五八五	塊(不規則な形のものに限る。)		
三五八六	その他のもの		
三五八七	その他のもの		
三五八八	塊(不規則な形のものに限る。)		
三五八九	その他のもの		
三五九〇	その他のもの		
三五九一	塊(不規則な形のものに限る。)		
三五九二	その他のもの		
三五九三	その他のもの		
三五九四	塊(不規則な形のものに限る。)		
三五九五	その他のもの		
三五九六	その他のもの		
三五九七	塊(不規則な形のものに限る。)		
三五九八	その他のもの		
三五九九	その他のもの		
三六〇〇	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六〇一	その他のもの		
三六〇二	その他のもの		
三六〇三	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六〇四	その他のもの		
三六〇五	その他のもの		
三六〇六	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六〇七	その他のもの		
三六〇八	その他のもの		
三六〇九	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六一〇	その他のもの		
三六一一	その他のもの		
三六一二	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六一三	その他のもの		
三六一四	その他のもの		
三六一五	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六一六	その他のもの		
三六一七	その他のもの		
三六一八	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六一九	その他のもの		
三六二〇	その他のもの		
三六二一	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六二二	その他のもの		
三六二三	その他のもの		
三六二四	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六二五	その他のもの		
三六二六	その他のもの		
三六二七	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六二八	その他のもの		
三六二九	その他のもの		
三六三〇	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六三一	その他のもの		
三六三二	その他のもの		
三六三三	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六三四	その他のもの		
三六三五	その他のもの		
三六三六	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六三七	その他のもの		
三六三八	その他のもの		
三六三九	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六四〇	その他のもの		
三六四一	その他のもの		
三六四二	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六四三	その他のもの		
三六四四	その他のもの		
三六四五	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六四六	その他のもの		
三六四七	その他のもの		
三六四八	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六四九	その他のもの		
三六五〇	その他のもの		
三六五一	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六五二	その他のもの		
三六五三	その他のもの		
三六五四	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六五五	その他のもの		
三六五六	その他のもの		
三六五七	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六五八	その他のもの		
三六五九	その他のもの		
三六六〇	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六六一	その他のもの		
三六六二	その他のもの		
三六六三	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六六四	その他のもの		
三六六五	その他のもの		
三六六六	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六六七	その他のもの		
三六六八	その他のもの		
三六六九	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六七〇	その他のもの		
三六七一	その他のもの		
三六七二	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六七三	その他のもの		
三六七四	その他のもの		
三六七五	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六七六	その他のもの		
三六七七	その他のもの		
三六七八	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六七九	その他のもの		
三六八〇	その他のもの		
三六八一	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六八二	その他のもの		
三六八三	その他のもの		
三六八四	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六八五	その他のもの		
三六八六	その他のもの		
三六八七	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六八八	その他のもの		
三六八九	その他のもの		
三六九〇	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六九一	その他のもの		
三六九二	その他のもの		
三六九三	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六九四	その他のもの		
三六九五	その他のもの		
三六九六	塊(不規則な形のものに限る。)		
三六九七	その他のもの		
三六九八	その他のもの		
三六九九	塊(不規則な形のものに限る。)		
三七〇〇	その他のもの		

三九七〇〇 P	ポリアセタール	四・一%	二・八%
三九七〇〇 P	その他のポリエーテル		
三九七〇〇 P	ポリジプロモフェニレンニオキシド	四・一%	* 無税
三九七〇〇 P	その他のもの	四・一%	* 二・八%
三九七〇〇 P	エポキシ樹脂	四・六%	三・一%
三九七〇〇 P	ポリカーボネート	四・一%	* 無税
三九七〇〇 P	テトラプロモビスフェノール A	四・一%	* 無税
三九七〇〇 P	ポリカーボネート	四・一%	* 無税
三九七〇〇 P	その他のもの	四・一%	二・八%
三九七〇〇 P	アルキド樹脂		
三九七〇〇 P	塊 (不規則な形のものに限る。)、粉 (モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		
三九七〇〇 P	その他のもの	四・六%	三・一%
三九七〇〇 P	ポリ (エチレンテレフタレート)	四・六%	三・一%
三九七〇〇 P	その他のポリエステル	四・六%	三・一%
三九七〇〇 P	不飽和のもの	四・六%	三・一%
三九七〇〇 P	その他のもの	四・六%	三・一%
三九七〇〇 P	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ (多泡性のもを並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。)	七・二%	* 二一 四・八%
三九七〇〇 P	エチレンの重合体製のもの	七・二%	* 二一 四・八%
三九七〇〇 P	プロピレンの重合体製のもの	七・二%	* 二一 四・八%
三九七〇〇 P	スチレンの重合体製のもの	七・二%	* 二一 四・八%
三九七〇〇 P	塩化ビニルの重合体製のもの	七・二%	* 二一 四・八%
三九七〇〇 P	可塑剤を全重量の六%以上含むもの	七・二%	* 二一 四・八%
三九七〇〇 P	その他のもの	五・八%	* 一三 三・九%
三九七〇〇 P	アクリル重合体製のもの	五・八%	* 一三 三・九%
三九七〇〇 P	ポリ (メタクリル酸メチル) 製のもの	七・八%	* 二三 五・二%
三九七〇〇 P	その他のもの	七・二%	* 二一 四・八%
三九七〇〇 P	ポリカーボネート製、アルキド樹脂製、ポリアリアルエステル製その他のもの	七・二%	* 二一 四・八%
三九七〇〇 P	フェノール樹脂製のもの	七・二%	* 二一 四・八%
三九七〇〇 P	その他のプラスチック製のもの	五・六%	* 一八 三・七%
三九七〇〇 P	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗面の水槽その他これらに類する衛生用品	七・二%	* 二一 四・八%
三九七〇〇 P	浴槽、シャワーバス、台所用流し及び洗面台	七・二%	* 二一 四・八%
三九七〇〇 P	便座及び便器用の覆い	七・二%	* 二一 四・八%
三九七〇〇 P	その他のもの	七・二%	* 二一 四・八%
三九七〇〇 P	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料 (プラスチックを除く。) から成る製品	七・二%	* 二一 四・八%
三九七〇〇 P	事務用品及び学用品	七・二%	* 二一 四・八%
三九七〇〇 P	衣類及び衣類付属品 (手袋、ミトン及びミットを含む。)	七・二%	* 二一 四・八%
三九七〇〇 P	家具用又は車体用の取付具その他これに類する取付具	五・八%	* 一三 三・九%
三九七〇〇 P	小像その他の装飾品	七・二%	* 二一 四・八%
三九七〇〇 P	ポリエステル製のもの	五・二%	三・五%
三九七〇〇 P	ポリカーボネート製のもの	七・二%	* 二一 四・八%
三九七〇〇 P	ポリ (エチレンテレフタレート) 製のもの	七・二%	* 二一 四・八%
三九七〇〇 P	その他の不飽和ポリエステル製のもの	七・二%	* 二一 四・八%
三九七〇〇 P	その他のポリエステル製のもの及びその化学的誘導体製のもの	五・二%	三・五%
三九七〇〇 P	再生セルロース製のもの	五・八%	* 一三 三・九%
三九七〇〇 P	バルカナイズドファイバー製のもの	五・八%	* 一三 三・九%
三九七〇〇 P	酢酸セルロース製のもの	五・八%	* 一三 三・九%
三九七〇〇 P	その他のセルロース誘導体製のもの	四・六%	三・一%
三九七〇〇 P	その他のプラスチック製のもの	五・八%	三・九%
三九七〇〇 P	ポリ (ビニルチタール) 製のもの	七・二%	* 二一 四・八%
三九七〇〇 P	ポリアミド製のもの	七・二%	* 二一 四・八%
三九七〇〇 P	アミノ樹脂製のもの	七・二%	* 二一 四・八%

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表 (日本国の譲許表) の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めめるの件

三六・六〇*	その他のもの				
四〇・二	自動車のシヤンばね及びその ばね板	五・八%	* 無税		
四〇・三	その他もの	五・八%	三・九%		
四〇・四	普及びホース(加硫したゴム(硬質ゴ ムを除く。)製のものに限るものと し、継手(例えば、ジョイント、エル ボー及びフランジ)を取り付けてある かないかを問わない。)				
四〇・五	他の材料により補強してないもの及 び他の材料と組み合わせてないもの	四・六%	二・三%		
四〇・六	継手付きのもの	四・六%	無税		
四〇・七	継手なしのもの	四・六%			
四〇・八	継手付きのもの	四・六%	二・五%		
四〇・九	紡織用繊維のみにより補強し又は紡 織用繊維のみと組み合わせたもの	四・六%	無税		
四〇・一〇	継手なしのもの	四・六%	二・五%		
四〇・一一	継手付きのもの	四・六%			
四〇・一二	他の材料により補強し又は他の材料 と組み合わせたもの	四・六%	無税		
四〇・一三	継手なしのもの	四・六%			
四〇・一四	継手付きのもの	四・六%	二・五%		
四〇・一五	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベ ルチング(加硫したゴム製のものに限 る。)				
四〇・一六	コンベヤ用のベルト及びベルチング	四・九%	一・九%		
四〇・一七	金属のみにより補強したもの	四・九%	一・九%		
四〇・一八	紡織用繊維のみにより補強したもの	四・九%	一・九%		
四〇・一九	プラスチックのみにより補強した もの	四・九%	一・九%		
四〇・二〇	その他のもの	四・九%	一・九%		
四〇・二一	伝動用のベルト及びベルチング	四・九%			
四〇・二二	エンドレス状の伝動用のベルト	四・九%			
四〇・二三	(横断面が台形のもの(Vベル ト)のうちVリープ型で、円の外 周が六〇センチメートルを超え一	四・九%			
四〇・二四	八〇センチメートル以下のものに 限る。)	四・九%	無税		
四〇・二五	エンドレス状の伝動用のベルト	四・九%			
四〇・二六	(横断面が台形のもの(Vベル ト)のうちVリープ型以外のもの で、円の外周が六〇センチメー トルを超え一八〇センチメートル以 下のものに限る。)	四・九%	無税		
四〇・二七	エンドレス状の伝動用のベルト	四・九%			
四〇・二八	(横断面が台形のもの(Vベル ト)のうちVリープ型で、円の外 周が一八〇センチメートルを超え 二四〇センチメートル以下のもの に限る。)	四・九%	無税		
四〇・二九	エンドレス状の伝動用のベルト	四・九%			
四〇・三〇	(横断面が台形のもの(Vベル ト)のうちVリープ型以外のもの で、円の外周が一八〇センチメー トルを超え二四〇センチメートル 以下のものに限る。)	四・九%	無税		
四〇・三一	エンドレス状の同期ベルト(円の 外周が六〇センチメートルを超え 一五〇センチメートル以下のもの に限る。)	四・九%	一・九%		
四〇・三二	エンドレス状の同期ベルト(円の 外周が一五〇センチメートルを超 え一九八センチメートル以下のも のに限る。)	四・九%	一・九%		
四〇・三三	その他のもの	四・九%	無税		
四〇・三四	ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限 る。)	四・九%	無税		
四〇・三五	乗用自動車(ステーションワゴン及 びレーシングカーを含む。)に使用 する種類のもの	無税	無税		
四〇・三六	バス又は貨物自動車に使用する種類 のもの	無税	無税		
四〇・三七	航空機に使用する種類のもの	無税	無税		
四〇・三八	モーターサイクルに使用する種類の もの	四・二%	無税		
四〇・三九	公称の幅が一〇一・六ミリメー				

四〇二・六	トルを超えるもの	無税	
四〇二・七	その他のもの	四・二%	無税
四〇二・八	自転車に使用する種類のもの	無税	無税
四〇二・九	その他のもの(杉、松、楠、樟、その他これに類する模様となるトレッドを有するものに限る。)	四・二%	無税
四〇二・一〇	農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの	無税	無税
四〇二・一一	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの(リム径が六一センチメートル以下のもの)	無税	無税
四〇二・一二	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの(リム径が六一センチメートルを超えるもの)	無税	無税
四〇二・一三	その他のもの	無税	無税
四〇二・一四	農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの	無税	無税
四〇二・一五	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの(リム径が六一センチメートルを超えるもの)	無税	無税
四〇二・一六	その他のもの	無税	無税
四〇二・一七	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの(リム径が六一センチメートル以下のもの)	無税	無税
四〇二・一八	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの(リム径が六一センチメートルを超えるもの)	無税	無税
四〇二・一九	その他のもの	無税	無税
四〇二・二〇	ゴム製の空気タイヤ(更生したものと古のものに限る。)並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ	無税	無税
四〇二・二一	更生タイヤ	無税	無税
四〇二・二二	乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。)に使用する種類のもの	四・二%	無税
四〇二・二三	バス又は貨物自動車に使用する種類のもの	四・二%	無税
四〇二・二四	航空機に使用する種類のもの	四・二%	無税
四〇二・二五	その他のもの	四・二%	無税
四〇二・二六	空気タイヤ(中古のものに限る。)	四・二%	無税
四〇二・二七	自動車に使用する種類のもの	無税	無税
四〇三・一	(公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超えるものに限る。)	五・八%	無税
四〇三・二	その他のもの	四・二%	無税
四〇三・三	ソリッドタイヤ及びクッションタイヤ(自動車に使用する種類のもので公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超えるものに限る。)並びにタイヤフラップ(公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超える自動車に使用する種類のタイヤのものに限る。)	六・五%	無税
四〇三・四	その他のもの	四・二%	無税
四〇三・五	衣類及び衣類附属品(手袋、ミトン及びニットを含む。加硫したゴム(硬質ゴムを除く。)	六・五%	無税
四〇三・六	製のものに限るものとし、用途を問わない。)	四・二%	無税
四〇三・七	手袋、ミトン及びニット	四・二%	無税
四〇三・八	外科用のもの	四・二%	無税
四〇三・九	その他のもの	四・二%	無税
四〇三・一〇	牛(水牛を含む。)	四・二%	無税
四〇三・一一	又は馬類の動物の	四・二%	無税
四〇三・一二	原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬、醃漬その他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれ以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。)	四・二%	無税
四〇三・一三	全形の原皮(重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。)	四・二%	無税
四〇三・一四	なめし過程(前なめしを含む。)	四・二%	無税
四〇三・一五	中のものうちなめしを含む。)	四・二%	無税

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めめるの件

<p>終えてないもの クロムなめしのもの その他のもの 各年度において政令で定め る数量(以下この項、第四 一・〇四項及び第四一・〇 七項において「共通の限度 数量(第一種のもの)」と いう。)以内のもの その他のもの 全形の原皮(二六キログラムを超え るものに限る。)</p>	<p>無税 無税 一五% 一五% 六〇%</p>	<p>その他のもの(ハット、ペンズ及び ペリーを含む。) なめし過程(前なめしを含 む。)(中のものうちなめしを 終えてないもの クロムなめしのもの その他のもの 共通の限度数量(第一種 のもの)以内のもの その他のもの</p>	<p>無税 無税 一五% 一五% 六〇%</p>
<p>無税 無税 一五% 一五% 六〇%</p>	<p>無税 無税 一五% 一五% 六〇%</p>	<p>無税 無税 一五% 一五% 六〇%</p>	<p>無税 無税 一五% 一五% 六〇%</p>
<p>酸漬けしたもの なめし過程(前なめしを含 む。)(中のものうちなめ しを終えてないもの その他のもの なめし過程(前なめしを含 む。)(中のものうちなめ しを終えてないもの その他の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、 乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存 に適する処理をしたもので、なめし、 パーチメント仕上げ又はこれら以上の 加工をしてないものに限るものとし、 脱毛してあるかないか又はスプリット してあるかないかを問わない。ただ し、この類の注1(b)又は(c)の規定によ り除かれているもの含まない。) やぎのもの なめし過程(前なめしを含 む。)(中のものうちなめしを</p>	<p>五% 五% 五% 無税 無税</p>	<p>終えてないもの 爬虫類のもの なめし過程(前なめしを含 む。)(中のものうちなめしを 終えてないもの わに又はとかけのもの その他のもの 豚のもの なめし過程(前なめしを含 む。)(中のものうちなめしを 終えてないもの その他のもの なめし過程(前なめしを含 む。)(中のものうちなめしを 終えてないもの 牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の なめした皮(なめしたものと及びクラス トにしたもので、これらを超える加工 をしておらず、毛が付いていないもの に限るものとし、スプリットしてある</p>	<p>五% 無税 無税 無税 無税 七・五% 七・五% 七・五% 六% 無税</p>



四一〇二	四一〇三	四一〇四	プリント	四一〇五	四一〇六	
かないかを問わない。 湿潤状態（ワニットブルーを含む） のもの フルグレン（スプリントしてな いものに限る。）及びグレンス プリット クロムなめししたもの その他のもの 共通の限度数量（第一種 のもの）以内のもの その他のもの その他のもの クロムなめししたもの その他のもの 共通の限度数量（第一種 のもの）以内のもの その他のもの 乾燥状態（クラス）のもの フルグレン（スプリントしてな いものに限る。）及びグレンス プリット	無税 無税 一五％ 一五％ 六〇％ 無税 無税 一五％ 一五％ 六〇％	無税 無税 一二％ 一二％ 三〇％ 無税 無税 一二％ 一二％ 三〇％	なめしたものを（再なめしをし たものを含む。）で、これを 超える加工をしていないもの クロムなめししたもの その他のもの 共通の限度数量（第一種 のもの）以内のもの その他のもの その他のもの 染色したものの 染色したものの（全形の 牛の皮（表面積が一枚に つき二八平方フィート （二・六平方メートル） 以下のもの）及び水牛の 皮並びにローラーレザー を除く。） 各年度において政令で 定める数量（以下この	項及び第四一・〇七項 において「共通の限度 数量（第二種のも のもの）」と「（一）以 内のもの」 注 各年度において 政令で定める数量 （共通の限度数量 （第一種のもの） は三、四、〇〇〇 平方メートルを下 らない数量とする。 その他のもの その他のもの 共通の限度数量（第一 種のもの）以内のもの その他のもの 共通の限度数量（第一種 のもの）以内のもの	六〇％ 六〇％ 六〇％ 二〇％ 二〇％ 六〇％ 一五％ 六〇％ 一五％ 六〇％	六〇％ 六〇％ 六〇％ 一五％ 一五％ 六〇％ 無税 無税 一五％ 一五％ 六〇％ 六〇％ 一五％ 一五％ 六〇％ 六〇％

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件）

品目一〇	ラストにしたもので、これを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限り、スプリットしてあるかないかを問わない。( ) 湿潤状態(ウェットブルーを含む)のもの 乾燥状態(クラスト)のもの 染色したものの 各年度において政令で定める数量(第四一〇六・二二号、第四一〇七・〇〇号及び第四一〇八・〇〇号において、共通の限度数量という。)以内のもの その他のもの	五%	無税
品目	その他の動物のなめした皮(なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限り)とし、スプリットしてあるかないかを問わない。( ) やぎのもの 湿潤状態(ウェットブルーを含む)のもの 乾燥状態(クラスト)のもの 染色したものの 共通の限度数量以内のもの その他のもの 豚のもの 湿潤状態(ウェットブルーを含む)のもの 乾燥状態(クラスト)のもの 染色したものの その他のもの 爬虫類のもの 植物性前めしをしたもの わに又はとかげのもの その他のもの その他のもの	二〇% 六〇% 五%	一六% 三〇% 無税
品目二	染色したものの わに又はとかげのもの その他のもの その他のもの わに又はとかげのもの その他のもの 湿潤状態(ウェットブルーを含む)のもの 乾燥状態(クラスト)のもの 染色したものの その他のもの 牛(水牛を含む)又は馬類の動物の革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限り)とし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。( ) 全形の革 フルグレン(スプリットしてないものに限り)の パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けたもの 染色したものの(牛革(表面積が一枚につき二八平方メートル(二・六平方メートル)以下のもの)及び水牛革並びにローラーレザーを除く。)	二二・五% 七・五% 七・五% 七・五% 七・五% 七・五% 七・五%	一〇% 六% 無税 無税 六% 無税
品目三	その他のもの	七・五%	無税
品目四	その他のもの	七・五%	六%
品目五	その他のもの	七・五%	六%
品目六	その他のもの	七・五%	八%
品目七	その他のもの	七・五%	六%
品目八	その他のもの	七・五%	六%
品目九	その他のもの	七・五%	六%
品目一〇	その他のもの	七・五%	六%

四二七・三	四二七・六
その他のもの 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの その他のもの グレーンスプリット パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの 染色したものの（牛革） （表面積が一枚につき二八平方フィート（二・六平方メートル）以下のもの）及び牛革並びにローラーレザを除く。	その他のもの 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの その他のもの 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの その他のもの パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの 染色したものの（牛革） （表面積が一枚につき二八平方フィート（二・六平方メートル）以下のもの）及び牛革並びにローラーレザを除く。
六〇％ 一五％ 六〇％ 七・五％ 六％ 二〇％ 一三・三％	六〇％ 二〇％ 六〇％ 一五％ 六〇％ 七・五％ 六％ 二〇％ 一三・三％
四二七・三	四二七・六
のもの（サイドを含む。） その他のもの フルグレーン（スプリットでないものに限る。） パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの 染色したものの（牛革） 及びローラーレザを除く。	グレーンスプリット パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの 染色したものの（牛革） 及びローラーレザを除く。
一五％ 六〇％ 七・五％ 二〇％ 六〇％ 二〇％ 一三・三％ 六〇％ 二〇％ 一六％ 三〇％	一五％ 六〇％ 七・五％ 二〇％ 六〇％ 二〇％ 一三・三％ 六〇％ 二〇％ 一六％ 三〇％

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件）

<p>四二七・九 その他のもの パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの その他のもの</p>	<p>共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの 一五% その他のもの 六〇% 七・五%</p>	<p>一六% 三〇% 六%</p>	<p>四三〇・〇 羊革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含まないもの) その他のもの 共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの その他のもの 共通の限度数量(第二種のもの)以内のもの その他のもの</p>	<p>一五% 一五% 一六% 三〇% 二〇% 六〇%</p>	<p>一一% 二〇% 一六% 三〇% 二〇% 三〇%</p>
<p>四三三 その他の動物の革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含まないもの) その他のもの 共通の限度数量以内のもの その他のもの</p>	<p>七・五% 七・五% 二〇% 六〇% 五%</p>	<p>六% 一六% 三〇% 無税</p>	<p>四三三・〇 その他のもの パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの</p>	<p>七・五% 七・五%</p>	<p>六%</p>
<p>四三三・〇 共通の限度数量以内のもの その他のもの その他のもの 豚のもの パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの その他のもの</p>	<p>二〇% 六〇% 五% 七・五% 七・五% 一〇% 七・五%</p>	<p>一六% 三〇% 無税 六%</p>	<p>四三三・〇 爬虫類のもの パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの その他のもの わに革及びとがげ革 その他のもの その他のもの その他のもの</p>	<p>七・五% 七・五% 七・五% 七・五% 七・五% 七・五% 七・五%</p>	<p>六% 六% 八% 六% 六% 一〇% 六%</p>
<p>四三三・〇 その他のもの パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの その他のもの その他のもの シヤモア革(コンビネーションシヤモア革を含む)、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー シヤモア革(コンビネーションシヤモア革を含む) パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー その他のもの</p>	<p>七・五% 七・五% 七・五% 七・五% 七・五% 二五% 二五% 二五%</p>	<p>六% 六% 無税 六%</p>	<p>四三三・〇 コンポジションレザー(革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限</p>	<p>三・五% 二・五% 二・五%</p>	<p>二八% 二〇% 二〇%</p>

四二五・一〇	<p>るものとし、巻いてあるかないかを問わない。(革又はコンポジションレザーのくず(革製品の製造に適しないものに限る。))及び革の粉</p>	七・五%	六%
四二五・一〇	<p>革又はコンポジションレザーのくず(革製品の製造に適しないものに限る。))及び革の粉</p>	七・五%	六%
四二五・一〇	<p>旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器(革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。))及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、拳銃用のホルスターその他これらに類する容器</p>	三・七%	三%
四二五・一〇	<p>携帯用化粧道具入れ(黄金属、これを貼り若しくはめつき)</p>	三・七%	三%
四二五・一一	<p>た金属、黄石、半黄石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。)</p>	二〇%	一六%
四二五・一一	<p>携帯用化粧道具入れ(黄金属、これを貼り若しくはめつき)した金属、黄石、半黄石、さんご、象牙又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。)</p>	二〇%	一六%
四二五・一一	<p>ハンドバッグ(取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかないかを問わない。))</p>	一〇%	八%
四二五・一一	<p>外面が革製、コンポジションレザー製又はバテントレザー製のものの</p>	一〇%	八%
四二五・一一	<p>黄金属、これを貼り若しくはめつきした金属、黄石、半黄石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの</p>	一七・五%	一四%
四二五・一一	<p>革製又はバテントレザー製のものの</p>	二〇%	一六%
四二五・一一	<p>外面が革製、コンポジションレザー製又はバテントレザー製のものの</p>	二〇%	一六%
四二五・一一	<p>外面がプラスチックシート製又は</p>	二二・五%	一〇%

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めめるの件

四〇二二 四〇二三	<p>紡織用繊維製のもの                      貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの                      その他のもの                      その他のもの                      ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品                      外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの                      財布(貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの)</p>	二〇％ 二〇％ 一〇％	一六％ 八％ 八％
四〇二四 四〇二五 四〇二六 四〇二七 四〇二八 四〇二九	<p>に限り、( )                      その他のもの                      外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの                      財布(貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。)                      その他のもの                      その他のもの                      外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの                      外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの                      その他のもの</p>	二〇％ 二〇％ 一〇％ 一〇％ 五・一％ 一〇％ 一〇％ 一〇％	一六％ 一〇％ 一六％ 一六％ 四・一％ 八％ 一〇％ 八％
四〇三〇 四〇三一 四〇三二 四〇三三	<p>アイボリー、骨、亀の甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの                      木製のもの                      その他のもの                      なめし又は仕上げた毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。)                      全形のもの(組み合わせないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。)                      ミンクのもの                      子羊のもの(アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペ</p>	五・一％ 四％ 五・八％	三・四％ 二・七％ 四・六％
四〇三四 四〇三五 四〇三六 四〇三七 四〇三八 四〇三九	<p>ルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊に限る。)                      その他のもの                      頭部、尾部、足部その他の切片で、組み合わせないもの                      全形のもの及び切片で、組み合わせないもの                      ドロップスキン                      その他のもの                      木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸割したもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦割したものであるかいないかを問わない。)                      針葉樹のもの                      まつ属、もみ属(カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びバ</p>	一五％ 一五％ 一五％ 二〇％ 一五％	一五％ 一五％ 一五％ 二〇％ 一五％

品名	税率	税率
四七〇・三 ウ ホワイトラワン、ホワイトメラン チ、ホワイトセラヤ、イエローメ ランチ及びアラン その他のもの	一〇％	六％
四七〇・二 ウ ふたばがき科のもの パドック(かりん)のもの その他のもの	一〇％ 無税 無税	六％ 無税 無税
四七〇・一 ウ つげ、たがやさん(カスイ ア・スイアメア)、紅木、し たん又はくたんのもの 桐(きり属のもの)のもの ふたばがき科のもの リグナムバイタのもの かんながけし又はやすりが けしたもの その他のもの その他のもの	無税 無税 二・五％ 一〇％ 無税 無税 無税 無税 無税	六％ 無税 無税 六％ 無税 無税 無税 無税 無税
四七〇・五 熱帯産木材(この類の号注1のもの に限る。)のもの	無税	無税
四七〇・四 インセンシダグのもの パイロラ、マホガニー(スウイ テナ属のもの)、インブイア及 びバルサ ダークレッドメランチ、ライ トレッドメランチ及びメランチバカ	無税	無税
四七〇・三 ウ ダークレッドメランチ、ライ トレッドメランチ及びメランチバカ 積層木材を平削りすることに より得られるもの その他のもの パドック(かりん)のもの 積層木材を平削りすること により得られるもの その他のもの	一五％ 一五％ 一五％ 一五％ 一五％ 一五％	*9 *12 六％ 五％ 六％ 五・六％ 六％
四七〇・二 ウ ジュルトンのもの(長さが二 〇センチメートル以下で、幅 が八センチメートル以下のも のに限る。) チークのもの 積層木材を平削りすること により得られるもの その他のもの その他のもの	無税 無税 一五％ 無税 無税	無税 無税 *9 六％ 六％
四七〇・一 ウ 化粧貼り用単板(積層木材を平削りす ることにより得られるものを含 む。)、合板用単板、これらに類する 積層木材用単板及びその他の縦にひ き、平削りし又は丸割した木材(厚 さが六ミリメートル以下のものに限 るものとし、かんながけし、やすりがけ し、はぎ合わせし又は縦割したもの のであるかないかを問わない。) 針葉樹のもの インセンシダグのもの(長さ が二〇センチメートル以下で、 幅が八センチメートル以下のも のに限る。) その他のもの 積層木材を平削りすること により得られるもの その他のもの	無税 無税 無税 無税 無税	無税 無税

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号  
千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九  
年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

<p>四〇六 積層木材を平削りする(とにより得られるもの) その他のもの</p> <p>一五% *9 六%</p>	<p>その他のもの つげ、たがやさん(カシア・スイアメア)、紅木、したん又はこくたんのもの 積層木材を平削りすることにより得られるもの その他のもの その他のもの 積層木材を平削りする(とにより得られるもの) その他のもの</p> <p>一五% *9 六% 八% 五・六%</p>	<p>四〇八 さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材(寄せ木床用のストリップ又はフリスで組み立てないものを含むものとし、かながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものではないかを問わない。)</p> <p>針葉樹のもの 引抜材 玉縁及び繰形 その他のもの</p> <p>七・五% 七・二% *3 三・七% 三・七% *3 三・六%</p>	<p>四〇九 針葉樹以外のもの 引抜材 竹製のもの その他のもの 玉縁及び繰形</p> <p>一〇% 無税 七・五% 七・五% 七・二%</p> <p>*4 五% 無税 七・五% 三・七% 三・六%</p>
<p>四〇三 その他のもの かりん、つげ、たがやさん(カシア・スイアメア)、紅木、したん又はこくたんのもの 桐(きり属のもの)のもの ふたばがき科のもの その他のもの</p> <p>無税 二・五% 一〇% 無税</p> <p>*5 五% 無税</p>	<p>四〇四 パーティクルボードその他これに類するボード(例えば、オリエンテッドストランドボード及びウエファアボード)(木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。)</p> <p>オリエンテッドストランドボード及びウエファアボード(木材のものに限る。)</p> <p>加工しないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの</p>	<p>四〇五 板状のもの その他のもの 板状のもの その他のもの</p> <p>一〇% 二二% 一〇% 二二%</p> <p>*6 六% *5 五% *6 六%</p>	<p>四〇六 その他のもの(木材のものに限る。)</p> <p>加工しないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの</p> <p>板状のもの その他のもの メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの 板状のもの その他のもの プラスチック製の装飾積層板で表面を被覆したもの 板状のもの その他のもの その他のもの 板状のもの</p> <p>一〇% 二二% 一〇% 二二% 一〇% 二二% 一〇% 二二% 一〇% 二二%</p> <p>*6 六% *5 五% *6 六% *5 五% *6 六% *6 六% *5 五% *6 六% *6 六%</p>



品目六〇	その他のもの その他のもの 板状のもの その他のもの	一〇％ 一〇％ 一〇％ 一〇％	*5.5％ 七・九％ 六・六％
品目六〇	さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状にしてあるかないかを問わない。)並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであつてシート状のもの(敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。)		
品目六〇	敷物及びすだれ(植物性材料製のものに限る。)		
品目六〇	いぐさ(ユンクス・エフス)製又は七馬い(キユベルス・テゲティフォルミス)製のもの	七・五％ 四・九％	六％ 三・三％
品目六〇	その他のもの		
品目六〇	植物性材料製のもの		
品目六〇	むしろ、こも及びアンペラ	無税	無税
品目六〇	さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状にしてあるかないかを問わない。)		
品目六〇	ばつかんさなだ	四％	二・七％
品目六〇	その他のもの	五・七％	三％
品目六〇	いぐさ(ユンクス・エフス)製又は七馬い(キユベルス・テゲティフォルミス)製のもの	七・五％ 四・九％	六％ 三・三％
品目六〇	その他のもの		
品目六〇	さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状にしてあるかないかを問わない。)		
品目六〇	その他のもの	五・七％ 五・七％	三％ 三・八％
品目六〇	機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせ		
品目七〇	わせにより製造した木材パルプ	二・二％	無税
品目七〇	古紙		
品目七〇	さらしてないクラフト紙又はクラフト板紙及びコルゲート加工をした紙又は板紙	無税	無税
品目七〇	その他の紙又は板紙(主としてさらした化学パルプから製造したものに限るものとし、全体を着色したものを除く。)	無税	無税
品目七〇	主として機械パルプから製造した紙又は板紙(例えば、新聞、雑誌その他これらに類する印刷物)	無税	無税
品目七〇	その他のもの(区別してない古紙を含む。)	無税	無税
品目七〇	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙(ロール状又は長方形(正方形を含む。))のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第四		
品目七〇	八・〇一項又は第四八・〇三項の紙を除く。)並びに手すきの紙及び板紙	四・二％	無税
品目七〇	手すきの紙及び板紙		
品目七〇	写真感光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙	二・七％	無税
品目七〇	カーボン原紙	二・七％	無税
品目七〇	壁紙原紙	二・七％	無税
品目七〇	その他の紙及び板紙(機械パルプとケミグラントパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の一〇％以下のものに限る。)		
品目七〇	重量が一平方メートルにつき四〇グラム未満のもの	二・五％	無税
品目七〇	重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のもの(ロール状のものに限る。)	二・五％	無税
品目七〇	重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のもの(折り畳んでない状態において一辺の長さが四三五ミリメートル		

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号  
千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十四年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めめるの件

四〇一七	以下で、その他の辺の長さが二九七ミリメートル以下のシート状のものに限る。( )	二・五%	無税
四〇一八	その他のもの(重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のものに限る。)	二・五%	無税
四〇一九	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	二・五%	無税
四〇二〇	その他の紙及び板紙(機械パルプとケミグラインドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の一〇%を超えるものに限る。)	二・五%	無税
四〇二一	ロール状のもの	二・五%	無税
四〇二二	折り畳んでない状態において一辺の長さが四三五ミリメートル以下で、その他の辺の長さが二九七ミリメートル以下のシート状のもの	二・五%	無税
四〇二三	その他の紙及び板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注3に規定する加工のほかに更に加工をしたものを除く。)	二・五%	無税
四〇二四	段ボール用中芯原紙	二・五%	無税
四〇二五	セミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙	二・五%	無税
四〇二六	わらパルプ製の段ボール用中芯原紙	二・五%	無税
四〇二七	その他のもの	二・五%	無税
四〇二八	テストライナー(再生ライナーボード)	六%	無税
四〇二九	重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの	六%	無税
四〇三〇	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	六%	無税
四〇三一	サルファイト包装紙	六%	無税
四〇三二	フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード	六%	無税
四〇三三	重量が一平方メートルにつき一三〇グラムを超えるもの(ロー	六%	無税
四〇三四	ル状のものに限る。)	六%	無税
四〇三五	その他のもの	六%	無税
四〇三六	フェルトペーパー及びフェルトペーパーボード	五・二%	無税
四〇三七	重量が一平方メートルにつき一三〇グラムを超えるもの(ロー	五・二%	無税
四〇三八	ル状のものに限る。)	五・二%	無税
四〇三九	その他のもの	五・二%	無税
四〇四〇	重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの	二・五%	無税
四〇四一	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの(二五グラム未満のもの)	二・五%	無税
四〇四二	重量が一平方メートルにつき二二五グラム以上のもの	二・五%	無税
四〇四三	接着剤を使用して貼り合わせた紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染	二・五%	無税
四〇四四	み込ませたものを除く。)	二・五%	無税
四〇四五	紙及び板紙(カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し(結合剤を使用してあるかないかを問わない。)、かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又は長方形(正方形を含む。)のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。)	四・二%	無税
四〇四六	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙(機械パルプとケミグラインドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の一〇%以下のものに限る。)	四・二%	無税
四〇四七	ロール状のもの	四・二%	無税
四〇四八	折り畳んでない状態において一辺の長さが四三五ミリメートル以下で、その他の辺の長さが二九七ミリメートル以下のシート状のもの	二・七%	無税
四〇四九	重量が一平方メートルにつき一三〇グラムを超えるもの(ロー	二・七%	無税
四〇五〇	ル状のものに限る。)	二・七%	無税
四〇五一	その他のもの	二・七%	無税

四六〇・九	その他のもの	二・七%	無税
四六〇・三	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプとケミクラフトパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の二〇%を超えるものに限る。）	二・七%	無税
四六〇・二	軽量コート紙	無税	無税
四六〇・一	その他のもの	無税	無税
四六〇・三	機械パルプの含有量が全繊維重量の二〇%を超えるもの	二・七%	無税
四六〇・二	その他のもの	無税	無税
四六〇・一	クラフト紙及びクラフト板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものを除く。）	無税	無税
四六〇・三	全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超え、かつ、重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの	無税	無税
四六〇・二	全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超え、かつ、重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	無税	無税
四六〇・一	その他のもの	無税	無税
四六〇・三	その他の紙及び板紙	無税	無税
四六〇・二	多層すきもの	無税	無税
四六〇・一	その他のもの	無税	無税
四六〇・九	紙、板紙、セルロースウオツディング及びセルロース繊維のウエブ（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもので、大きさを問わず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第四八・〇三項、第四八・〇九項又は第四八・一〇項の物品を除く。）	無税	無税
四六〇・八	タール、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙	二・五%	無税
四六〇・七	粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び	無税	無税
四六〇・六	無税	無税	無税
四六〇・五	無税	無税	無税
四六〇・四	無税	無税	無税
四六〇・三	無税	無税	無税
四六〇・二	無税	無税	無税
四六〇・一	無税	無税	無税
四六〇・九	板紙	二・七%	無税
四六〇・八	セルフアドヒープのもの	二・七%	無税
四六〇・七	その他のもの	二・七%	無税
四六〇・六	プラスチック（接着剤を除く。）を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙	二・七%	無税
四六〇・五	さらしたもので重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	無税	無税
四六〇・四	その他のもの	無税	無税
四六〇・三	ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙	無税	無税
四六〇・二	ワックス、パラフィン又は油により処理した紙及び板紙	二・五%	無税
四六〇・一	その他のもの	無税	無税
四六〇・九	その他の紙、板紙、セルロースウオツディング及びセルロース繊維のウエブ	無税	無税
四六〇・八	その他の紙、板紙、セルロースウオツディング及びセルロース繊維のウエブ	無税	無税
四六〇・七	その他の紙、板紙、セルロースウオツディング及びセルロース繊維のウエブ（特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウオツディング又はセルロース繊維のウエブのその他の製品	無税	無税
四六〇・六	粘着剤又は接着剤を塗布した紙（ストリップ状又はロール状のものに限る。）	二・七%	無税
四六〇・五	セルフアドヒープのもの	二・七%	無税
四六〇・四	その他のもの	二・七%	無税
四六〇・三	フィルター、ペーパー及びフィルター	二・二%	無税
四六〇・二	ペーパーボード	三・二%	無税
四六〇・一	自動記録装置用に印刷したロール、シート及び円盤	三・六%	無税
四六〇・九	紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品	三・六%	無税
四六〇・八	成型し又は加圧成形をした製紙用パルプの製品	三・六%	無税
四六〇・七	その他のもの	無税	無税

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めめるの件

五〇三・〇〇	せん孔カード式統計機検用のカード、モノタイプ用のテープその他これらに類する物品に記録のためにせん孔したもの	無税	無税		
	その他のもの	二・五%	無税		
五〇三・〇〇	* 郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品(発行国(額面で流通する国を含む。))で通用するもので使用してないものに限り、これを紙に印刷した物品、紙幣、銀行券及び小切手帳並びに株券、債券その他これらに類する有価証券	無税	無税		
五〇三・〇〇	羊毛、織獣毛及び粗獣毛(カードし又はコムしたもの(小塊状のコムした羊毛を含む。))に限り、)	無税	無税		
五〇三・〇〇	羊毛(カードしたものに限り。)	無税	無税		
五〇三・〇〇	羊毛のトップその他の羊毛(コムしたものに限り。)	無税	無税		
五〇三・〇〇	小塊状のもの(コムしたものに限り。)	無税	無税		
五〇三・二〇	その他のもの	三・五%	無税		
五〇三・二〇	ローピング	無税	無税		
五〇三・二〇	織獣毛(カードし又はコムしたものに限り。)	無税	無税		
五〇三・二〇	その他のもの	無税	無税		
五〇三・二〇	カシミヤやぎのもの	無税	無税		
五〇三・二〇	その他のもの	無税	無税		
五〇三・二〇	粗獣毛(カードし又はコムしたものに限り。)	三・五%	無税		
五〇三・二〇	ローピング	無税	無税		
五〇三・二〇	その他のもの	無税	無税		
五〇三・二〇	ココヤシ、アバカ(マニラ麻又はムサ・テクステイリス)、ラミーその他の植物性紡織用繊維(他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。)並びにそのトワ、ノイル及びくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)	無税	無税		
五〇三・二〇	ココヤシのもの(ロイヤ)	無税	無税		
五〇三・二〇	生もの	無税	無税		
五〇三・二〇	その他のもの	無税	無税		
五〇三・二〇	アバカのもの	無税	無税		
五〇三・二〇	生もの	無税	無税		
五〇三・二〇	その他のもの	無税	無税		
五〇三・二〇	その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸	無税	無税		
五〇三・二〇	糸	無税	無税		
五〇三・二〇	コイヤヤーン	三%	無税		
五〇三・二〇	大麻糸	三%	無税		
五〇三・二〇	その他のもの	三%	二%		
五〇三・二〇	紙糸	三・七%	二・五%		
五〇三・二〇	その他のもの	二・七%	七・九%		
五〇三・二〇	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物(第五四・〇五項の材料の織物を含む。)	一〇%	六・六%		
五〇三・二〇	強力糸(ビスコースレーヨンのものに限り。)	六%	四%		
五〇三・二〇	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの				
五〇三・二〇	絹の重量が全重量の一〇%を超えないもの				
五〇三・二〇	その他の織物(再生繊維若しくは半合成繊維の長繊維又は再生繊維若しくは半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品の重量が全重量の八五%以上のものに限り。)				
五〇三・二〇	漂白してないもの及び漂白したもの				
五〇三・二〇	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの(アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの(これらのもの材料から製造したストリップその他これに類するものを含む。))				
五〇三・二〇	以下この項において同じ。)				
五〇三・二〇	の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限り。)				
五〇三・二〇	その他のもの	二二・五%	八・八%		
五〇三・二〇	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの				

<p>重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの</p>	<p>絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの(アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの)の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。)</p> <p>アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの</p>	<p>一〇% 七・一% 四・三% 六%</p>	<p>七・一% 四・三%</p>	<p>異なる色の糸から成るもの 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの(アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの)の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。)</p> <p>その他のもの</p>	<p>絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの(アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの)の重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの</p>	<p>一〇% 六% 二一・五% 六%</p>	<p>六・六% 四% 八・二% 二一・五%</p>
<p>なせんしたもの 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの(アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの)の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。)</p> <p>アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの</p>	<p>絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの(アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたもの)の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。)</p> <p>アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたもの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの</p>	<p>二一・五% 八・二% 一〇% 六%</p>	<p>八・二% 六・六% 四%</p>	<p>絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの(アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの)の重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの</p>	<p>絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの(アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの)の重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの</p>	<p>二一・五% 八・二% 一〇% 六%</p>	<p>七・一% 四・三%</p>

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めめるの件

<p>西〇・三</p>	<p>超えるもの(アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。)</p> <p>その他のもの</p> <p>アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>異なる色の糸から成るもの</p> <p>絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの(アセテート繊維</p>	<p>二・五%</p> <p>一〇%</p> <p>六%</p>	<p>八・二%</p> <p>六・六%</p> <p>四%</p>
<p>西〇・八</p>	<p>若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。)</p> <p>その他のもの</p> <p>アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>なせんしたもの</p> <p>絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの(アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれら</p>	<p>二・五%</p> <p>一〇%</p> <p>六%</p>	<p>八・二%</p> <p>六・六%</p> <p>四%</p>
<p>西〇・一〇</p>	<p>の繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。)</p> <p>その他のもの</p> <p>アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ひも、綱及びケーブル(組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。)</p> <p>第五三・〇三項のジュートその他の</p>	<p>二・五%</p> <p>一〇%</p> <p>六%</p>	<p>八・二%</p> <p>六・六%</p> <p>四%</p>
<p>西〇・一〇</p>	<p>紡織用皮革繊維製のもの</p> <p>サイザルその他のアゲープ属の紡織用繊維製のもの</p> <p>結束用又は包装用のひも</p> <p>その他のもの</p> <p>ポリエチレン製又はポリプロピレン製のもの</p> <p>結束用又は包装用のひも</p> <p>その他のもの</p> <p>その他の合成繊維製のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>チニールその他の網地(織ったもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)</p> <p>及びレース(レース地及びモチーフに限るものとし、第六〇・〇二項から第六〇・〇六項までの編物を除く。)</p> <p>チニールその他の網地</p> <p>プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆</p>	<p>一〇%</p> <p>六%</p> <p>六%</p> <p>八%</p> <p>八%</p> <p>八%</p> <p>三・七%</p>	<p>無税</p> <p>無税</p> <p>四%</p> <p>五・三%</p> <p>五・三%</p> <p>五・三%</p> <p>二・五%</p>

五八〇・二二	<p>し又は積層したものの その他のもの 機械製のレース 人造繊維製のもの プラスチック、ゴムその他の 物質を染み込ませ、塗布し、 被覆し又は積層したもの その他のもの その他の紡織用繊維製のもの プラスチック、ゴムその他の 物質を染み込ませ、塗布し、 被覆し又は積層したもの その他のもの 綿製のもの その他のもの 手製のレース プラスチック、ゴムその他の物 質を染み込ませ、塗布し、被覆 し又は積層したもの その他のもの</p>	<p>五・二％ 一〇％ 五・二％ 一四％ 一四％ 一四％ 五・二％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％</p>	<p>三・五％ 六・六％ 三・五％ 九・一％ 三・五％ 三・五％ 九・一％ 三・五％ 三・五％ 九・一％ 三・五％ 三・五％ 九・一％ 三・五％ 三・五％ 九・一％ 三・五％ 三・五％ 九・一％ 三・五％</p>
五八〇・二〇	<p>綿製のもの その他のもの 紡織用繊維の織物類(プラスチックを 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層 したものに限るものとし、第五九・〇 二項のものを除く) ポリ(塩化ビニル)を染み込ませ、 塗布し、被覆し又は積層したもの ポリウレタンを染み込ませ、塗布 し、被覆し又は積層したもの その他のもの リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維 の基布に塗布し又は被覆したもの(特 定の形状に切つてあるかないかを問わ ない) リノリウム その他のもの</p>	<p>一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％</p>	<p>一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％</p>
五八〇・一〇	<p>メリヤス編物及びクロセ編物(幅が三 センチメートル以下で、弾性糸又は ゴム糸の重量が全重量の五％以上のもの</p>	<p>五・八％ 五・八％ 五・八％</p>	<p>三・九％ 三・九％ 三・九％</p>
五八〇・〇〇	<p>メリヤス編物及びクロセ編物(幅が三 センチメートル以下で、弾性糸又は ゴム糸の重量が全重量の五％以上のもの</p>	<p>五・八％ 五・八％ 五・八％</p>	<p>三・九％ 三・九％ 三・九％</p>
五八〇・二〇	<p>のし、第六〇・〇一項及び第六〇・ 〇二項のものを除く) 羊毛製又は織獣毛製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 綿製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 合成繊維製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 再生繊維又は半合成繊維製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 模様の組織を有するもの その他のもの</p>	<p>一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％</p>	<p>一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％</p>
五八〇・一〇	<p>のし、第六〇・〇一項及び第六〇・ 〇二項のものを除く) 羊毛製又は織獣毛製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 綿製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 合成繊維製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 再生繊維又は半合成繊維製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 模様の組織を有するもの その他のもの</p>	<p>一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％</p>	<p>一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％</p>
五八〇・二〇	<p>のし、第六〇・〇一項及び第六〇・ 〇二項のものを除く) 羊毛製又は織獣毛製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 綿製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 合成繊維製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 再生繊維又は半合成繊維製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 模様の組織を有するもの その他のもの</p>	<p>一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％</p>	<p>一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％</p>
五八〇・一〇	<p>のし、第六〇・〇一項及び第六〇・ 〇二項のものを除く) 羊毛製又は織獣毛製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 綿製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 合成繊維製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 再生繊維又は半合成繊維製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 模様の組織を有するもの その他のもの</p>	<p>一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％</p>	<p>一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％</p>
五八〇・二〇	<p>のし、第六〇・〇一項及び第六〇・ 〇二項のものを除く) 羊毛製又は織獣毛製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 綿製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 合成繊維製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 再生繊維又は半合成繊維製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 模様の組織を有するもの その他のもの</p>	<p>一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％</p>	<p>一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％</p>
五八〇・一〇	<p>のし、第六〇・〇一項及び第六〇・ 〇二項のものを除く) 羊毛製又は織獣毛製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 綿製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 合成繊維製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 再生繊維又は半合成繊維製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 模様の組織を有するもの その他のもの</p>	<p>一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％</p>	<p>一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％</p>
五八〇・二〇	<p>のし、第六〇・〇一項及び第六〇・ 〇二項のものを除く) 羊毛製又は織獣毛製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 綿製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 合成繊維製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 再生繊維又は半合成繊維製のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 模様の組織を有するもの その他のもの 模様の組織を有するもの その他のもの</p>	<p>一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％</p>	<p>一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％ 一四％</p>

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九  
年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

K00E-10	のに限るものとし、第六〇・〇一項のものを除く。) 弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの(ゴム糸を含まないものに限る。)				
K00E-11	模様の編みの組織を有するもの	一九・六%	九・八%		
K00E-12	綿製のもの	一九・六%	七・九%		
K00E-13	その他のもの	二・二%			
K00E-14	綿製又は人造繊維製のもの	八・二%	五・四%		
K00E-15	その他のもの	八%	五・三%		
K00E-16	その他のもの				
K00E-17	模様の編みの組織を有するもの	一九・六%	七・八%		
K00E-18	綿製のもの	一九・六%	五・六%		
K00E-19	その他のもの	二・二%			
K00E-20	綿製又は人造繊維製のもの	八・二%	五・四%		
K00E-21	その他のもの	八%	五・三%		
K00E-22	たてメリヤス編物(ガールンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第六〇・〇一項から第六〇・〇四項までのものを除く。)				
K00E-23	羊毛製又は織毛製のもの	二・二%	七・九%		
K00E-24	綿製のもの				
K00E-25	漂白していないもの及び漂白したもの	一九・六%	九・八%		
K00E-26	の	一九・六%	九・八%		
K00E-27	異なる色の糸から成るもの	一九・六%	九・八%		
K00E-28	なせんしたもの	一九・六%	九・八%		
K00E-29	合成繊維製のもの	一九・六%	九・八%		
K00E-30	漂白していないもの及び漂白したもの	二・二%	七・九%		
K00E-31	の	二・二%	七・九%		
K00E-32	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-33	の	二・二%	七・九%		
K00E-34	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-35	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-36	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-37	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-38	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-39	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-40	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-41	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-42	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-43	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-44	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-45	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-46	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-47	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-48	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-49	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-50	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-51	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-52	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-53	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-54	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-55	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-56	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-57	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-58	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-59	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-60	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-61	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-62	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-63	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-64	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-65	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-66	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-67	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-68	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-69	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-70	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-71	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-72	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-73	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-74	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-75	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-76	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-77	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-78	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-79	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-80	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-81	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-82	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-83	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-84	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-85	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-86	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-87	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-88	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-89	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-90	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-91	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-92	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-93	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-94	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-95	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-96	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-97	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-98	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-99	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		
K00E-100	異なる色の糸から成るもの	二・二%	七・九%		



<p>その他のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの その他のもの なせんしたもの 模様編みの組織を有するもの その他のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの その他のもの 再生繊維又は半合成繊維製のものを漂白しないもの及び漂白したもの 模様編みの組織を有するもの その他のもの アセテート繊維又はこれと</p>	<p>一〇% 六% 一〇% 六% 一〇% 六% 一〇% 六%</p>	<p>六・六% 四% 九・六% 六・六% 四% 九・六%</p>	<p>合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの その他のもの 浸染したもの 模様編みの組織を有するもの その他のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの その他のもの 異なる色の糸から成るもの 模様編みの組織を有するもの その他のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの その他のもの</p>	<p>一〇% 六% 一〇% 六% 一〇% 六% 一〇% 六%</p>	<p>六・六% 四% 九・六% 六・六% 四% 九・六%</p>
<p>なせんしたもの 模様編みの組織を有するもの その他のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの その他のもの その他のもの 模様編みの組織を有するもの その他のもの ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） 羊毛製又は織獣毛製のもの 羊毛製のもの ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの</p>	<p>一〇% 六% 一〇% 六% 一〇% 六% 一〇% 六%</p>	<p>九・六% 七・九% 五・三% 一〇・九% 一〇・九% 一〇・九%</p>	<p>カシミア毛製のもの ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの 縮製のもの ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの トレーナー その他のもの 人造繊維製のもの ししゅうしたもの、レースを使用</p>	<p>一〇% 六% 一〇% 六% 一〇% 六% 一〇% 六%</p>	<p>一〇・九% 一〇・九% 一〇・九% 一〇・九% 一〇・九% 一〇・九%</p>

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めめるもの）



官 報 (号 外)

八〇五三	ねじ、ボルト及びナット その他のもの	五・八%	無税	八〇五三	くす その他のもの	無税	無税
八〇五四	タングステン及びその製品（くすを含む。）	五・八%	無税	八〇五四	カドミウムの塊及び粉 む。	六・一%	無税
八〇五五	粉	三・七%	無税	八〇五五	その他のもの	無税	無税
八〇五六	その他のもの	三・七%	無税	八〇五六	カドミウムの塊及び粉	五・一%	三%
八〇五七	タングステンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）	三・七%	無税	八〇五七	くす	五・一%	三%
八〇五八	棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びびはく	三・七%	無税	八〇五八	その他のもの	六・五%	三%
八〇五九	リップ及びびはく	五・八%	無税	八〇五九	クロム	五・一%	三%
八〇六〇	その他のもの	五・八%	無税	八〇六〇	塊及び粉	三・二%	無税
八〇六一	モリブデン及びその製品（くすを含む。）	三・七%	無税	八〇六一	くす	三・二%	無税
八〇六二	その他のもの	三・七%	無税	八〇六二	その他のもの	五・八%	無税
八〇六三	モリブデンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）	三・七%	無税	八〇六三	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、 haf ニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くすを含む。）並びにこれらの製品（くすを含む。）	四・八%	無税
八〇六四	その他のもの	三・七%	無税	八〇六四	ベリリウム	四・八%	無税
八〇六五	その他のもの	三・七%	無税	八〇六五	その他のもの	四・八%	無税
八〇六六	その他のもの	三・七%	無税	八〇六六	その他のもの	四・八%	無税
八〇六七	その他のもの	三・七%	無税	八〇六七	その他のもの	四・八%	無税
八〇六八	その他のもの	三・七%	無税	八〇六八	その他のもの	四・八%	無税
八〇六九	その他のもの	三・七%	無税	八〇六九	その他のもの	四・八%	無税
八〇七〇	その他のもの	三・七%	無税	八〇七〇	その他のもの	四・八%	無税
八〇七一	その他のもの	三・七%	無税	八〇七一	その他のもの	四・八%	無税
八〇七二	その他のもの	三・七%	無税	八〇七二	その他のもの	四・八%	無税
八〇七三	その他のもの	三・七%	無税	八〇七三	その他のもの	四・八%	無税
八〇七四	その他のもの	三・七%	無税	八〇七四	その他のもの	四・八%	無税
八〇七五	その他のもの	三・七%	無税	八〇七五	その他のもの	四・八%	無税
八〇七六	その他のもの	三・七%	無税	八〇七六	その他のもの	四・八%	無税
八〇七七	その他のもの	三・七%	無税	八〇七七	その他のもの	四・八%	無税
八〇七八	その他のもの	三・七%	無税	八〇七八	その他のもの	四・八%	無税
八〇七九	その他のもの	三・七%	無税	八〇七九	その他のもの	四・八%	無税
八〇八〇	その他のもの	三・七%	無税	八〇八〇	その他のもの	四・八%	無税
八〇八一	その他のもの	三・七%	無税	八〇八一	その他のもの	四・八%	無税
八〇八二	その他のもの	三・七%	無税	八〇八二	その他のもの	四・八%	無税
八〇八三	その他のもの	三・七%	無税	八〇八三	その他のもの	四・八%	無税
八〇八四	その他のもの	三・七%	無税	八〇八四	その他のもの	四・八%	無税
八〇八五	その他のもの	三・七%	無税	八〇八五	その他のもの	四・八%	無税
八〇八六	その他のもの	三・七%	無税	八〇八六	その他のもの	四・八%	無税
八〇八七	その他のもの	三・七%	無税	八〇八七	その他のもの	四・八%	無税
八〇八八	その他のもの	三・七%	無税	八〇八八	その他のもの	四・八%	無税
八〇八九	その他のもの	三・七%	無税	八〇八九	その他のもの	四・八%	無税
八〇九〇	その他のもの	三・七%	無税	八〇九〇	その他のもの	四・八%	無税
八〇九一	その他のもの	三・七%	無税	八〇九一	その他のもの	四・八%	無税
八〇九二	その他のもの	三・七%	無税	八〇九二	その他のもの	四・八%	無税
八〇九三	その他のもの	三・七%	無税	八〇九三	その他のもの	四・八%	無税
八〇九四	その他のもの	三・七%	無税	八〇九四	その他のもの	四・八%	無税
八〇九五	その他のもの	三・七%	無税	八〇九五	その他のもの	四・八%	無税
八〇九六	その他のもの	三・七%	無税	八〇九六	その他のもの	四・八%	無税
八〇九七	その他のもの	三・七%	無税	八〇九七	その他のもの	四・八%	無税
八〇九八	その他のもの	三・七%	無税	八〇九八	その他のもの	四・八%	無税
八〇九九	その他のもの	三・七%	無税	八〇九九	その他のもの	四・八%	無税
八一〇〇	その他のもの	三・七%	無税	八一〇〇	その他のもの	四・八%	無税

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めた件

八三〇〇	バナジウム タリウム	六・五%	三%
八二五三	塊及び粉	五・一%	三%
八二五五	くす	五・一%	三%
八二五九	その他のもの	六・五%	三%
八二九二	塊、くす及び粉 インジウムのもの その他のもの	三・七%	二・五%
八二九六	その他のもの	五・一%	三%
八二九九	その他のもの	六・五%	三%
八四三	エアコンディショナー（動力駆動式 ファン並びに温度及び湿度を变化させ る機構を有するものに限るものとし、 湿度のみを単独で調節することができ ないものを含む。） 窓又は壁に取り付けるもの（二体構 造のもの又はスプリットシステムの ものに限る。） 定格冷房消費電力が三キロワツ ト以下のもの	三%	無税
八四五〇	その他のもの 自動車に使用する種類のもの（人用 のものに限る。） その他のもの	三%	無税
八四五八	冷却ユニット及び冷却加熱サイク ルの切換え用バルブ（可逆式ヒー トポンプ）を自蔵するもの 定格冷房消費電力が三キロ ワツト以下のもの その他のもの	三%	無税
八四六〇	その他のもの（冷却ユニットを自 蔵するものに限る。） 定格冷房消費電力が三キロ ワツト以下のもの その他のもの パッケージ型のもの（圧縮 式のものに限る。） その他のもの	三%	無税
八四六三	冷却ユニットを自蔵しないもの	無税	無税
八四六六	部分品	四%	無税
八四九九	加熱、調理、はい焼、蒸留、精留、滅 菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝 縮、冷却その他の温度変化による方法 により材料を処理する機器（理化学用 のものを含み、電気加熱式のもの（第 八五・一四項の電気炉及びその他の機 器を除く。）であるかないかを問わな いものとし、家庭用ものを除く。） 並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 （電気式のものを除く。） 瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気 式のものを除く。） 瞬間ガス湯沸器 その他のもの 医療用又は理化学用の滅菌器 乾燥機 農産物用のもの 木材用、紙パルプ用、紙用又は板 紙用のもの その他のもの	六%	無税
八五〇〇	蒸留用又は精留用の機器	無税	無税
八五〇一	熱交換装置	無税	無税
八五〇二	気体液化装置	無税	無税
八五〇三	その他の機器	無税	無税
八五〇四	ホットドリンク製造用又は食品の 調理用若しくは加熱用の機器 その他のもの	無税	無税
八五〇五	部分品	無税	無税
八五〇六	皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶 その他の容器に使用するものに限 る。）、充填用、封口用、封止用又は ラベル貼付け用の機械（瓶、缶、箱、 袋その他の容器に使用するものに限 る。）	無税	無税
八五〇七	瓶、ジャー、チューブその他 これらに類する容器の口金取付け用の 機械その他の包装機械（熱収縮包装用 機械を含む。）及び飲料用の炭酸ガス 注入機	無税	無税
八五〇八	皿洗機	無税	無税
八五〇九	家庭用もの	四・九%	無税

八三・二九	その他のもの					
八四・三〇	清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）					
八三・三〇	充填用、封口用、封止用又はラベル貼付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他のの容器に使用するものに限る。）	三・九%	無税			
八三・三〇	（）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械及び飲料用の炭酸ガス注入機	三・六%	無税			
八三・三〇	その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）	三・六%	無税			
八四・三〇	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）	三・六%	無税			
八四・三〇	（）、消火器（消火剤を充填してあるかないかを問わない。）	三・六%	無税			
八四・三〇	スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する	四・二%	無税			
八四・三〇	噴射用機器	四・二%	無税			
八四・三〇	消火器（消火剤を充填してあるかないかを問わない。）	四・二%	無税			
八四・三〇	スプレーガンその他これに類する機器	四・二%	無税			
八四・三〇	蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	三・六%	無税			
八四・三〇	その他の機器	三・六%	無税			
八四・三〇	農業用又は園芸用のもの	無税	無税			
八四・三〇	その他のもの	無税	無税			
八四・三〇	ニューマチックマシン	四・二%	無税			
八四・三〇	その他のもの	無税	無税			
八四・三〇	部分品	無税	無税			
八四・三〇	その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限る。）並びに削り打ち機、くい抜き機及びくい抜き機	三・六%	無税			
八四・三〇	くい打ち機及びくい抜き機	四・二%	無税			
八四・三〇	除雪機	四・二%	無税			

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表の修正及び訂正に関する）千九百九十五年に作成された確認書の締結について承認を求めらるるの件

官 報 (号 外)

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるとの件

六四七・〇〇 *	歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械(金属又はサーマットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	無税	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	形削り盤及び立削り盤	無税	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	ブローチ盤	五・四%	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤	無税	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	金切り盤及び切断機	無税	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	その他のもの	無税	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	手持工具(ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機(電気式であるかないかを問わない。)を自蔵するものに限る。)	無税	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	ニューマチックツール	無税	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	回転工具(回転衝撃式工具を含む。)	四・二%	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	その他のもの	四・二%	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	電気式の原動機を自蔵するもの	四・二%	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	ドリル	三・六%	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	のこぎり	三・六%	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	その他のもの	三・六%	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	その他の工具	三・六%	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	チェーンソー	三・六%	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	その他のもの	三・六%	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	部分品	三・六%	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	チェーンソーのもの	三・六%	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	ニューマチックツールのもの	四・二%	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	その他のもの	三・六%	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械(他の項に該当するものを除く。)	無税	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械	四・九%	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	機着用のデジタル式自動データ処	無税	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	理機械(重量が一〇キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。)	四・九%	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	その他のデジタル式自動データ処理機械	無税	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているもの(入力装置と出力装置とが一体となっていないか、あるいは同一のハウジングに収納しているか、あるいは同一のハウジングに入力装置及び出力装置を同一のハウ	四・九%	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	ジンギに記憶装置を収納しているかいないかを問わない。)	四・九%	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	記憶装置	六%	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	その他の装置(自動データ処理機械のユニットに限る。)	四・二%	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	その他のもの	四・二%	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及び温度制御弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品のものに限る。)	四・二%	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	減圧弁	無税	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁	無税	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	逆止弁(逆流しないもの)	無税	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	安全弁及び過給し弁	無税	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	その他の物品	無税	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	部分品	無税	無税	無税	無税
六四七・〇〇 *	ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターを含む。)、伝動軸(カムシャフト及びクランクシャフトを含む	無税	無税	無税	無税



八五〇六	その他の機器(電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。)	無税	無税
八五四六	部分品	無税	無税
八五八	マイクホン及びそのスタンド、拡声器(エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。)、ヘッドホン及びイヤホン(マイクホンを取り付けてあるかないかを問わない。)、マイクホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置	無税	無税
八六〇	マイクホン及びそのスタンド	四・二%	無税
八六二	拡声器(エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。)	四・二%	無税
八六三	単一型拡声器(エンクロージャーに取り付けたものに限る。)	四・二%	無税
八六四	複数型拡声器(同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。)	四・二%	無税
八六五	その他のもの	四・二%	無税
八六六	ヘッドホン及びイヤホン(マイクホンを取り付けてあるかないかを問わない。)	四・二%	無税
八六七	並びにマイクホンと拡声器を組み合わせたもの	四・二%	無税
八七八	可聴周波増幅器	四・二%	無税
八七九	電気式音響増幅装置	四・二%	無税
八八〇	部分品	四・二%	無税
八八二	無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)、テレビジョンカメラ、ステレオビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ	無税	無税
八八三	送信機器	無税	無税
八八四	送信機器(受信機器を自蔵するものに限る。)	無税	無税
八八五	テレビジョンカメラ	五・一%	無税
八八六	ステレオビデオカメラその他のビデオカメラ	五・一%	無税
八八七	カメラレコーダー及びデジタルカメラ	五・一%	無税
八八八	集積回路及び超小形組立	無税	無税
八八九	集積回路を自蔵するカード(スマートカード)	四・二%	無税
八九〇	モノリシック集積回路	四・二%	無税
八九一	デジタル式のもの	四・二%	無税
八九二	その他のもの	四・二%	無税
八九三	ハイブリッド集積回路	四・二%	無税
八九四	超小形組立	四・三%	無税
八九五	部分品	四・三%	無税
八九六	身体障害者用又は病人用の車両(原動機その他の機械式駆動機構を有するか有しないかを問わない。)	三・二%	無税
八九七	機械式駆動機構を有しないもの	三・二%	無税
八九八	その他のもの	三・二%	無税
八九九	部分品及び附属品(第八七・二項から第八七・三項までの車両のものに限る。)	三・二%	無税
九〇〇	モーターサイクル(モペットを含む。)	三・二%	無税
九〇一	サドル	四・八%	無税
九〇二	その他のもの	四・八%	無税
九〇三	身体障害者又は病人用の車両のもの	三・二%	無税
九〇四	その他のもの	四・八%	無税
九〇五	フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品	四・八%	無税
九〇六	リム及びスポーク	四・八%	無税
九〇七	ハブ(コースターブレーキハブ及びハブブレーキを除く。)	四・八%	無税
九〇八	及びフリーホイール	四・八%	無税
九〇九	ブレーキ(コースターブレーキハブ及びハブブレーキを含む。)	四・八%	無税
九一〇	及びその部分品	四・八%	無税
九一一	サドル	四・八%	無税
九一二	ペダル及びギヤクラック並びにこれらの部分品	四・八%	無税
九一三	その他のもの	四・八%	無税
九一四	航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上	四・八%	無税



官 報 (号 外)

八〇五・〇	訓練装置並びにこれらの部分品				
八〇五・一	航空機射出装束及び着艦拘束装束	七・二%	無税		
八〇五・二	航空用地上訓練装置及びその部分品	七・二%	無税		
八〇五・三	空中戦用シミュレーター及びその部分品	七・二%	無税		
八〇五・四	その他	七・二%	無税		
八〇五・五	軍艦	無税	無税		
八〇六・〇	その他のもの	無税	無税		
八〇六・一	その他の船舶(軍艦及び救命艇を含むものとし、機操船を除く。)				
八〇六・二	感光式複写機	無税	無税		
八〇六・三	熱式複写機	無税	無税		
八〇六・四	その他のもの	無税	無税		
八〇六・五	感光式複写機(光学的機構を有するもの及び密着式のものに限る。)				
八〇六・六	熱式複写機				
八〇六・七	静電式の感光式複写機				
八〇六・八	原本の映像を感光面に直接複写する方式(直接式)のもの				
八〇六・九	原本の映像を感光面に媒体を介して複写する方式(間接式)のもの				
八〇七・〇	その他の感光式複写機	無税	無税		
八〇七・一	光学的機構を有するもの				
八〇七・二	密着式のもの	四%	無税		
八〇七・三	熱式複写機	無税	無税		
八〇七・四	部分品及び附属品	無税	無税		
八〇七・五	オートマチックドキュメント	無税	無税		
八〇七・六	フィーダー	無税	無税		
八〇七・七	ペーパーフィーダー	無税	無税		
八〇七・八	ソーター	無税	無税		
八〇七・九	その他のもの	無税	無税		
八〇八・〇	顕微鏡(光学顕微鏡を除く。)	無税	無税		
八〇八・一	折鏡器	四・八%	無税		
八〇八・二	顕微鏡(光学顕微鏡を除く。)	四・八%	無税		
八〇八・三	回折鏡器	四・八%	無税		
八〇八・四	部分品及び附属品	四・八%	無税		
八〇八・五	土地測量(写真測量を含む。)				
八〇八・六	水路測量、海洋測量、水理計測、気象観測用又は地球物理学用の機器				
八〇八・七	(羅針盤を除く。)				
八〇八・八	測距儀	無税	無税		
九〇五・〇	経緯儀及び視距儀	四・八%	無税		
九〇五・一	水準器	四・八%	無税		
九〇五・二	写真測量用機器	四・八%	無税		
九〇五・三	その他の機器	無税	無税		
九〇五・四	部分品及び附属品	無税	無税		
九〇五・五	電気式機器用のもの	四・二%	無税		
九〇五・六	その他のもの	四・八%	無税		
九〇六・〇	整形外科用機器(松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帯を含む。)、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器(着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。)、人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具	無税	無税		
九〇六・一	整形外科用機器及び骨折治療具				
九〇六・二	義歯及び歯用の取付用品	無税	無税		
九〇六・三	義歯	四%	無税		
九〇六・四	その他のもの	無税	無税		
九〇六・五	人造の人体の部分	無税	無税		
九〇六・六	人造関節	無税	無税		
九〇六・七	その他のもの	無税	無税		
九〇六・八	補聴器(部分品及び附属品を除く。)	四%	無税		
九〇六・九	心筋刺激用ペースメーカー(部分品及び附属品を除く。)	無税	無税		
九〇七・〇	その他のもの	無税	無税		
九〇七・一	ウオッチムーブメント(完成品に限る。)	無税	無税		
九〇七・二	電気式のもの	無税	無税		
九〇七・三	機械式表示部のみを有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる装置を有するもの	五・四%	無税		
九〇七・四	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの	五・四%	無税		
九〇七・五	その他のもの	五・四%	無税		
九〇七・六	自動巻きのもの	五・四%	無税		
九〇七・七	その他のもの	五・四%	無税		
九〇七・八	時計(携帯用時計を除く。)				
九〇七・九	及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品				
九〇八・〇	ケース	七・二%	無税		

平成二十三年八月十日 参議院会議録第三十二号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国の議許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

九三三〇	軍用の武器(拳銃及び第九三・〇七項の武器を除く。)	七・二%	無税
九三〇一	火砲(例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲)		
九三〇二	自走式のもの	二・八%	八・四%
九三〇三	その他のもの	二・八%	八・四%
九三〇四	ロケット発射装置、火炎放射機、てき弾発射機、魚雷発射管その他これらに類する発射装置	二・八%	八・四%
九三〇五	その他のもの	二・八%	八・四%
九三〇六	第九三・〇一項から第九三・〇四項までの物品の部分品及び附属品		
九三〇七	拳銃のもの	二・八%	八・四%
九三〇八	軍用の武器のもの	二・八%	八・四%
九三〇九	その他のもの	二・八%	八・四%
九三一〇	第九三・〇三項の散弾銃又はライフルのもの	八・二%	五・四%
九三一一	散弾銃の銃身	八・二%	五・四%
九三一二	その他のもの	八・二%	五・四%
九三一三	その他のもの	二・八%	八・四%
九三一四	第九三・〇一項の軍用の武器のもの	二・八%	八・四%
九三一五	その他のもの	二・八%	八・四%
九三一六	革製又はコンポジションレザー製のもの	二・五%	八・二%
九三一七	その他のもの	八・二%	五・四%
九三一八	遊戯機用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品(ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びビリヤード用自動装置を含む。)		
九三一九	テレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム	無税	無税
九三二〇	ビリヤード用の物品及び附属品	無税	無税
九三二一	その他のゲーム用のもの(硬貨、銀行券(紙幣)、ディスクその他これらに類するものを挿入することにより作動するものに限るものとし、	無税	無税
九三二二	ポリングアレー用装置を除く。)	無税	無税
九三二三	遊戯用カード	四・八%	三・二%
九三二四	その他のもの		
九三二五	チェスその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品	四・八%	**無税
九三二六	ポリングボール	五・七%	**無税
九三二七	その他のもの	無税	無税
九三二八	回転木馬、スイング、射的場その他の興行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備	四・八%	無税
九三二九	巡回サーカス又は巡回動物園のもの	四・八%	無税
九三三〇	その他のもの	四・八%	無税
九三三一	たばこ用ライターその他のライター(機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。)及びその部分品(着火石及び芯を除く。)		
九三三二	携帯用ライター(ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。)	六・四%	二・六%
九三三三	携帯用ライター(ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。)		
九三三四	貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、黄石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	八・二%	五・一%
九三三五	その他のもの	六・四%	四・三%
九三三六	その他のライター	五・一%	三・四%
九三三七	郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品(使用してあるかないかを問わないものとし、第四	五・八%	三・九%
九三三八	九・〇七項のものを除く。)	無税	無税

第一部第二節の附属書I

この節に関する注釈13に規定する産品の表

第四〇〇九・五〇号を削り、第四〇〇八・二九号の次に次の四号を加える。

- 四〇〇九・二二 加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製の管及びホース（継手付きのもので液体用又は気体用のものに限るものとすし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）
- 四〇〇九・三三 加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製の管及びホース（継手付きのもので液体用又は気体用のものうち、金属のみにより補強し又は金属のみを組み合わせたものに限る。）
- 四〇〇九・三二 加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製の管及びホース（継手付きのもので液体用又は気体用のものうち、紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わせたものに限る。）
- 四〇〇九・四二 加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製の管及びホース（継手付きのもので液体用又は気体用のものうち、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものに限る。）

第四〇二二・一〇号を削り、第四〇二二・三〇号の次に次の一号を加える。

- 四〇二二・一三 ゴム製の空気タイヤ（更正したもので航空機に使用する種類のものに限る。）

第八四一五・八一号中「冷却加熱サイクルの切替え用バルブ」の下に「（可逆式ヒートポンプ）」を加える。

第八四八三・九〇号を次のように改める。

- 八四八三・九〇 単独で提示する備付きホイール、チェインスプロケットその他の運動装置の構成部品及び第八四八三・一〇号、第八四八三・三〇号、第八四八三・四〇号、第八四八三・五〇号又は第八四八三・六〇号の製品の部分品

第八五一八・三〇号を次のように改める。

- 八五一八・三〇 ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）並びにマイクロホンと拡声器を組み合わせたもの

第八八〇五・二〇号を削り、第八八〇三・九〇号の次に次の一号を加える。

- 八八〇五・二九 航空用地上訓練装置及びその部分品（第八八〇五・二二号の空中戦用シミュレーター及びその部分品を除く。）

第一部第二節の附属書II

表I

「八五四二・二二	「八五四二・一〇
八五四二・二三	八五四二・二二
八五四二・二四	八五四二・一九
八五四二・一九	八五四二・二九
八五四二・三〇	八五四二・六〇
八五四二・四〇	八五四二・七〇
八五四二・五〇	

第三十八表の日本の譲許表の附属書

(1)中「第三〇類」の下に「(第三〇〇六・七〇号を除く。）」を加える。

付表IA 指定を受けた医薬の有効成分

第二九〇五・五〇号エトクロルビノールの項を除くほか、「二九〇五・五〇」を「二九〇五・五九」に改める。

第二九〇五・五〇号エトクロルビノールの項を削り、第二九〇五・四九号マンノスルファンの項の次に次のように加える。

- 二九〇五・五一 エトクロルビノール

第二九一八・一七号シクランデレート

- 二九一八・一九 シクランデレート

第二九二二・四九号アンフェタミンの項を削り、第二九二二・四五号タメトリンの項の次に次のように加える。

- 二九二二・四六 アンフェタミン

第二九二二・四九号ベンツフェタミンの項を削り、第二九二二・四六号アンフェタミンの項の次に次のように加える。

- 二九二二・四六 ベンツフェタミン

第二九二二・四九号デキサンフェタミンの項を削り、第二九二二・四六号ベンツフェタミンの項の次に次のように加える。

- 二九二二・四六 デキサンフェタミン

第二九二二・四九号エチランフェタミンの項を削り、第二九二二・四六号デキサンフェタミンの項の次に次のように加える。

- 二九二二・四六 エチランフェタミン

第二九二二・四九号フェンカンファミンの項を削り、第二九二二・四六号エチランフェタミンの項の次に次のように加える。

- 二九二二・四六 フェンカンファミン

第二九二二・四九号レフェタミンの項を削り、第二九二二・四六号フェンカンファミンの項の次に次のように加える。

- 二九二二・四六 レフェタミン

第二九二二・四九号レバンフェタミンの項を削り、第二九二二・四六号レフェタミンの項の次に次のように加える。

- 二九二二・四六 レバンフェタミン

第二九二二・四九号メフェノレックスの項を削り、第二九二二・四六号レバンフェタミンの項の次に次のように加える。

うに加える。

—二九二・四六—メフェノレクス

第二九二二・四九号フェンテルミンの項を削り、第二九二二・四六号メフェノレクスの項の次に次のように加える。

—二九二・四六—フェンテルミン

第二九二二・一九号デキストロプロボキシフェンの項を削り、第二九二二・一一号オレイン酸モノエタノールアミンの項の次に次のように加える。

—二九二・一四—デキストロプロボキシフェン

第二九二二・三〇号アンフェブラモン、第二九二二・三〇号メサドン及び第二九二二・三〇号ノルメサドンの項を除くほか、「二九二二・三〇」を「二九二二・三九」に改める。

第二九二二・三〇号アンフェブラモンの項を削り、第二九二二・二九号ベトラブチンの項の次に次のように加える。

—二九二・三二—アンフェブラモン

第二九二二・三〇号メサドンの項を削り、第二九二二・三二号アンフェブラモンの項の次に次のように加える。

—二九二・三二—メサドン

第二九二二・三〇号ノルメサドンの項を削り、第二九二二・三二号メサドンの項の次に次のように加える。

—二九二・三二—ノルメサドン

第二九二二・四九号チリジンの項を削り、第二九二二・三九号ナフェノドンの項の次に次のように加える。

—二九二・四四—チリジン

第二九二四・一〇号メプロバメートの項を除くほか、「二九二四・一〇」を「二九二四・一九」に改める。

第二九二四・一〇号メプロバメートの項を削り、第二九二四・一九号よう化トルキシクリウムの項の次に次のように加える。

—二九二四・二二—メプロバメート

第二九二四・二九号エチナメートの項を削り、第二九二四・二二号トリクロカルパンの項の次に次のように加える。

—二九二四・二四—エチナメート

第二九二四・二九号チアブリドの項を削り、第二九三〇・九〇号よう化チアマトニウムの項の次に次のように加える。

—二九三〇・九〇—チアブリド

第二九二五・一九号グルテチミドの項を削り、第二九二四・二九号ウレフィブラートの項の次に次のように加える。

—二九二五・二二—グルテチミド

第二九二六・九〇号フェンプロボレクスの項を削り、第二九二五・二〇号シル酸キシラミジンの項の次に次のように加える。

—二九二六・三〇—フェンプロボレクス

第二九三二・一九号トリベノシドの項を削り、第二九四〇・〇〇号スクロソファートの項の次に次のように加える。

—二九四〇・〇〇—トリベノシド

第二九三三・二九号アンジオテンシンIIの項を削り、第二九三五・〇〇号ゾニサミドの項の次に次のように加える。

—二九三七・一九—アンジオテンシンII

第二九三三・二九号サララシンの項を削り、第二九三七・一九号アンジオテンシンIIの項の次に次のように加える。

—二九三七・一九—サララシン

第二九三三・三九号アルフェンタニルの項を削り、第二九三三・二九号ソフィコナゾールの項の次に次のように加える。

—二九三三・三三—アルフェンタニル

第二九三三・三九号アニレリジンの項を削り、第二九三三・三三号アルフェンタニルの項の次に次のように加える。

—二九三三・三三—アニレリジン

第二九三三・三九号ベジトラミドの項を削り、第二九三三・三三号アニレリジンの項の次に次のように加える。

—二九三三・三三—ベジトラミド

第二九三三・三九号プロマゼパムの項を削り、第二九三三・三三号ベジトラミドの項の次に次のように加える。

—二九三三・三三—プロマゼパム

第二九三三・三九号ジフェノキシンの項を削り、第二九三三・三三号プロマゼパムの項の次に次のように加える。

—二九三三・三三—ジフェノキシシン

第二九三三・三九号ジフェノキシレートの項を削り、第二九三三・三三号ジフェノキシシンの項の次に次のように加える。

—二九三三・三三—ジフェノキシシン

ように加える。

—二九三三・三三三— ジフェノキシレート

第二九三三・三九号ジピパノンの項を削り、第二九三三・三三三号ジフェノキシレートの項の次に次のように加える。

—二九三三・三三三— ジピパノン

第二九三三・三九号フェンタニールの項を削り、第二九三三・三三三号ジピパノンの項の次に次のように加える。

—二九三三・三三三— フェンタニール

第二九三三・三九号ケトベミドンの項を削り、第二九三三・三三三号フェンタニールの項の次に次のように加える。

—二九三三・三三三— ケトベミドン

第二九三三・三九号メチルフェニデートの項を削り、第二九三三・三三三号ケトベミドンの項の次に次のように加える。

—二九三三・三三三— メチルフェニデート

第二九三三・三九号ペンタゾシンの項を削り、第二九三三・三三三号メチルフェニデートの項の次に次のように加える。

—二九三三・三三三— ペンタゾシン

第二九三三・三九号ペチジンの項を削り、第二九三三・三三三号ペンタゾシンの項の次に次のように加える。

—二九三三・三三三— ペチジン

第二九三三・三九号フェンシクリジンの項を削り、第二九三三・三三三号ペチジンの項の次に次のように加える。

—二九三三・三三三— フェンシクリジン

第二九三三・三九号フェノペリジンの項を削り、第二九三三・三三三号フェンシクリジンの項の次に次のように加える。

—二九三三・三三三— フェノペリジン

第二九三三・三九号ピブラドロールの項を削り、第二九三三・三三三号フェノペリジンの項の次に次のように加える。

—二九三三・三三三— ピブラドロール

第二九三三・三九号ピリトラミドの項を削り、第二九三三・三三三号ピブラドロールの項の次に次のように加える。

—二九三三・三三三— ピリトラミド

第二九三三・三九号プロピラムの項を削り、第二九三三・三三三号ピリトラミドの項の次に次のように加える。

—二九三三・三三三— プロピラム

第二九三三・三九号トリメペリジンの項を削り、第二九三三・三三三号プロピラムの項の次に次のように加える。

—二九三三・三三三— トリメペリジン

第二九三三・四〇号レボルファノールの項を除くほか、「二九三三・四〇」を「二九三三・四九」に改める。

第二九三三・四〇号レボルファノールの項を削り、第二九三三・三九号ジンドトリンの項の次に次のように加える。

—二九三三・四〇— レボルファノール

第二九三三・五一号アロパルビタール、第二九三三・五一号アモパルビタール、第二九三三・五一号バルビタール、第二九三三・五一号ナルトリウム、第二九三三・五一号メチルフェノバルビタール、第二九三三・五一号ペン

トバルビタール、第二九三三・五一号フェノバルビタール、第二九三三・五一号フェノバルビタールナトリウム、第二九三三・五一号セクブタバルビタール、第二九三三・五一号セコバルビタール及び第二九三三・

五一号ピニルビタールの項を除くほか、「二九三三・五一」を「二九三三・五四」に改める。

第二九三三・五一号アロパルビタールの項を次のように改める。

—二九三三・五三— アロパルビタール

第二九三三・五一号アモパルビタールの項を次のように改める。

—二九三三・五三— アモパルビタール

第二九三三・五一号バルビタールの項を削り、第二九三三・五三号アモパルビタールの項の次に次のように加える。

—二九三三・五三— バルビタール

第二九三三・五一号ナルトリウムの項を削り、第二九三三・五三号バルビタールの項の次に次のように加える。

—二九三三・五三— ナルトリウム

第二九三三・五一号ブタルビタールの項を削り、第二九三三・五三号ナルトリウムの項の次に次のように加える。

—二九三三・五三— ブタルビタール

第二九三三・五一号シクロバルビタールの項を削り、第二九三三・五三号ブタルビタールの項の次に次のように加える。

ように加える。

— 二九三三・五三 — シクロバルビタール

第二九三三・五一号メチルフェノバルビタールの項を削り、第二九三三・五三号シクロバルビタールの項の次に次のように加える。

— 二九三三・五三 — メチルフェノバルビタール

第二九三三・五一号ペントバルビタールの項を削り、第二九三三・五三号メチルフェノバルビタールの項の次に次のように加える。

— 二九三三・五三 — ペントバルビタール

第二九三三・五一号フェノバルビタールの項を削り、第二九三三・五三号ペントバルビタールの項の次に次のように加える。

— 二九三三・五三 — フェノバルビタール

第二九三三・五一号フェノバルビタールナトリウムを削り、第二九三三・五三号フェノバルビタールの項の次に次のように加える。

— 二九三三・五三 — フェノバルビタールナトリウム

第二九三三・五一号セクブタバルビタールの項を削り、第二九三三・五三号フェノバルビタールナトリウムの項の次に次のように加える。

— 二九三三・五三 — セクブタバルビタール

第二九三三・五一号セコバルビタールの項を削り、第二九三三・五三号セクブタバルビタールの項の次に次のように加える。

— 二九三三・五三 — セコバルビタール

第二九三三・五一号ビニルビタールの項を削り、第二九三三・五三号セコバルビタールの項の次に次のように加える。

— 二九三三・五三 — ビニルビタール

第二九三三・五九号ロプラゾラムの項を削り、第二九三三・五四号ピンバルビタールの項の次に次のように加える。

— 二九三三・五五 — ロプラゾラム

第二九三三・五九号メクロカロンの項を削り、第二九三三・五五号ロプラゾラムの項の次に次のように加える。

— 二九三三・五五 — メクロカロン

第二九三三・五九号メタカロンの項を削り、第二九三三・五五号メクロカロンの項の次に次のように加える。

— 二九三三・五五 — メタカロン

第二九三三・五九号ジベプロールの項を削り、第二九三三・五五号メタカロンの項の次に次のように加える。

— 二九三三・五五 — ジベプロール

第二九三三・七九号クロバザムの項を削り、第二九三三・六九号トクロクセンカリウムの項の次に次のように加える。

— 二九三三・七二 — クロバザム

第二九三三・七九号メチプリロンの項を削り、第二九三三・七二号クロバザムの項の次に次のように加える。

— 二九三三・七二 — メチプリロン

第二九三三・九〇号アルプラゾラム、第二九三三・九〇号カマゼバム、第二九三三・九〇号クロルジアゼポキシド、第二九三三・九〇号クロナゼバム、第二九三三・九〇号デロラゼバム、第二九三三・九〇号ジバム、第二九三三・九〇号エスタゾラム、第二九三三・九〇号ロフラゼバム、第二九三三・九〇号フルジアゼバム、第二九三三・九〇号フルニトラゼバム、第二九三三・九〇号フルラゼバム、第二九三三・九〇号ハラゼバム、第二九三三・九〇号ロラゼバム、第二九三三・九〇号ロルメタゼバム、第二九三三・九〇号マジンドール、第二九三三・九〇号メダゼバム、第二九三三・九〇号メテナミン、第二九三三・九〇号ミダゾラム、第二九三三・九〇号ニメタゼバム、第二九三三・九〇号ニトラゼバム、第二九三三・九〇号ノルダゼバム、第二九三三・九〇号オキサゼバム、第二九三三・九〇号ピナゼバム、第二九三三・九〇号プロラゼバム、第二九三三・九〇号ピロバレロン、第二九三三・九〇号テマゼバム、第二九三三・九〇号テトラゼバム及び第二九三三・九〇号トリアゾラムの項を除くほか、「二九三三・九〇」を「二九三三・九九」に改める。

第二九三三・九〇号アルプラゾラムの項を削り、第二九三三・七九号ソメバザムの項の次に次のように加える。

— 二九三三・九二 — アルプラゾラム

第二九三三・九〇号カマゼバムの項を削り、第二九三三・九一号アルプラゾラムの項の次に次のように加える。

— 二九三三・九二 — カマゼバム

第二九三三・九〇号クロルジアゼポキシドの項を削り、第二九三三・九一号カマゼバムの項の次に次のように加える。

— 二九三三・九二 — クロルジアゼポキシド

第二九三三・九〇号クロナゼバムの項を削り、第二九三三・九一号クロルジアゼポキシドの項の次に次のように加える。

二九三三・九一 クロナゼバム  
 第二九三三・九〇号デロラゼバムの項を削り、第二九三三・九一号クロナゼバムの項の次に次のように加える。  
 二九三三・九一 デロラゼバム  
 第二九三三・九〇号ジアゼバムの項を削り、第二九三三・九一号デロラゼバムの項の次に次のように加える。  
 二九三三・九一 ジアゼバム  
 第二九三三・九〇号エスタゾラムの項を削り、第二九三三・九一号ジアゼバムの項の次に次のように加える。  
 二九三三・九一 エスタゾラム  
 第二九三三・九〇号フロラゼブ酸エチルの項を削り、第二九三三・九一号エスタゾラムの項の次に次のように加える。  
 二九三三・九一 フロラゼブ酸エチル  
 第二九三三・九〇号フルジアゼバムの項を削り、第二九三三・九一号フロラゼブ酸エチルの項の次に次のように加える。  
 二九三三・九一 フルジアゼバム  
 第二九三三・九〇号フルニトラゼバムの項を削り、第二九三三・九一号フルジアゼバムの項の次に次のように加える。  
 二九三三・九一 フルニトラゼバム  
 第二九三三・九〇号フルラゼバムの項を削り、第二九三三・九一号フルニトラゼバムの項の次に次のように加える。  
 二九三三・九一 フルラゼバム  
 第二九三三・九〇号ハラゼバムの項を削り、第二九三三・九一号フルラゼバムの項の次に次のように加える。  
 二九三三・九一 ハラゼバム  
 第二九三三・九〇号ロラゼバムの項を削り、第二九三三・九一号ハラゼバムの項の次に次のように加える。  
 二九三三・九一 ロラゼバム  
 第二九三三・九〇号ホルメタゼバムの項を削り、第二九三三・九一号ロラゼバムの項の次に次のように加える。  
 二九三三・九一 ホルメタゼバム  
 第二九三三・九〇号マジンドールの項を削り、第二九三三・九一号ホルメタゼバムの項の次に次のように加える。  
 二九三三・九一 マジンドール

加える。  
 二九三三・九一 マジンドール  
 第二九三三・九〇号メダゼバムの項を削り、第二九三三・九一号マジンドールの項の次に次のように加える。  
 二九三三・九一 メダゼバム  
 第二九三三・九〇号メタナミンの項を削り、第二九三三・六九号メラルソミンの項の次に次のように加える。  
 二九三三・六九 メタナミン  
 第二九三三・九〇号ミダゾラムの項を削り、第二九三三・九一号メダゼバムの項の次に次のように加える。  
 二九三三・九一 ミダゾラム  
 第二九三三・九〇号ニメタゼバムの項を削り、第二九三三・九一号ミダゾラムの項の次に次のように加える。  
 二九三三・九一 ニメタゼバム  
 第二九三三・九〇号ニトラゼバムの項を削り、第二九三三・九一号ニメタゼバムの項の次に次のように加える。  
 二九三三・九一 ニトラゼバム  
 第二九三三・九〇号ノルダゼバムの項を削り、第二九三三・九一号ニトラゼバムの項の次に次のように加える。  
 二九三三・九一 ノルダゼバム  
 第二九三三・九〇号オキサゼバムの項を削り、第二九三三・九一号ノルダゼバムの項の次に次のように加える。  
 二九三三・九一 オキサゼバム  
 第二九三三・九〇号ピナゼバムの項を削り、第二九三三・九一号オキサゼバムの項の次に次のように加える。  
 二九三三・九一 ピナゼバム  
 第二九三三・九〇号ブラゼバムの項を削り、第二九三三・九一号ピナゼバムの項の次に次のように加える。  
 二九三三・九一 ブラゼバム  
 第二九三三・九〇号ピロバレロンの項を削り、第二九三三・九一号ブラゼバムの項の次に次のように加える。  
 二九三三・九一 ピロバレロン

第二九三三・九〇号テマゼバムの項を削り、第二九三三・九一号ピロバレロンの項の次に次のように加える。  
 第二九三三・九一 ー テマゼバム  
 第二九三三・九〇号テトラゼバムの項を削り、第二九三三・九一号テマゼバムの項の次に次のように加える。  
 第二九三三・九一 ー テトラゼバム  
 第二九三三・九〇号トリアゾラムの項を削り、第二九三三・九一号テトラゼバムの項の次に次のように加える。  
 第二九三三・九一 ー トリアゾラム  
 第二九三四・九〇号アミノレックス、第二九三四・九〇号プロチゾラム、第二九三四・九〇号クロチアゼバム、第二九三四・九〇号クロキサゾラム、第二九三四・九〇号デキストロモラミド、第二九三四・九〇号ハロキサゾラム、第二九三四・九〇号ケタゾラム、第二九三四・九〇号メソカルブ、第二九三四・九〇号オキサゾラム、第二九三四・九〇号ペモリン、第二九三四・九〇号フェンジメトラジン、第二九三四・九〇号フェンメトラジン及び第二九三四・九〇号スフェンタニルの項を除くほか、「二九三四・九〇」を「二九三三・九九」に改める。  
 第二九三四・九〇号アミノレックスの項を削り、第二九三四・三〇号トリフルプロマジンの項の次に次のように加える。  
 第二九三四・九一 ー アミノレックス  
 第二九三四・九〇号プロチゾラムの項を削り、第二九三四・九一号アミノレックスの項の次に次のように加える。  
 第二九三四・九一 ー プロチゾラム  
 第二九三四・九〇号クロチアゼバムの項を削り、第二九三四・九一号プロチゾラムの項の次に次のように加える。  
 第二九三四・九一 ー クロチアゼバム  
 第二九三四・九〇号クロキサゾラムの項を削り、第二九三四・九一号クロチアゼバムの項の次に次のように加える。  
 第二九三四・九一 ー クロキサゾラム  
 第二九三四・九〇号デキストロモラミドの項を削り、第二九三四・九一号クロキサゾラムの項の次に次のように加える。  
 第二九三四・九一 ー デキストロモラミド  
 第二九三四・九〇号ハロキサゾラムの項を削り、第二九三四・九一号デキストロモラミドの項の次に次の

ように加える。  
 第二九三四・九一 ー ハロキサゾラム  
 第二九三四・九〇号ケタゾラムの項を削り、第二九三四・九一号ハロキサゾラムの項の次に次のように加える。  
 第二九三四・九一 ー ケタゾラム  
 第二九三四・九〇号メソカルブの項を削り、第二九三四・九一号ケタゾラムの項の次に次のように加える。  
 第二九三四・九一 ー メソカルブ  
 第二九三四・九〇号オキサゾラムの項を削り、第二九三四・九一号メソカルブの項の次に次のように加える。  
 第二九三四・九一 ー オキサゾラム  
 第二九三四・九〇号ペモリンの項を削り、第二九三四・九一号オキサゾラムの項の次に次のように加える。  
 第二九三四・九一 ー ペモリン  
 第二九三四・九〇号フェンジメトラジンの項を削り、第二九三四・九一号ペモリンの項の次に次のように加える。  
 第二九三四・九一 ー フェンジメトラジン  
 第二九三四・九〇号フェンメトラジンの項を削り、第二九三四・九一号フェンジメトラジンの項の次に次のように加える。  
 第二九三四・九一 ー フェンメトラジン  
 第二九三四・九〇号スフェンタニルの項を削り、第二九三四・九一号フェンメトラジンの項の次に次のように加える。  
 第二九三四・九一 ー スフェンタニル  
 付表I B 指定を受けた医薬の有効成分(二回目の見直しによる追加)  
 「二九二四・一〇」を「二九二四・一九」に、「二九三三・四〇」を「二九三三・四九」に、「二九三三・九〇」を「二九三三・九九」に、「二九三四・九〇」を「二九三四・九九」に改める。  
 付表I C 指定を受けた医薬の有効成分(二回目の見直しによる追加)  
 「二九二四・一〇」を「二九二四・一九」に、「二九三三・四〇」を「二九三三・四九」に、「二九三



三・九〇」を「二九三三・九九」に、「二九三四・九〇」を「二九三四・九九」に改める。

付表ⅠD 指定を受けた医薬の有効成分(三回目の見直しによる追加)

「二九〇七・三〇」を「二九〇七・二九」に改め、第二九一五・三九号アネコルタブの項を削り、「二九二二・三〇」を「二九二二・三九」に、「二九二四・一〇」を「二九二四・一九」に改め、第二九三三・二九号アプリニエーリンの項を削り、「二九三三・四〇」を「二九三三・四九」に改め、第二九三三・五九号デガレリクスの項を削り、「二九三三・九〇」を「二九三三・九九」に改め、第二九三四・九〇号ラブラジミルの項を削り、「二九三四・九〇」を「二九三四・九九」に改める。

付表Ⅲ INNを有する有効成分の塩、エステル又は水和物であつて当該有効成分と同一の号に

分類されていないもの

「二九〇五・五〇」エトクロルピノール	「カルバミン酸エトクロルピノール	「二九二四・一〇」
「二九〇五・五二」エトクロルピノール	「カルバミン酸エトクロルピノール	「二九
「二九三三・三九」ハロペリドール	「デカン酸ハロペリドール	「二九三三・九〇」を「二九三三・三九」ハロペリドール
「二九三三・九〇」を「二九三三・三九」ハロペリドール	「デカン酸ハロペリドール	「二九三三・九〇」を「二九三四・九〇」フェンメトラジン
「二九三三・九〇」を「二九三四・九二」フェンメトラジン	「テオクル酸フェンメトラジン	「二九三九・五〇」を「二九三九・五九」に、「二九三九・三〇」プロメタジン
「二九三九・五〇」を「二九三九・五九」に、「二九三九・三〇」プロメタジン	「テオクル酸プロメ	「二九三九・五〇」を「二九三九・五九」に改める。
「二九三九・五〇」を「二九三九・五九」に改める。	「テオクル酸	

付表ⅣA 完成品である医薬の製造に用いられるその他の産品

「二九〇五・五〇」を「二九〇五・五九」に、「二九一八・一七」を「二九一八・一九」に、「二九二二・三〇」を「二九二二・三九」に、「二九二四・一〇」を「二九二四・一九」に、「二九三三・四〇」を「二九三三・四九」に、「二九三三・九〇」を「二九三三・九九」に、「二九三四・九〇」を「二九三四・九九」に改める。

付表ⅣB 完成品である医薬の製造に用いられるその他の産品(二回目見直しによる追加)

「二九一八・一七」を「二九一八・一九」に、「二九二二・三〇」を「二九二二・三九」に、「二九二四・一〇」を「二九二四・一九」に、「二九三三・四〇」を「二九三三・四九」に、「二九三三・九〇」を「二九三三・九九」に、「二九三四・九〇」を「二九三四・九九」に改める。

付表ⅣC 完成品である医薬の製造に用いられるその他の産品(二回目見直しによる追加)

「二九〇五・五〇」を「二九〇五・五九」に、「二九二二・三〇」を「二九二二・三九」に、「二九二四・一〇」を「二九二四・一九」に、「二九三三・四〇」を「二九三三・四九」に、「二九三三・九〇」を「二九三三・九九」に、「二九三四・九〇」を「二九三四・九九」に改める。

付表ⅣD 完成品である医薬の製造に用いられるその他の産品(三回目見直しによる追加)

「二九〇五・五〇」を「二九〇五・五九」に、「二九二二・三〇」を「二九二二・三九」に、「二九二四・一〇」を「二九二四・一九」に、「二九三三・四〇」を「二九三三・四九」に、「二九三三・九〇」を「二九三三・九九」に、「二九三四・九〇」を「二九三四・九九」に改める。

審査報告書

理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件  
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。  
平成二十三年八月九日

外交防衛委員長 佐藤 公治  
参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
この改正は、国際通貨基金における新興国及び途上国の代表性の拡大等を目的として、理事会の改革を行うための改正について定めるものである。我が国がこの改正を受諾して、その早期発効に寄与することは、国際通貨基金における我が国の国際協力を推進するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めらる。

一、費用  
別に費用を要しない。

理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
平成二十三年八月二日

衆議院議長 横路 孝弘  
参議院議長 西岡 武夫殿

理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件  
理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正

- 1 この協定の署名政府は、次のとおり協定する。  
第十二条第三項(b)を次のように改める。
- (b) (c)の規定が適用される場合を除くほか、理事会は、専務理事を議長とし、加盟国が選出する二十人の理事によつて構成する。
- 2 第十二条第三項(c)を次のように改める。
- (c) 総務会は、理事の各定期選挙のため、総投票権数の八十五パーセントの多数により、(b)に定める理事の数を増加させ、又は減少させることができる。
- 3 第十二条第三項(d)を次のように改める。
- (d) 理事の選挙は、総務会が採択する規則に従つて、二年ごとに行う。この規則は、二以上の加盟国が同一の候補者に投票することができる票の総数についての制限を含む。
- 4 第十二条第三項(f)を次のように改める。
- (f) 理事は、後任者が選任されるまでの間在職する。理事の職が任期の満了前九十日を超える期間空席となつた場合には、前任の理事を選出した加盟国は、残任期間のため新たな理事を選挙する。その選挙には、投じられた票の過半数を必要とする。理事の職が空席となつている間は、前任の理事の

代理は、代理を任命する権限を除くほか、前任の理事の権限を行使する。  
第十二条第三項(i)を次のように改める。

- (i) 各理事は、自己の選出のために算入された票数の票を投ずる資格を有する。
- (ii) 第五項(b)の規定が適用される場合には、その適用がない場合に理事が投ずる資格を有する票の数は、これに応じて増加され、又は減少される。理事が投ずる資格を有する全ての票は、一括して投じなければならない。
- (iii) 第二十六条第二項(b)の規定に基づき加盟国の投票権の停止が解かれる場合には、その加盟国は、自国に割り当てられた票数の票をある理事が投ずることを、その理事を選出した全ての加盟国と合意することができる。ただし、当該停止の期間中に理事の定期選挙が行われなかつたときは、その加盟国が当該停止の前(i)の規定若しくは(f)の規定に従つて選出されたその後任者は、その加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する。その加盟国は、自国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する理事の選出に参加したものとみなす。

第十二条第三項(j)を次のように改める。  
総務会は、加盟国が自国が行つた要請又は自国に特に関係のある事項について審議が行われている間理事会の会合に出席する代表者一人を送ることができるようになる規則を採択する。

第十二条第八項を次のように改める。  
第八項 加盟国に対する見解の通知  
基金は、この協定の下で生ずる事項について基金の見解を加盟国に非公式に通知する権利を常に有する。基金は、加盟国の通貨又は経済の状態及び動向で直接に加盟国間の国際収支の重大な不均衡をもたらす傾向を有するものについてその加盟国に与えた報告の公表を、総投票権数の七十パーセントの多数によつて決定することができる。関係加盟国は、第三項(i)の規定に従つて代表者を出す資格を有する。基金は、加盟国の経済組織の基本的機構を変更することを内容とする報告を公表してはならない。

第二十一条(a)(ii)を次のように改める。  
(a)(ii) 特別引出権会計のみに関する事項についての理事会の決定に当たつては、少なくとも一の参加国である加盟国によつて選出された理事のみが投票する資格を有する。これらの理事は、それぞれ、その理事の選出に賛成投票をした参加国である加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する。定足数に達したかどうか及び所定の多数により決定が行われたかどうかを決めるためには、参加国である加盟国によつて選出された理事の出席及び参加国である加盟国に割り当てられた票数の票のみを計算する。

第二十九条(a)を次のように改める。  
(a) この協定の解釈について加盟国と基金との間又は加盟国相互の間に生ずる疑義は、理事会に提出して解決する。疑義が加盟国に特に

<p>13 付表Eを次のように改める。 付表E 理事に関する経過規定 この付表が効力を生ずる場合には、</p>	<p>10 関係があるときは、その加盟国は、第十二条第三項(i)の規定に従つて代表者を出す資格を有する。 付表D1(a)を次のように改める。 1(a) 割り当てられた票数の合計の票が理事一人によつて投じられる各加盟国又は加盟国の集団は、それぞれ、評議会に評議員一人(評議員は、総務若しくは加盟国政府の大臣又はこれらの者と同等の地位を有する者とする。)を任命するものとし、また、七人以内の準評議員を任命することができる。 総務会は、総投票権数の八十五パーセントの多数により、任命されることができ、準評議員の数を変更することができる。評議員又は準評議員は、新たな任命が行われる時又は次の理事の定期選挙が行われる時、いずれか早い時点までの間在任する。 付表D5(e)を削る。 付表D5(f)を付表D5(e)とし、新たな付表D5(e)を次のように改める。 (e) 第十二条第三項(i)の規定に従い理事が投票権の停止を解かれた加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する場合には、その理事を選出した加盟国の集団によつて任命された評議員は、投票権の停止を解かれた加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する。その加盟国は、自国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する評議員の任命に参加したものとみなす。</p>
<p>14 改正前のこの協定の第十二条第三項(b)又は(c)の規定に基づいて任命され、かつ、この付表が効力を生ずる直前に在職していた各理事は、当該理事を任命した加盟国によつて選出されたものとみなす。 (b) この付表が効力を生ずる直前に改正前のこの協定の第十二条第三項(i)の規定に基づいて加盟国の票を投じていた各理事は、当該加盟国によつて選出されたものとみなす。 付表L1(b)を次のように改める。 (b) 総務及び総務代理を任命してはならず、評議員及び評議員代理を任命し、又はその任命に参加してはならず、並びに理事を選出し、又はその選出に参加してはならない。 付表L3(c)の柱書きを次のように改める。 (c) 当該加盟国が選出し、又はその選出に参加した理事は、当該理事が投票権を停止されていない他の加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有しない限り、退任する。当該理事が当該資格を有する場合には、 おいて、 災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案 平成二十三年八月九日 提出者 災害対策特別委員長 松下 新平 参議院議長 西岡 武夫殿</p>	<p>14 改正前のこの協定の第十二条第三項(b)又は(c)の規定に基づいて任命され、かつ、この付表が効力を生ずる直前に在職していた各理事は、当該理事を任命した加盟国によつて選出されたものとみなす。 (b) この付表が効力を生ずる直前に改正前のこの協定の第十二条第三項(i)の規定に基づいて加盟国の票を投じていた各理事は、当該加盟国によつて選出されたものとみなす。 付表L1(b)を次のように改める。 (b) 総務及び総務代理を任命してはならず、評議員及び評議員代理を任命し、又はその任命に参加してはならず、並びに理事を選出し、又はその選出に参加してはならない。 付表L3(c)の柱書きを次のように改める。 (c) 当該加盟国が選出し、又はその選出に参加した理事は、当該理事が投票権を停止されていない他の加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有しない限り、退任する。当該理事が当該資格を有する場合には、 おいて、 災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案 平成二十三年八月九日 提出者 災害対策特別委員長 松下 新平 参議院議長 西岡 武夫殿</p>
<p>1 この付表が効力を生ずる場合には、 付表E 理事に関する経過規定 この付表が効力を生ずる場合には、</p>	<p>15 改正前のこの協定の第十二条第三項(b)又は(c)の規定に基づいて任命され、かつ、この付表が効力を生ずる直前に在職していた各理事は、当該理事を任命した加盟国によつて選出されたものとみなす。 (b) この付表が効力を生ずる直前に改正前のこの協定の第十二条第三項(i)の規定に基づいて加盟国の票を投じていた各理事は、当該加盟国によつて選出されたものとみなす。 付表L1(b)を次のように改める。 (b) 総務及び総務代理を任命してはならず、評議員及び評議員代理を任命し、又はその任命に参加してはならず、並びに理事を選出し、又はその選出に参加してはならない。 付表L3(c)の柱書きを次のように改める。 (c) 当該加盟国が選出し、又はその選出に参加した理事は、当該理事が投票権を停止されていない他の加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有しない限り、退任する。当該理事が当該資格を有する場合には、 おいて、 災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案 平成二十三年八月九日 提出者 災害対策特別委員長 松下 新平 参議院議長 西岡 武夫殿</p>
<p>1 災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案 この法律は、公布の日から施行する。</p>	<p>15 改正前のこの協定の第十二条第三項(b)又は(c)の規定に基づいて任命され、かつ、この付表が効力を生ずる直前に在職していた各理事は、当該理事を任命した加盟国によつて選出されたものとみなす。 (b) この付表が効力を生ずる直前に改正前のこの協定の第十二条第三項(i)の規定に基づいて加盟国の票を投じていた各理事は、当該加盟国によつて選出されたものとみなす。 付表L1(b)を次のように改める。 (b) 総務及び総務代理を任命してはならず、評議員及び評議員代理を任命し、又はその任命に参加してはならず、並びに理事を選出し、又はその選出に参加してはならない。 付表L3(c)の柱書きを次のように改める。 (c) 当該加盟国が選出し、又はその選出に参加した理事は、当該理事が投票権を停止されていない他の加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有しない限り、退任する。当該理事が当該資格を有する場合には、 おいて、 災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案 平成二十三年八月九日 提出者 災害対策特別委員長 松下 新平 参議院議長 西岡 武夫殿</p>

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案  
右の議案を提出する。  
平成二十三年八月九日

提出者

災害対策特別委員長 松卜 新平  
参議院議長 西岡 武夫殿

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律

1 東日本大震災関連義援金の交付を受けることとなつた者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 東日本大震災関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができない。

3 この法律において「東日本大震災関連義援金」とは、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の被災者又はその遺族(以下この項において「被災者等」という。)の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいう。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなつた東日本大震災関連義援金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

投票者氏名

日程第一 東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めめるの件(衆議院送付)  
日程第二 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国の議許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めめるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

二二六名

- |        |        |
|--------|--------|
| 足立 信也君 | 相原久美子君 |
| 有田 芳生君 | 池口 修次君 |
| 石橋 通宏君 | 一川 保夫君 |
| 岩本 司君  | 植松恵美子君 |
| 梅村 聡君  | 江崎 孝君  |
| 江田 五月君 | 小川 勝也君 |
| 小川 敏夫君 | 尾立 源幸君 |
| 大石 尚子君 | 大河原雅子君 |
| 大久保 勉君 | 大久保潔重君 |
| 大島九州男君 | 大塚 耕平君 |
| 大野 元裕君 | 岡崎トミ子君 |
| 加賀谷 健君 | 加藤 敏幸君 |
| 風間 直樹君 | 金子 恵美君 |
| 金子 洋一君 | 神本美恵子君 |
| 川合 孝典君 | 川上 義博君 |
| 川崎 稔君  | 郡司 彰君  |
| 小西 洋之君 | 小林 正夫君 |
| 小見山幸治君 | 行田 邦子君 |
| 輿石 東君  | 今野 東君  |
| 佐藤 公治君 | 斎藤 嘉隆君 |
| 櫻井 充君  | 芝 博一君  |
| 主濱 了君  | 榛葉賀津也君 |
| 鈴木 寛君  | 田城 郁君  |

投票者氏名

- |         |        |
|---------|--------|
| 田中 直紀君  | 高橋 千秋君 |
| 武内 則男君  | 谷 博之君  |
| 谷 亮子君   | 谷岡 郁子君 |
| ソルチマルテ君 | 津田弥太郎君 |
| 辻 泰弘君   | 外山 斎君  |
| 徳永 エリ君  | 徳永 久志君 |
| 轟木 利治君  | 友近 聡朗君 |
| 那谷屋正義君  | 直嶋 正行君 |
| 中谷 智司君  | 中村 哲治君 |
| 長浜 博行君  | 難波 奨二君 |
| 西村まさみ君  | 羽田雄一郎君 |
| 白 眞勲君   | 林 久美子君 |
| 姫井由美子君  | 平田 健二君 |
| 平野 達男君  | 平山 幸司君 |
| 平山 誠君   | 広田 一君  |
| 広野ただし君  | 福山 哲郎君 |
| 藤末 健三君  | 藤田 幸久君 |
| 藤谷 光信君  | 藤本 祐司君 |
| 藤原 正司君  | 藤原 良信君 |
| 舟山 康江君  | 前川 清成君 |
| 前田 武志君  | 牧山ひろえ君 |
| 増子 輝彦君  | 松井 孝治君 |
| 松浦 大悟君  | 松野 信夫君 |
| 水戸 将史君  | 水岡 俊一君 |
| 室井 邦彦君  | 森 ゆうこ君 |
| 安井美沙子君  | 柳澤 光美君 |
| 柳田 稔君   | 山根 隆治君 |
| 横峯 良郎君  | 吉川 沙織君 |
| 米長 晴信君  | 蓮 紡君   |
| 愛知 治郎君  | 青木 一彦君 |
| 赤石 清美君  | 有村 治子君 |
| 石井 準一君  | 石井 浩郎君 |
| 石井みどり君  | 磯崎 仁彦君 |

- |         |         |
|---------|---------|
| 磯崎 陽輔君  | 猪口 邦子君  |
| 岩井 茂樹君  | 岩城 光英君  |
| 宇都 隆史君  | 上野 通子君  |
| 衛藤 晟一君  | 大家 敏志君  |
| 岡田 直樹君  | 岡田 広君   |
| 加治屋義人君  | 片山さつき君  |
| 金子原二郎君  | 川口 順子君  |
| 岸 宏一君   | 岸 信夫君   |
| 北川イツセイ君 | 熊谷 大君   |
| 小泉 昭男君  | 小坂 憲次君  |
| 鴻池 祥肇君  | 佐藤 信秋君  |
| 佐藤 正久君  | 佐藤ゆかり君  |
| 山東 昭子君  | 島尻安伊子君  |
| 末松 信介君  | 鈴木 政二君  |
| 世耕 弘成君  | 関口 昌一君  |
| 伊達 忠一君  | 高階恵美子君  |
| 谷川 秀善君  | 塚田 一郎君  |
| 鶴保 庸介君  | 中川 雅治君  |
| 中曾根弘文君  | 中西 祐介君  |
| 中原 八一君  | 中村 博彦君  |
| 二之湯 智君  | 西田 昌司君  |
| 野村 哲郎君  | 長谷川 岳君  |
| 橋本 聖子君  | 林 芳正君   |
| 福岡 資麿君  | 藤井 基之君  |
| 藤川 政人君  | 古川 俊治君  |
| 牧野たかお君  | 松下 新平君  |
| 松村 祥史君  | 松村 龍二君  |
| 松山 政司君  | 丸川 珠代君  |
| 丸山 和也君  | 三原じゅん子君 |
| 水落 敏栄君  | 溝手 顕正君  |
| 宮沢 洋一君  | 森 まさこ君  |
| 山崎 力君   | 山崎 正昭君  |
| 山田 俊男君  | 山谷えり子君  |

平成二十三年八月十日 参議院公議録第三十二号 投票者氏名

反对者氏名

○名

山本 一大君	山本 順三君
吉田 博美君	義家 弘介君
若林 健太君	脇 雅史君
渡辺 猛之君	秋野 公造君
荒木 清寛君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	加藤 修一君
草川 昭三君	木庭健太郎君
白浜 一良君	竹谷とし子君
谷合 正明君	長沢 広明君
西田 実仁君	浜田 昌良君
松 あきら君	山口那津男君
山本 香苗君	山本 博司君
横山 信一君	渡辺 孝男君
上野ひろし君	江口 克彦君
小熊 慎司君	川田 龍平君
桜内 文城君	柴田 巧君
寺田 典城君	中西 健治君
松田 公太君	水野 賢一君
井上 哲上君	紙 智子君
田村 智子君	大門実紀史君
山下 芳生君	荒井 広幸君
片山虎之助君	中山 恭子君
藤井 孝男君	舛添 要一君
福島みずほ君	又市 征治君
山内 徳信君	吉田 忠智君
亀井亜紀子君	白見庄三郎君
森田 高君	糸数 慶子君
尾辻 秀久君	大江 康弘君
長谷川大紋君	浜田 和幸君

日程第三 理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

足立 信也君	相原久美子君
有田 芳生君	池口 修次君
石橋 通宏君	一川 保夫君
岩本 司君	植松恵美子君
梅村 聡君	江崎 孝君
江田 五月君	小川 勝也君
小川 敏夫君	尾立 源幸君
大石 尚子君	大河原雅子君
大久保 勉君	大久保潔重君
大島九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	岡崎トミ子君
加賀谷 健君	加藤 敏幸君
風間 直樹君	金子 恵美君
金子 洋一君	神本美恵子君
川合 孝典君	川上 義博君
川崎 稔君	郡司 彰君
小西 洋之君	小林 正夫君
小見山幸治君	行田 邦子君
輿石 東君	今野 東君
佐藤 公治君	斎藤 嘉隆君
櫻井 充君	芝 博一君
主濱 了君	榛葉賀津也君
鈴木 寛君	田城 郁君
田中 直紀君	高橋 千秋君
武内 則男君	谷 博之君
谷 亮子君	谷岡 郁子君
辻 泰弘君	津田弥太郎君
徳永 エリ君	徳永 久志君

轟木 利治君	友近 聡朗君
那谷屋正義君	直嶋 正行君
中谷 智司君	中村 哲治君
長浜 博行君	難波 奨二君
西村まさみ君	羽田雄一郎君
白 眞勲君	林 久美子君
姫井由美子君	平田 健二君
平野 達男君	平山 幸司君
平山 誠君	広田 一君
広野ただし君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君
藤谷 光信君	藤本 祐司君
藤原 正司君	藤原 良信君
舟山 康江君	前川 清成君
前田 武志君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	松井 孝治君
松浦 大悟君	松野 信夫君
水戸 将史君	水岡 俊一君
室井 邦彦君	森 ゆうこ君
安井美沙子君	柳澤 光美君
柳田 稔君	山根 隆治君
横峯 良郎君	吉川 沙織君
米長 晴信君	蓮 鮎君
愛知 治郎君	青木 一彦君
赤石 清美君	有村 治子君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井みどり君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
岩井 茂樹君	岩城 光英君
宇都 隆史君	上野 通子君
衛藤 晟一君	大家 敏志君
岡田 直樹君	岡田 広君
加治屋義人君	片山さつき君

金子原二郎君	川口 順子君
岸 宏一君	岸 信夫君
北川イツセイ君	熊谷 大君
小泉 昭男君	小坂 憲次君
鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	佐藤ゆかり君
山東 昭子君	島尻安伊子君
末松 信介君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関口 昌一君
伊達 忠一君	高階恵美子君
谷川 秀善君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	中川 雅治君
中曾根弘文君	中西 祐介君
中原 八一君	中村 博彦君
二之湯 智君	西田 昌司君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
長谷川 岳君	橋本 聖子君
林 芳正君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
古川 俊治君	牧野たかお君
松下 新平君	松村 祥史君
松村 龍二君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
三原じゅん子君	水落 敏榮君
溝手 顕正君	宮沢 洋一君
森 まさこ君	山崎 力君
山崎 正昭君	山田 俊男君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉田 博美君
義家 弘介君	若林 健太君
脇 雅史君	渡辺 猛之君
秋野 公造君	荒木 清寛君
石川 博崇君	魚住裕一郎君

加藤 修一君 木庭健太郎君 竹谷とし子君 長沢 広明君 浜田 昌良君 山口那津男君 山本 博司君 渡辺 孝男君 江口 克彦君 川田 龍平君 柴田 巧君 中西 健治君 水野 賢一君 片山虎之助君 藤井 孝男君 福島みずほ君 山内 徳信君 亀井亜紀子君 森田 高君 尾辻 秀久君 長谷川大紋君	草川 昭三君 白浜 一良君 谷合 正明君 西田 実仁君 松 あきら君 山本 香苗君 横山 信一君 上野ひろし君 小熊 慎司君 小熊 文城君 桜内 典城君 寺田 公太君 松田 公幸君 荒井 恭子君 中山 恭子君 舛添 要一君 又市 征治君 吉田 忠智君 自見庄三郎君 糸数 慶子君 大江 康弘君 浜田 和幸君	反対者氏名 井上 哲士君 田村 智子君 山下 芳生君	紙 智子君 大門実紀史君	日程第四 災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案 (災害対策特別委員長提出) 日程第五 東日本大震災関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出) 賛成者氏名 足立 信也君 相原久美子君	一三三六名	有田 芳生君 石橋 通宏君 岩本 司君 梅村 聡君 江田 五月君 小川 敏夫君 大石 尚子君 大久保 勉君 大島九州男君 大野 元裕君 加賀谷 健君 風間 直樹君 金子 洋一君 川合 孝典君 川崎 稔君 小西 洋之君 小見山幸治君 興石 東君 佐藤 公治君 櫻井 充君 主濱 了君 鈴木 寛君 田中 直紀君 武内 則男君 谷 亮子君 谷 亮子君 辻 泰弘君 徳永 エリ君 轟木 利治君 那谷屋正義君 中谷 智司君 長浜 博行君 西村まさみ君 白 眞敷君	池口 修次君 一川 保夫君 植松恵美子君 江崎 孝君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大河原雅子君 大久保潔重君 大塚 耕平君 岡崎トミ子君 加藤 敏幸君 金子 恵美君 神本美恵子君 川上 義博君 郡司 彰君 小林 正夫君 行田 邦子君 今野 東君 斎藤 嘉隆君 芝 博一君 榎葉賀津也君 田城 郁君 高橋 千秋君 谷 博之君 谷 郁子君 津田弥太郎君 外山 斎君 徳永 久志君 友近 聡朗君 直嶋 正行君 中村 哲治君 難波 奨二君 羽田雄一郎君 林 久美子君	姫井由美子君 平山 幸司君 広田 一君 福山 哲郎君 藤田 幸久君 藤本 祐司君 藤原 良信君 前川 清成君 牧山ひろえ君 松井 孝治君 松野 信夫君 水岡 俊一君 森 ゆうこ君 柳澤 光美君 山根 隆治君 吉川 沙織君 蓮 昉君 青木 一彦君 有村 治子君 石井 浩郎君 磯崎 仁彦君 猪口 邦子君 岩城 光英君 上野 通子君 大家 敏志君 岡田 広君 片山さつき君 川口 順子君 岸 信夫君 熊谷 大君 小坂 憲次君 佐藤 信秋君 佐藤ゆかり君	平田 健二君 平山 誠君 広野ただし君 藤末 健三君 藤谷 光信君 藤原 正司君 舟山 康江君 前田 武志君 増子 輝彦君 松浦 大悟君 水戸 将史君 室井 邦彦君 安井美沙子君 柳田 稔君 横峯 良郎君 米長 晴信君 愛知 治郎君 赤石 清美君 石井 準一君 石井みどり君 磯崎 陽輔君 岩井 茂樹君 宇都 隆史君 衛藤 晟一君 岡田 直樹君 加治屋義人君 金子原二郎君 岸 宏一君 北川イツセイ君 小泉 昭男君 鴻池 祥肇君 佐藤 正久君 山東 昭子君	島尻安伊子君 鈴木 政二君 関口 昌一君 高階恵美子君 塚田 一郎君 中川 雅治君 中西 祐介君 中村 博彦君 西田 昌司君 野村 哲郎君 橋本 聖子君 福岡 資麿君 藤川 政人君 牧野たかお君 松村 祥史君 松山 政司君 丸山 和也君 水落 敏栄君 宮沢 洋一君 山崎 力君 山田 俊男君 山本 一太君 吉田 博美君 若林 健太君 渡辺 猛之君 荒木 清寛君 魚住裕一郎君 草川 昭三君 白浜 一良君 谷合 正明君 西田 実仁君 松 あきら君 山本 香苗君	末松 信介君 世耕 弘成君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中曾根弘文君 中原 八一君 二之湯 智君 野上浩太郎君 長谷川 岳君 林 芳正君 藤井 基之君 古川 俊治君 松下 新平君 松村 龍二君 丸川 珠代君 三原じゅん子君 溝手 顕正君 森 まさこ君 山崎 正昭君 山谷えり子君 山本 順三君 義家 弘介君 脇 雅史君 秋野 公造君 石川 博崇君 加藤 修一君 木庭健太郎君 竹谷とし子君 長沢 広明君 浜田 昌良君 山口那津男君 山本 博司君
--	--	-------------------------------------	-----------------	--	-------	---	--	--	--	---	---

横山 信一君	渡辺 孝男君
上野ひろし君	江口 克彦君
小熊 慎司君	川田 龍平君
桜内 文城君	柴田 巧君
寺田 典城君	中西 健治君
松田 公太君	水野 賢一君
井上 哲士君	紙 智子君
田村 智子君	大門実紀史君
山下 芳生君	荒井 広幸君
片山虎之助君	中山 恭子君
藤井 孝男君	舛添 要一君
福島みずほ君	又市 征治君
山内 徳信君	吉田 忠智君
亀井亜紀子君	白見庄三郎君
森田 高君	糸数 慶子君
尾辻 秀久君	大江 康弘君
長谷川大紋君	浜田 和幸君

反対者氏名

○名

北方領土問題に対する政府の認識に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年七月二十六日

参議院議長 西岡 武夫殿

江口 克彦

北方領土問題に対する政府の認識に関する質問主意書

我が国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島から成る北方領土は、第二次世界大

戦終了直後、ソ連軍によつて占領され、ソ連が崩壊しロシアとなった現在も不法占拠の下に置かれている。現在、北方領土には約一万七千人のロシア人が暮らしているが、島では長い間、生活に必要なインフラ(埠頭、空港、発電所、道路、病院、学校など)が手つかずのまま放置されている。ところが、近年ロシア政府が着手した「クリル諸島社会経済発展連邦特別プログラム(二〇〇七〜二〇一五年)」により、猛烈なスピードで島のインフラ整備が進んでいる状況にある。こうした島の変化が進む中で、二〇一〇年十一月のメドヴェージェフ・ロシア大統領の国後島訪問を始め、ロシア要人の訪問が相次いで行われている。しかし、菅内閣総理大臣を始め、日本政府は「遺憾である」、「我が国の立場、国民感情から受け入れられない」と抗議する程度であり、この抗議にすらロシア側は反発し領土交渉に対する姿勢がより強硬なものとなるなど、日露間では北方領土問題解決の糸口すら見えていない状況となっている。

そこで以下のとおり質問する。

一 メドヴェージェフ・ロシア大統領の国後島訪問に対する具体的な対抗措置として、菅内閣総理大臣自らが北方領土の地に足を踏み入れ島内を視察すべきと考えるが、その予定はないのか明らかにされたい。また、枝野沖繩及び北方対策担当大臣及び松本外務大臣も北方領土問題を担当する大臣として同様に自ら北方領土の地に足を踏み入れ島内を視察すべきと考えるが、その予定はないのか明らかにされたい。

二 北方領土の元居住者が島に残した財産については、終戦時から今日に至るまで、利用はもとよりその保全すらできない状況にあり、この間

の損失は計り知れないものがある。こうした特殊な事情や、高齢な元居住者には多くの時間が残されていないという厳しい現実を踏まえ、元居住者に対する何らかの支援策が必要と考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

三 民主党政権になって以降、北方領土問題に対するロシア側の強硬姿勢が増長され、日露間の立場に大きな開きが生じていると考えるが、政府は、この状況を改善し、領土交渉を進展させるため、言葉による抗議声明や申入れ以外にどのような戦略的プランを持っているか。また、領土交渉の見通し、スケジュールについて、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十三年八月五日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員江口克彦君提出北方領土問題に対する政府の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

関する問題が未解決であることなどから、北方地域元居住者等に対する援護措置として、独立行政法人北方領土問題対策協会において、事業又は生活に必要な資金を低利で融通しており、平成二十三年度からは、北方地域元居住者等からの要望に応え、そのうち一部の資金について貸付限度額を引き上げるなどの措置をとったところである。

三について

お尋ねの「領土交渉の見通し、スケジュール」について一概にお答えすることは困難であるが、政府としては、北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するとの方針の下、引き続き、強い意思をもってロシア連邦政府との間で交渉を行っていく考えである。

明治二十五年三月三十日  
郵便物認可日

発行所

東京〇五十八四四五  
二番四号区虎ノ門二丁目  
独立行政法人国立印刷局

電 話

03  
(3587)  
4294

定 価

本体 本号一部  
三四五円  
(三〇円)